

第10回 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成16年2月9日(月)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第10回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

報告第 41 号	石巻地域合併協議会第2小委員会について・・・・・・・・・・	P 1
報告第 42 号	石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について・・・・・・・・	P 5
報告第 43 号	新市まちづくり計画に係る県事業の要望について・・・・・・・・	P 19

協議事項

協議第35号の1	町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)について・・・・・・・・	P 55
協議第36号の1	保健事業の取扱い(協定項目25-9)について・・・・・・・・・・	P 56
協議第37号の1	環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)について・・・・・・・・	P 58
協議第38号の1	水産関係事業の取扱い(協定項目25-20)について・・・・・・・・・・	P 59
協議第39号の1	商工・観光関係事業の取扱い(協定項目25-21)について・・・・・・・・	P 60
協議第40号の1	勤労者・消費者関連事業の取扱い(協定項目25-22)について・・・・・・・・	P 61

提案事項

協議第 41 号	事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その2)・・・・	P 63
協議第 42 号	納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について・・・・・・・・・・	P 73
協議第 43 号	消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について・・・・・・・・	P 83
協議第 44 号	交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について・・・・・・・・・・	P 88
協議第 45 号	農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について・・・・・・・・・・	P 112
協議第 46 号	文化振興事業の取扱い(協定項目25-28)について・・・・・・・・・・	P 135
協議第 47 号	社会教育事業の取扱い(協定項目25-30)について・・・・・・・・・・	P 147

その他

・第11回 石巻地域合併協議会の日程について・・・・・・・・・・	P 171
----------------------------------	-------

第10回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成16年2月9日(月)
午後2時～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 新市名称募集懸賞授与式

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 41 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について
- 報告第 42 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について
- 報告第 43 号 新市まちづくり計画に係る県事業の要望について

(2) 協議事項

- 協議第35号の1 町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)について
- 協議第36号の1 保健事業の取扱い(協定項目25-9)について
- 協議第37号の1 環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)について
- 協議第38号の1 水産関係事業の取扱い(協定項目25-20)について
- 協議第39号の1 商工・観光関係事業の取扱い(協定項目25-21)について
- 協議第40号の1 勤労者・消費者関連事業の取扱い(協定項目25-22)について

(3) 提案事項

- 協議第 41 号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その2)
- 協議第 42 号 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について
- 協議第 43 号 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について
- 協議第 44 号 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について
- 協議第 45 号 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について
- 協議第 46 号 文化振興事業の取扱い(協定項目25-28)について
- 協議第 47 号 社会教育事業の取扱い(協定項目25-30)について

(4) その他

- ・第11回 石巻地域合併協議会の日程について

6 そ の 他

7 閉 会

報告第 4 1 号

石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

石巻地域合併協議会第 2 小委員会（第 8 回）の開催結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成16年1月23日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会
委員長 武者賢三

石巻地域合併協議会第2小委員会（第8回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第8回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成16年1月22日(木) 午後1時15分から

開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

出席委員 22名

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

三浦 總 吉(河南町2号委員)

若山 憲 彦(桃生町2号委員)

2 協議事項

協議に入る前に、平成16年1月19日に開催された1市6町の議長会議の結果について、全員が揃わなかったため流会となったことを報告した。

質問等なし

(1) 特別職の職員の身分の取扱いについて

「事務組織及び機構の取扱い」との兼合いから、幹事会と専門部会による調整方針案に関して、第2小委員会資料(P1~3)のとおり、事務局より説明を受ける。

(総務部会長より説明)

- ・石巻市には、現在常勤の監査委員がいるが、非常勤とした協議の経緯を知りたい。県内で、常勤の監査委員を置いているのは石巻市のほかに2市である。現在石巻市には監査委員が2名いるが、新市においては「各分野(議会代表・行政代表・会計の専門職)から各々1名ずつ合計3名として1名増員し、全て非常勤とする。」との結論に至った経緯がある。(総務部会長)
- ・新市の市長が決定するまでに、現在の首長を参与としておいた方がいいのではないか。
- ・「1市6町の長の合併後の処遇の取扱い」について、「顧問及び参与等は置かない。」としたこと、及び「常勤監査委員制度の有無」について「全員非常勤とする。」との調整方針は、官僚主義的民主主義がちらついているように感じる。納得いかない。
- ・将来の石巻市をつくるために、その地方の意見集約ができるよう、顧問及び参与としておいた方がいい。また、監査委員についても、常勤の監査委員をおいた方がいい。
- ・将来のまちづくりのために、議員が残って次へ橋渡しをするという責務があるので、首長より議会議員が残った方がいいのではないか。また、この席で結論を出した方がいいのではないか。

上記のとおり、「顧問及び参与等は置かない。」及び「監査委員を全員非常勤とする。」との調整方針について、納得いかないとの意見と、この席で結論を出すべきと意見が分かれたが、「大事なことなので考える時間をもらった方がいい。」との意見により、継続協議とした。

(2) 次回開催日程について

開催日 平成16年2月9日(月)協議会終了後

場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

なお、19日の議長会議が流会となったため、次回の委員会の前に、次のとおり会議を開催する。

開催日 平成16年1月28日(水)午前9時30分

場 所 石巻ルネッサンス館 1階 サロンルーム

(3) その他

特になし

3 その他

特になし

報告第42号

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会(第6回)の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年2月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

「新市まちづくり計画検討委員会 第6回」記録

開催月日	平成16年1月19日(月)午後1:30～午後4:30
会場	ルネッサンス館 マルチ交流ホール
主 題	グループワーク：基本方針に基づく施策と事業を考える(その1)
議 事	1. 今回のテーマと進め方の説明 2. 建設計画中間案・協定項目等の協議状況説明及び住民懇談会の開催結果の報告 3. 小グループによる話し合い及び全体会議 (1) 基本方針毎の実現すべき施策と事業の提案討議 (2) グループ発表と7テーマについての意見交換 4. アドバイザーからの総評 5. その他(次回の日程についてなど)
資 料	・住民懇談会資料(協定項目等合併協議会の協議状況) ・住民懇談会開催結果報告書(概要) ・大崎地方合併協議会「新市建設計画(案)」(建設計画参考資料) ・登米地域まちづくり検討委員会「新市への提言」(提言書参考資料)

1. 今回のテーマと進め方の説明

アドバイザーである特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事 紅邑晶子氏より、後半は、最終提案に向けた協議となること、本日のグループワークの概要が説明された。

同 代表理事 加藤哲夫氏より、今後の具体的施策・事業の検討についてお願いがされた。

2. 建設計画中間案・協定項目等の協議状況説明及び住民懇談会の開催結果の報告

事務局(鈴木次長)より、新市まちづくり計画(建設計画)中間案〔概要版〕、住民懇談会資料(協定項目等合併協議会の協議状況)、住民懇談会開催結果報告書(概要)について説明報告がされた。

新市まちづくり計画(建設計画)中間案について

住民懇談会資料(協定項目等合併協議会の協議状況)について

住民懇談会開催結果報告書について

参考資料について

3. 小グループによる話し合い及び全体会議

アドバイザーである特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事 紅邑晶子氏および同センター 代表理事 加藤哲夫氏の指導に従って、基本方針に基づく施策と事業の討議をグループワークし、グループ毎に結果を発表した。

(1) 基本方針毎の実現すべき施策と事業の提案討議

新市まちづくり計画中間案の7つの基本方針(テーマ)に対応して、参加者の希望をとりながら7つのグループ分けの後、グループワークを行った。

- 本日の作業の位置づけを明確にするため、今後の委員会の討議内容(予定)が説明された。

第7回～8回：第6回の7テーマ毎の意見まとめに対して、専門家(外部からの招へいを含む)から専門的なアドバイス・コメントをいただきながらテーマ毎にグループワークを行い、施策・事業をまとめることとしたい。

第9回：公共的施設の適正配置と整備及び提言書まとめへの意見交換を行う。

- なお、本日の作業は、今後の討議のための材料づくり(料理に例えれば、どのような料理を作るべきかを考えるための材料確認にあたる。)であること、個々の意見を捨てないことが注意された。
- まず、事前に作成をお願いしていた「テーマ対応の宿題ワークシート(7つの基本方針毎に、実施すべき施策と事業の提案を記入)」を1意見1枚の短冊状にカットし、土井様な内容の意見を整理し、意見の塊をつくった。
- 同時に、「住民懇談会開催結果報告書からの関連意見」、「通信講座委員からの意見(プリント配布)」を確認しながら付け加えた。
- また、テーマに対する各グループメンバーの提案を加えながら、意見の塊を再整理した。
- そして、模造紙上に意見の塊を配置し、意見の塊毎に、「施策・事業の集約文章」を作成(A4黄色用紙に記入)し、模造紙上に配置する作業を行った。

(2) グループ発表と7テーマについての意見交換

各グループの持ち時間3分を基本に、作業と討議結果の全体像としての概略発表を行った。

なお、他のグループ(テーマ)に追加したい意見を、各自ポスト・イットに記入し、最期に該当テーマのまとめ(模造紙)に添付することをお願いした。

個々の意見と集約作業、討議の結果は、別紙の【新市まちづくり計画検討委員会第6回グループワークまとめ】のとおり。

4 . アドバイザーからの総評

石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏

- ごみ、リサイクルの問題で、廃材・発泡スチロールから油をとるなど、資源再利用

の話しがあった。こんなことを発見していく活動が大切ではないかと考える。

- 例えば、EM技術、微生物であるEM菌の利用で、生ごみが肥料になる。有機・無農薬栽培、水の浄化にもつながっていく。微生物の働きは、納豆や糶の働きによるお酒など、有効な食材になることで知られているように、新しい食材を作ることに活用できるのではないか。このように、知恵を働かせることで有効なものにする、また、暮らしに取り入れていく必要があるのではないだろうか。
- 産業と雇用は、大きな課題である。一つには「資源の有効利用と活用」が重要である。資源には、人材、特にシルバーにも着目すべきである。
- お年寄り単なるお年寄りではなく、技術や経験を持つ人たちである。この人たちの力を利用するためには、例えば、お年寄りの技術や経歴のデータベースを作り、知恵を活用する仕組みが考えられる。お年寄りが働ける、頼りにされることから生きがいがあるものであり、お年寄りを大いに活用すべきである。
- また、雇用の場を確保するには、「産業の活性化と企業の成長」が不可欠であり、特色ある産業をつくる、特色ある企業になることが先ず重要である。「特色ある」とは、どこでも同じではなく、働く人の意識、独自を作ろうとする目的意識があるかどうかにかかっている。
- 例えば、国際交流は、異なる文化比較から新しい発見をする、新しい知識や技術を発見することに意義がある。異業種交流においても、いろいろな人たちが集まり、共通点を見だし、例えば、流通革命、流通コストの短縮や生産者・消費者相互の顔を見ながらの販売となる産直など、新たなアイデアにつながっていく。「新たな気づきの機会」となるのが交流の意義である。
- まちづくりを考える場合も「この地域をどうしたらいいのか」と一生懸命に考えることにより、いろいろな場面で気づいたりする。禅の世界で「念・忘・解（ねん・ぼう・かい）」という言葉がある。念とは、中途半端ではだめである。忘とは、一生懸命考えた事はいつも頭のどこかに残っている。解とは、ある日突然ひらめくことを表している。「雇用の場がない」などと非難するのではなく、行動することこそ重要である。
- 「行政評価」については、石巻でも取り組んでいるが、「評価」が格付けとかに誤解されている側面がある。「評価」とは、よりよい仕事にするための改善が目的であり、日々の成果を確認・把握し、その結果をもとに改善に取り組むことである。「評価」とは、行政だけの問題ではなく、「成果をきっちりと判断すること」が狙いであることを述べておきたい。

5. その他

事務局より、次回の委員会開催日程については、顧問、委員長と調整し通知する旨話があった。

表記注：

- (*)は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
- ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
- (・)は、()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>個性あふれる人と文化をはぐくむまち</p> <p>未来を担うたくましい子どもを育てるため、家庭・地域・学校の連携を強める必要があります。</p> <p>そのために教育施設の充実はもとより、地域社会への参加など、地域が一体となった魅力ある教育の充実を支援します。</p>	<p>子ども達を育てる健全な環境を地域全体で創り出す</p> <p>*子育て支援の充実 - 幼児が安全にスクスクと心身共に成長していける環境と、幼児を育てる親が、連携し合える環境を市民～社会で支援する</p> <p>*青少年の健全育成 - 児童・生徒が成長と共に抱える問題、悩みなど、学校・家庭・地域の連携により、解消していける社会をつくる</p> <p>*少子化対応としても教育関係に力を注ぐべき</p> <p>豊かな個性をのばす教育</p> <p>*学校教育の充実、交流、豊かな個性をのばす</p> <p>*学校教育の充実 - 地域や学区の格差を無くし、充実した学習ができる環境を整える</p>	<p>〔施策・事業〕</p> <p>教育環境の整備、充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとり教育、総合学習の取り組みの見直し（内容格差是正）（地域人材活用）（産業体験・食育教育、交流教育） ・指導者の資質の向上（地域住民の積極的参加、指導者の評価システム作成） <p>*地域で活躍している人と一緒に学習する（NHKの番組「ようこそ先輩」のような教育）</p> <p>*学校教育における地域人材活用事業（エリア拡大に伴う内容の充実）</p> <p>*地域の産業体験等をし、農漁村の交流を図る（食育教育）</p> <p>*教師の質を高める</p> <p>*指導者の資質の向上をはかる（スポーツ、教員、保護者等）</p> <p>教育システム、内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・学校・家庭の連携と情報の共有化システム作成 ・学区制の見直し（学校を選択できる）、学校統合や再編による効率的な集中教育 <p>*地域・学校・家庭の情報の共有化をはかれるシステムづくり</p> <p>*学校の統合や学区制の再編成による効率的かつ集中的な教育</p> <p>*子供の個性に合った学校を選択できるよう、学区の廃止、または越境の緩和を行う（中学校のクラブ活動などへの配慮）</p> <p>*幼児期から麻薬やタバコ等の恐ろしさを教える</p> <p>教育施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の充実 <p>*学校施設の充実、新市移行による設備等の充実</p> <p>通学環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の通学路の安全、防犯対策 <p>*子ども達の通学路の安全（危険箇所等）防犯対策</p>	

個性あふれる人と文化を育むまち（教育・文化）

表記注：

(*)は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
 ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
 (・)は、()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>市民がいつでも学べる体制や、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進め、また、地域の文化をはぐくみながら、新たな文化の創造を推進します。</p>	<p>*基本方針を「市民がいつでも、どこでも学べる体制」にしてはどうか</p> <p>優れた文化度の高い地域をめざす</p> <p>*県内でも優れた文化度の高い地域をめざす</p>	<p>生涯学習環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色を生かした生涯学習（スポーツ、レクリエーション含む）内容の充実をはかる ・情報発信のネットワークづくり（各地の様々な取り組み情報がわからない、共有化が必要） ・団体間の連携、組織化 ・地域の学習・体験機会の充実 ・地域づくりを市民自ら考える事業の推進 <p>*地域の芸術、文化、生涯学習の活動の充実</p> <p>*生涯学習推進のためのネットワーク整備事業（情報提供システムの整備、生涯学習団体の連携・組織化、地域歴史・まつり等学習体験機会の充実）（生涯スポーツについても同様の視点で取り組む必要がある）</p> <p>*社会教育の充実。社会人としてのモラルや責任を自覚し、地域の一員としての役割を、市民自らが考えられる機会を作る事業を進める</p> <p>施設の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効な利用（いつでも、どこでも、誰でも） ・相互利用による交流を図る <p>*社会教育施設の充実と連携利用、旧市町単価の社会教育施設の有効利用と整備</p> <p>*新市の中心的な運動場、市民会館等の衣替え</p> <p>*既存施設を有効活用して地域間の交流を図る</p> <p>学習活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習支援センターの設立 <p>スポーツ・レクリエーション活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの設立（健康づくりと青少年の健全育成） ・ドーム型グラウンドの建設 <p>*総合型地域スポーツクラブの設立による老若男女の健康づくりと青少年の健全育成</p> <p>*1年中通して使用できるドーム型グラウンドの建設</p> <p>地域文化の継承、形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の継承育成、文化財の保護・活用への支援 ・文化資源等のデータベース化と情報発信 <p>*地域文化、歴史の継承と活用</p> <p>*伝統文化の継承 - 各地域の文化を保護し、継承し、発信する</p> <p>*各市町の伝統行事や名所旧跡等を広く知ってもらうと共に、保存するよう支援する</p> <p>*地域の文化資源等のデータベース化と情報発信事業（ホームページの活用、各地域の文化施設での定期的な企画展の実施）</p> <p>文化活動の融合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地の文化事業の全市化 <p>*地域文化活動融合事業（現在の市・各町で推進されている文化事業を全市的に展開する） （例：石巻市では、マンガランド構想や海洋文化創造サンファン・パウティスタ関連事業など）</p> <p>新たな文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併を契機にした文化事業の創造 <p>*合併を機にした新たな文化創造を図る（記念オペラやミュージカル等を開催し、継続していく）</p>	

表記注：

- (*)は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
- ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
- (・)は、()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>健康で安心を実感できるまち</p> <p>市民の一人ひとりが生涯を通じ、健康で互いに助け合い、安心して暮らすことのできる環境づくりが大切です。</p> <p>そのため、市民と保健・医療・福祉機関や団体が一体となって、健康づくり・医療・保健・福祉サービスの充実とともに、誰もが生きがいを持って、社会参加できるような地域社会システムづくりを進めます。</p> <p>また、未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、子育て支援体制の整備を進めます。</p>	<p>生きがいと安心の環境</p> <p>* 高齢者福祉の充実 - 生きがいをもって、生活でき、安心して年を重ねられる環境をつくる</p> <p>地域一体でつくる子育て環境</p> <p>* 子育て支援の充実 - 幼児が安全にスクスクと心身共に成長していける環境と、幼児を育てる親が、連携し合える環境を市民・社会で支援する</p>	<p>ユニバーサルデザインのまちづくり事業 (誰もが利用しやすいように、まちづくりの設計のはじめから計画的に取り入れる) [地域福祉環境]</p> <p>* ユニバーサルデザインのまちづくり事業(バリアフリーなど誰もが安心して出かけられ、集える街並みの形成) (ユニバーサルデザイン:誰もが利用しやすいように、まちづくりの設計にはじめから計画的に取り入れること)</p> <p>* 障害者(児)福祉の充実 - 障害者も安心して生活できるバリアフリーの環境整備</p> <p>* 障害者の雇用の促進</p> <p>地域住民の交流の場の確立</p> <p>* 町内会や集落等小さな単位での交流を深める(子供も大人も気軽に互いに声を掛け合える様に)</p> <p>* 地域住民の交流の場の確立</p> <p>地域ボランティアの育成</p> <p>・福祉サービスの充実を支えるボランティア</p> <p>* 福祉サービスの充実(地域ボランティアの育成)</p> <p>地域格差のない老後に安心できるソフト・ハード施策の整備</p> <p>・特別養護老人ホーム等の整備推進</p> <p>・介護予防対策の充実</p> <p>* 地域格差のない老人福祉</p> <p>* 老後に安心できるハード・ソフト施策</p> <p>* 特別養護老人ホームの整備支援(民間)</p> <p>* 障害者、老人のためのグループホームをつくる(自立した生活をするために)</p> <p>* 介護予防対策の充実(医療費、介護保険料の削減につながる)</p> <p>デイサービスセンターのネットワーク化による効率的な運営</p> <p>* 旧市町単位のデイサービスセンターのネットワーク化による効率的な運営、関連施設のネットワーク化による情報の発信</p> <p>高齢者生きがい支援事業</p> <p>・高齢者事業を総合的、かつ計画的に実施する高齢者参画システムの構築</p> <p>・「じい・ばあランド」プロジェクト(高齢者と子ども達の交流)</p> <p>* 高齢者生きがい支援事業(各種の高齢者事業を総合的、かつ計画的に実施するため、行政と高齢者の方々が双方向に計画づくりができ、実施するシステムの構築)</p> <p>* 高齢者と子供たちが触れ合える場所と機会を設ける(昔の遊びなどを通して、子供たちが年寄りの知恵を学ぶと共に、高齢者の生きがい作りに貢献する。名付けて「じい・ばあランド」プロジェクト。企画には、当然お年寄りにも参加してもらいボケ防止に役立つ。)</p> <p>子育てしやすいまちづくり</p> <p>・学童保育の充実</p> <p>・保育料の引き下げ</p> <p>・子育て相談の充実</p> <p>* 地域の子育て環境の整備</p> <p>* 子育てしやすいまちづくり事業(保育所の利用や子育て相談など、親ひとり家庭や共稼ぎ家庭などが安心して仕事ができるよう、支援のシステムを総合的に実施できるようにする制度の確立)</p> <p>* 保育料の引き下げ</p> <p>* 児童虐待の防止</p>	

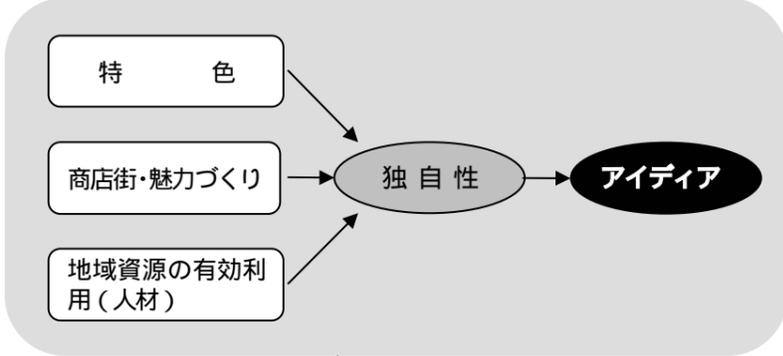
健康で安心を実感できるまち（健康・福祉）

表記注：
 （＊）は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
 （ ）と（ ）は、グループまとめての準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
 （・）は、（ ）や（ ）の内容を補足する表現。

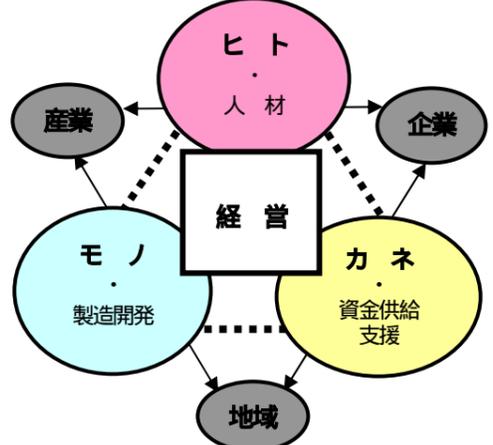
中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>健康で安心を実感できるまち</p> <p>市民の一人ひとりが生涯を通じ、健康で互いに助け合い、安心して暮らすことのできる環境づくりが大切です。</p> <p>そのため、市民と保健・医療・福祉機関や団体が一体となって、健康づくり・医療・保健・福祉サービスの充実とともに、誰もが生きがいを持って、社会参加できるような地域社会システムづくりを進めます。</p> <p>また、未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、子育て支援体制の整備を進めます。</p>		<p>健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりメニュー作成 ・指導者の育成 ・健康相談所の設置 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> * スポーツと医学が連携し、健康づくりのメニューの作成、指導者の育成 * 市民の健康づくりに体育指導委員の積極的活用 * 病気にならないよう予防教育？を行う（食育教育・指導、運動等） * 健康相談所（心の問題も含む）を身近な所にする </div> <p>保健・医療・福祉の連携</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> * 病院（医療）と福祉施設の連携システムの充実 * 保健・医療・福祉サービスの充実 - 健康維持、病気の治療、リハビリテーションなど安心して医療を受けられるサービスを充実させる </div> <p>地域医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立病院と他の医療機関とのネットワーク化 ・身近にある病院の存続 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> * 市立病院の充実 * 医療機関の充実、連携、緊急時の対応 * 地域医療形成事業（地域住民の生命と安全を確保するため、安定的で効率の良い医療の提供を行う）（高度・専門医療を住んでいる地域の身近なところで受けられこと） * 病院のネットワーク化 - 日赤や市立病院を中心としたネットワーク化を図ることにより、市民が安心して病院に行けるシステム作り（患者データの共有化） * 身近にある病院は残す </div> <p>救急医療の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> * 救急医療、災害時の医療など公立病院とその他医療機関が連携し、適切に提供していく体制の充実 </div>	

表記注：
 (＊)は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
 ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
 (・)は()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>活力と創造に満ちた産業のまち</p> <p>産業は、市民の生活の糧となり、生活を豊かにし、まちに活気を呼びます。今後も特色ある地域産業として着実な発展をしていくためには、新たな視点から地域産業の振興方を推進しなければなりません。</p> <p>そのため、各産業を担う人材の育成や、産学官の効果的な連携体制をつくるなど、新たな産業を創出する環境の整備を推進するとともに、豊かな自然や文化、観光施設を活かした観光産業の振興を進めます。</p>	<p>地域の自立、財源確保を支える地域産業</p> <p>＊地域自立が求められる ＊財源確保ができる地場産業の育成</p> <p>特色ある産業、特色ある企業、特色ある農業、特色ある製造業、特色あるサービス業...特色ある産業づくり</p> <p>＊地域産業の振興 - 農業や水産業等、地域資源を有効に利用した産業を振興する ＊特色ある製造業、特色ある小売業・サービス業の振興</p>	<p>インフラの整備</p> <p>＊高速自動車道を上手に利用する ＊石巻工業港周辺の拡大</p> <p>特色ある産業づくり</p> <p>・特色、魅力づくり、地域資源（人材を含む）の有効利用からの「独自性」創造、アイデア創造 ・地域資源の有効利用 ・シルバー世代の活用</p> <p>＊地域資源の有効利用 ＊議員や職員に各産を体験してもらい、地域住民の立場から産業や雇用を見直す ＊シルバー世代の活用 ＊全国レベルの情報発信 ＊地域通貨の導入</p> <p>現在ある企業、産業の充実を図るための積極的な支援</p> <p>・地場産業の育成、中小企業の経営力強化 ・商店街の活性化 ・農業の活性化、特色ある農業振興 ・統一ブランドの確立 ・地場製品の開発促進 ・商工業の経営の強化</p> <p>＊地域企業への特別支援 ＊現在ある産業の充実をはかる、積極的な支援 ＊商店街の活性化を図る - 商店街の魅力を活かし、サービス向上など、賑わいある商店街をつくる ＊石巻ブランドの確立 ＊新鮮な農水産物のブランド化 ＊海彦・山彦事業（海のものとの山のを組み合わせた宅配事業、イベントを定期的実施する）（農業・水産業・林業、商業の一体性の推進） ＊積極的な異業種交流による、地場産新商品の開発等の推進 ＊一次産業振興支援の拡充強化 ＊地域産業の振興を目的に、「若者・ばか者・変わり者（orよそ者）」が集まり、「地元」について自由に話し合える場を設ける（ベンチャー産業への支援）</p> <p>雇用の場の確保、若者を地域に定着させる企業誘致の促進</p> <p>・トゥモロービジネスタウン等への企業誘致</p> <p>＊トゥモロータウンへの企業の誘致の促進 ＊雇用の場の確保 若い人の定住、企業誘致 ＊企業の誘致（例：アイリスオオヤマ - 商品の多さ 石巻地域の独自の商品化が出来るかも） ＊地域進出企業対策 - 石巻工業港周辺の拡大、日本の製紙産業の位置付け</p>	



特色ある産業発展のイメージを明確にする
 参考：地域と産業と企業
 ・ヒト・モノ・カネを構成要素とする経営
 ・ヒト=人材、モノ=製造開発、カネ=資金供給、支援



＊特色ある製造業、特色ある小売業・サービス業とはなにか、特色ある農業とはなにか、を明確化する

活力と創造に満ちた産業のまち（産業・雇用）

表記注：
 （＊）は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
 （ ）と（ ）は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
 （・）は、（ ）や（ ）の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>活力と創造に満ちた産業のまち</p> <p>産業は、市民の生活の糧となり、生活を豊かにし、まちに活気を呼びます。今後も特色ある地域産業として着実な発展をしていくためには、新たな視点から地域産業の振興方策を推進しなければなりません。</p> <p>そのため、各産業を担う人材の育成や、産学官の効果的な連携体制をつくるなど、新たな産業を創出する環境の整備を推進するとともに、豊かな自然や文化、観光施設を活かした観光産業の振興を進めます。</p>		<p>観光産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と各種施設を活用し、ネットワーク化し誘客のための情報を発信する <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 豊かな自然と、各種施設を活用しネットワーク化し、誘客のための情報を発信する * 豊かな自然を生かしての土地利用（例：別荘地として販売） * 観光ネットワーク整備事業（観光施設、物産、地域推進文化事業などを有機的に連携させ、新たな産業発展創造のための仕組みづくりを行う） * 各地域の観光地を結びつけ、見て、楽しんで、やすらぎのある観光地をアピール * スポーツ観光の推進 </div> <p>人材育成 （若者が地域で就職できる環境づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な職人さんの育成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 専修大との連携、協働による新しい産業の創出、人材育成 * 専修大における人材を活用しての新規事業の開発 * 新規事業に対しての人材の育成と支援 * 若者が地域で就職できる環境をつくるための雇用先のニーズにあった人材育成 * 雇用者側のニーズに対応できる人材を育成する * 職人の育成（大工、屋根ふき職人、官大工等、伝統的な職人…） </div> <p>起業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官の交流、人材育成から新規事業 ・雇用創出への新規事業興し ・専修大学と協働によるシステムの開発、事業創出 ・起業や事業経営への支援 ・コミュニティビジネスの育成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 産学官交流推進事業（地域の頭脳である石巻専修大学と連携し、新産業の創造や既存産業の高度化が行えるシステムを充実・強化させる） * 大学を上手く生かし活用する（新しい分野での産業を興す） * 専修大との連携、協働による新しい産業の創出、人材育成 * 専修大における人材を活用しての新規事業の開発 * 第1次から3次産業が連携したビジネスの支援 * 環境、福祉、IT産業づくり * コミュニティビジネス育成支援 </div>	

表記注：

- (*)は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
- ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
- (・)は()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>安全で便利に暮らせるまち</p> <p>新市を構成する各地域の格差がなく、すべての市民が安心して生活できるまちづくりが求められています。</p> <p>そのため、それぞれの地域の実情に即した、安全で快適な居住環境の整備や、交通体系の整備・促進を図ります。</p> <p>また、災害から人命と財産を守るため、治水対策や消防施設の重点整備とともに、自主防災組織等の育成や支援を進めます。</p>	<p>安全・安心なまちづくり</p> <p>*安心・安全なまちづくり - 災害時の対策や施設の整備</p>	<p>仙石線の複線化を早期に実現する（将来には高速道の複線化、新幹線の石巻駅等実現を） 〔広域幹線交通〕</p> <p>*仙石線の複線化 *広域的な交通インフラ整備 - どの地域に行くにも動脈となる道路を作る（例：三陸道へのアクセス） *利便性のみを追求した道路整備は、ストロー現象を引き起こす危険があるため、定住促進効果に留意する</p> <p>新市周辺（縁辺）部から中心部への道路を早急に整備する（救急医療、通院・通学のためにも急務である） 地域特性にあわせた輸送交通手段の整備を行う 〔市内道路、公共交通〕</p> <p>*公共交通ネットワーク整備事業（交流の基盤となる地域間連結道路の整備や地域特性にあわせた輸送交通手段の整備を行う） *交通機関の整備、通院・通学の足の確保 *中心部から遠く離れていても、救急医療等の恩恵が受けられる様に道路等の整備を進める *高校通学体制を維持・確保する（通学バス、通学補助等、特に遠くの地域）</p> <p>地域情報ネットワークにより防災、市民情報、高度情報化社会に対応する（ケーブルTV等ネットワーク整備） 〔情報〕</p> <p>*地域情報ネットワーク整備事業（携帯電話通話地域の拡大や市民情報の提供など、高度情報化社会に対応するシステムづくり：ハード、ソフト） *地域の情報システムの充実（ケーブルTVの設置） *防災情報システムの整備</p> <p>公共上下水道の整備） 〔上下水道〕</p> <p>*上下水の整備と環境の保全と整備 *公共下水道整備事業（公共下水道の整備は、公共用水域の保全という環境対策と生活環境の向上とあわせ、洪水対策・雨水事業も重要な使命がある）</p> <p>地震、水害、津波等多い地域なので防災マップ等を早期作成する 若者が少ないのでいままでの消防組織ではなく、企業、家庭の主婦等を活用した消防・防災組織を作る 〔防災対策〕</p> <p>*防災対策の強化 *防災対策 - 防災マップ等の作成（地震・水害・津波等に対応する現在各市町にあるものを、統合一元化） *自主防災組織等の対象となる若者がいなくなっているため家庭にいる婦人等の活用を考える。</p> <p>災害時等の救急医療体制の整備と各地域医療の確立 ライフラインの確保などの防災システムの整備</p> <p>*防災対策推進事業（地震、津波、洪水、火災などの災害にえるため、ライフラインの確保などの防災システムの整備はもとより、大規模災害時医療の確立も求められる） *緊急時の輸送手段やルートの確保 *災害時を想定した、日赤病院を中心とした医療体制の充実（ドクターヘリ等の導入）</p> <p>災害対策、交通安全等のため、施設（ハード）整備を（子ども達の安全生活も考えること） 〔安全、安心な生活〕</p> <p>*子供たちが安全に生活できる環境</p>	

表記注：

- (*)は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
- ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
- (・)は、()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>環境と共生する快適なまち</p> <p>地域の豊かな自然環境は、未来へと受け継いでいく貴重な財産です。</p> <p>地球規模で環境問題が課題となっている今、市民と行政が一体となって環境の保全に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、適正な廃棄物処理、ごみの減量化、省エネルギーやリサイクル活動を推進し、循環型の環境にやさしいまちづくりに取り組みます。</p>	<p>自然環境の保護・保全</p> <div data-bbox="562 566 989 744" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 農漁村地と中心部の人々との交流を図り、自然や地域の環境を知る * 自然と触れ合う環境学習の場づくりの推進 </div> <p>循環型社会づくり</p> <div data-bbox="562 1418 989 1703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 循環型社会の構築 * 自然を活かしたまちづくり、景観の保全 * 環境の保全 - ごみの減量、省エネルギー、リサイクルなど環境保全に向けて取り組む </div> <p>美しい街並み形成</p> <div data-bbox="562 2386 989 2703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 美しい街並み形成事業（地域の自然を大切にすることや美しい街並みをつくることは、商店街の景観などばかりではなく、日常暮らす地域の生活環境そのものであり、花いっぱい運動など、地域の高齢者の方々の活動や地域コミュニティの形成に資するもので、環境啓発事業ともなる。） </div>	<p>自然環境の保護・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の動植物を知り、守るための環境学習を地域の大学や専門家を入れ学習する ・ 環境保護リーダーの育成支援 ・ アシ（葦）原の保護・保全 <div data-bbox="1060 685 1703 961" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 自然再発見事業（環境教育の一環として、また、地域の自然を知ることが郷土愛の醸成にもつながると期待される） * 自然保護区を設ける（住民との相談を忘れずに） * 新旧北上川のアシ原の保護（水の浄化作用など環境保全の重要な材料となる）（保護のためには毎年刈り取りが必要、現在は経済事業 - 紙材、屋根材、壁材、天井材、日より等で維持されているが、成立しなくなる時点での対応が必要） </div> <p>森林の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国県との協力により自然林の保全のため、ハイキング道や保安林の指定を行うとともに、植林を行う（地域の子ども達も参画する） ・ 森林を増やす <div data-bbox="1060 1175 1703 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 森林を切り開いて大掛かりな公園の造成などは行わず、保護・手入れに力を入れ、市民が森林浴など気軽に自然に親しめる場を作る * 植林につとめ、豊かな自然を子供たちへ引き継ぐ * 保安林の整備（森林浴） 森の保全 * 登山道の整備（ハイキング道） </div> <p>不法投棄を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パトロールの強化 <div data-bbox="1041 1567 1558 1620" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 不法投棄（廃船、産廃等）のパトロール強化 </div> <p>ごみの減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底 ・ 意識改革 <div data-bbox="1060 1774 1703 1961" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * ごみの減量化・リサイクル活動の推進（仙台市の“ワケル君”のような市民の意識改革が必要） * 市民がゴミの減量化に対して意識を高める * ゴミの処理場を見学させ、ごみ分別の徹底に協力してもらう </div> <p>リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品トレーなど再資源物の回収 ・ 廃材等利用の発明・アイデアの奨励、循環型事業への支援（有機肥料や紙作り、発泡スチロールや下水汚泥等の再生利用） ・ リサイクル商品の紹介 <div data-bbox="1060 2160 1703 2356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 食品トレーなどの廃プラの回収をスーパーなどに徹底させる（農業生産資材の廃プラ・廃ビの適正処理も同様に） * 広報紙等を利用して物資の再利用を図る（リサイクル商品の紹介に広報紙を利用） * ごみのリサイクル、再資源利用（EMぼかし等） </div> <p>省エネルギーの推進</p>	

表記注：

- (*)は、関連する生の意見、〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
- ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
- (・)は()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>市民が主役の創造のまち</p> <p>地域に根ざした課題解決の取り組みに向け、コミュニティ活動はますます重要なものとなっています。</p> <p>そのため、地縁コミュニティと共に、活動のテーマを共有するテーマコミュニティの推進など、新たな視点に立ったコミュニティの活性化や、市民活動組織づくりと、主体的活動の支援体制をつくっていきます。</p> <p>また、地域の一体感を高めるため、地域間交流を推進するとともに、国際交流など様々な交流機会の拡大や、まちづくりの人材を育成します。さらに、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを進めます。</p>		<p>永年の経験と知識を有し、あらゆる分野で活躍されている人たちの情報を把握し、若者や知識を身につけたい人たちに対し、生涯学習（職業訓練の場）で指導していただく〔人材育成〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> *人材バンクの充実と有効活用 *人材データベース事業（産業・教育・文化など、あらゆる分野で活躍されている人たちの情報をデータベース化し、情報提供する。ただし、個人情報には注意のこと） *専門的知識、経験を有する人材育成 *人材育成のための職業訓練の場（パソコンや英会話等）を増やす（出来るだけ気軽に参加出来るような形で） </div> <p>まちづくり活動組織の育成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> *まちづくり市民団体の育成（NPO 組織化等） *NPO 団体に対する支援 *石巻市NPO 支援オフィス等中間支援センターの有効利用 *まちづくり団体の活動内容の把握と活動方針も共有 </div> <p>ボランティア活動を積極的に進めようとする団体（個人）に対する活動の場の提供と支援を行う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> *自主的活動のボランティアの支援 *ボランティア活動の場を広める </div>	
	<p>男女共同参画のまちづくり</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 男女共同参画のまちづくりと女性の 人材育成</p> </div>	<p>女性の人材育成を積極的に進める</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 女性の人材育成、地域にいる女性の活用 * 男女共同参画の強力な推進 * 男女共同参画の目標を掲げた推進 </div>	
		<p>各地で行っている伝統行事（芸能など）を既存施設を有効に活用し、地域間の交流を行う〔文化交流〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 各地の伝統や行事を支援し、守る * 地域間の交流を活発に行う * 既存施設を有効に活用する * 青年団活動の活発化（若者が元気になる方法として、- 若者は一人あそびが多く、連帯と交流活動を） </div> <p>国際交流</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 国際交流推進事業（それぞれの地域で行われている国際交流事業を連携して行う、産業・文化活動との一体性など幅広く展開し、また、将来を担う子供たちの参画機会の拡大も推進する） * 一部の人の国際交流ではなく、皆が参加したり、満足できるような内容の事業を行う </div>	
	<p>市民と行政のパートナーシップ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 市民と行政のパートナーシップの形 成</p> </div>	<p>政策の立案から実施、評価まで、市民を交えたなかで取り組む〔市民と行政の協働〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 市民と行政の協働、市民参画による地域づくりの実践 * 市報の見直し * まちづくり助成金の継続（河南町） </div>	

表記注：

- (*)は、関連する生の意見〔施策・事業〕ではその意図から施策・事業的に表現。
- ()と()は、グループまとめに準拠し、関連の生の意見から補充して表現。
- (・)は、()や()の内容を補足する表現。

中間案基本方針	基本方針に関するもの	〔施策・事業〕	備考
<p>パートナーシップで創るまち</p> <p>地方分権の推進によって、新市にはさらなる自己決定・自己責任が求められています。</p> <p>行政は積極的に情報を公開し、市民と行政が協働でまちづくりを進め、地域の特色や特性を活かした、地方分権時代にふさわしいまちづくりを推進します。</p> <p>新市の限られた財源の中で、高度化・多様化する市民のニーズにきめ細かく対応するため、行財政運営のより一層の効率化を推進します。</p>	<p>* 地方分権についての基本的勉強が必要（行財政への不安がある）</p> <p>* 合併で現在より良くなるのか、変わらないのか、悪くなるのか、住民生活はどうなるのか...、どのようなシミュレーションを描いているのか</p> <p>* 合併の必要性を明確に説明すべき</p> <p>* 議員定数 - 地域特性を考慮した定数の配分</p> <p>行政に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営という感覚が乏しい（お役所仕事）から、いかに脱却するか、いかに効率化を図るか ・ 開かれた役所をいかに創っていくか ・ 効率化、サービスの向上という観点から、いかに行政資源の有機的連携を図るか <p>* 役場の位置、支所の役割、総合支所方式とは（役割、機能の明確化を）</p> <p>* 新庁舎の位置（車社会対応で郊外に出るかどうか）</p> <p>* 開かれた役所を作る（行政のスリム化と地方分権）</p> <p>* 地域格差のない行政</p> <p>* 俗に言うお役所仕事をやめる（過去や前例にとらわれない役所づくり）</p> <p>* 行政運営の効率化 - 職員の配置、職員の意識改善</p> <p>財政に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、国等の財政支援が望めないなか、いかに住民負担を重くせず、また財政状況をいかに住民にわかりやすく説明するか <p>* 公共施設の採算性から赤字施設は廃止されるのか</p> <p>* 財政見直し、財政シミュレーション、税収入見直しを示してほしい</p> <p>* 各市町が抱えている財政負担が新市の財政計画に支障をきたさないか</p> <p>* 1市6町の特例債は、何に使われるのか</p> <p>* 都市計画税、固定資産税、税率はどうなるのか</p> <p>* 料金が全て高くなると考えていいのか</p> <p>* 税や水道料金の格差は、どのくらいあるのか、統一するのか</p>	<p>〔施策・事業〕</p> <p><行財政改革の手法></p> <p>行政評価システムの導入・確立（責任分担の明確化）</p> <p>* 責任分担の明確化</p> <p>* 計画した施策・事業の適正な進捗、達成度の管理</p> <p>* 無駄遣いをやめる（公共事業等での公金の使い方）</p> <p>情報公開推進施策の展開</p> <p>* 情報公開推進事業（行政と市民が真のパートナーとなるためにも、情報の共有化が必要である。ただし、プライバシーの保護は注意のこと）</p> <p>* わかりやすい財政情報の公表</p> <p>* 情報の公開 - HP等による公開（特に市民に関連の深いものは、細かく公開）分野ごとにわかりやすく</p> <p>外部監査（公認会計士、経営コンサル）の導入・活用</p> <p>新市経営会議の開催（新たな市民参画システムの導入）</p> <p>* 石巻市経営会議創設事業（効率的な行政経営と時代に対応した事業の見直しを市民とともに考える新しい仕組みづくりを構築する。ただし、議会や附属機関とは異なり、審議ではなく、行政と市民がお互いを理解しあい、共に考えていこうとする市民参加の仕組みとする。10年後には健全財政となっていなければならない。）</p> <p>* 住民主体のまちづくり、市民の声の届く行政</p> <p>* 住民投票の手続きの簡素化</p> <p>* 市民による模擬議会の開催</p> <p>* 民間に任せられる分野は民間へ（NPO やボランティアへの委託、アルバイト・パートを含む）</p> <p>公共施設の統廃合も含めた適正配置、機能整備</p> <p>* 庁舎機能の整備事業（防災の本部機能や住民サービスの拠点施設として、各種施策の複合的な機能を担う施設整備が求められる）（シビックセンター）</p> <p>* 公共施設の有効利用</p> <p>* 本所、支所のネットワーク化（光ファイバー等）による効果的（早い）な対応（各種証明等）</p> <p>* ネットを最大限に利用して地方でも十分に各種の用事ができるようにする（中央に行かなくても良いように）</p> <p>ISO 9000 シリーズの取得</p> <p>* ISO 9000 シリーズの取得（企業・事業所の品質管理の国際的標準規格、認証制度）</p> <p>職員の計画的な人材育成（意識改革）</p> <p>* 職員の意識改革</p> <p>* 行政運営の効率化 - 職員の配置、職員の意識改善</p> <p>職員の適切な定員管理</p> <p>* 職員の削減</p> <p>業務標準（マニュアル）による業務の効率化</p> <p>* 業務標準化の推進 責任分担の明確化</p>	

報告第43号

新市まちづくり計画に係る県事業の要望について

新市まちづくり計画に係る県事業の要望について、別紙のとおり報告する。

平成16年2月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

新市まちづくり計画に係る県事業の要望について

1 県が実施する合併市町村の根幹事業

市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第2号の規定に基づき、新市の建設計画（まちづくり計画）には、「合併市町村を包括する県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業」を掲載する必要があります。

県が実施する合併市町村の根幹となる事業は、合併市町村の建設の基本方針を実現する事業で、かつ、新市の速やかな一体化、旧市町間の整備水準の不均衡解消等に資する事業を県の事業選択により、新市まちづくり計画に掲載するものです。

2 県が実施する当地域の根幹事業の把握

第6回協議会（11/13）において、新市の将来像、基本理念、基本方針を定めた「新市まちづくり計画中間案」の確認がなされたのを踏まえ、平成15年11月18日付けで、県に対して「県が実施する合併市町村の根幹となる事業」に係る事業量について照会を行いました。

その結果、別添のとおり12月26日付けで県から回答があったものです。

3 県事業の要望の把握

2に記述したとおり、県から「市町村建設計画策定に係る県事業」について回答があったわけですが、最終的な新市の建設計画（まちづくり計画）を策定するに当たっては、地域の要望も十分に踏まえた県事業を同計画に掲載することが望まれます。

そこで、県から回答のあった前述の県事業に対する追加要望を今回把握したものであります。

4 今後のスケジュール

2月4日	幹事会協議
2月9日	協議会へ報告
2月中旬	県へ追加要望
3月初旬	県から回答



新市建設計画における県事業の決定

(別紙 1)

市町村建設計画への県事業掲載の考え方について

1 事業の選定は、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 1 項第 2 号に規定する「合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項」について行う。

2 対象事業は、合併市町村の速やかな一体化、旧市町村間の整備水準の不均衡解消等に資すると思われる事業であって、概ね次に掲げる事項に該当するものとし、事業規模及び予算状況等も考慮の上、各部局において判断するものとする。

なお、ハード事業・ソフト事業、新規事業・継続事業を問わない。

(1) 宮城県市町村合併推進要綱に掲げる「合併重点支援地域及び合併市町村への支援」に掲げる事業

(2) 長期総合計画をはじめとする県が策定した各種長期計画に掲載された事業又は掲載が確実に見込まれる事業

(3) その他合併年度及びこれに引き続く 10 年間に実施（着手を含む。）が見込まれる事業

別紙2 市町村建設計画に係る県事業(石巻地域合併協議会)

No	1	2	3	4	5	6
部局	総務部					
担当課	人事課	市町村課			消防課	
施策分野	全分野	全分野	全分野	全分野	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)
事業名	人的支援	新市・県合同政策調整会議(仮称)の設置	みやぎ新しいまち・未来づくり交付金による支援	市町村振興資金貸付事業	消防防災施設等整備	消防防災施設等整備
地区名	-	全域	全域	全域	-	-
事業期間	-	必要に応じて当分の間	合併後10年間	平成14年度～	-	-
概算事業費(百万円)	-	-	500	未定	-	-
事業内容	新市において、今後、強化が必要な行政サービスを実施するにあたって専門的職員が不足する場合、新市の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣するもの。	新市が必要とする場合、建設計画の実施や県からの権限移譲への対応、あるいは行財政運営全般にわたり新市と県との政策調整を図るために合同の会議を持つもの。	旧市町村間の行政サービスの格差是正に要する経費や合併に伴う電算システム変更などに要する経費等について、毎年度予算の範囲内で交付するもの。	市町村合併等の広域的連携の下で行われる公共施設の整備事業に対し、本貸付金による財政支援措置を講じるもの。	消防防災施設の強化を図るため、市町村(一部事務組合含む)が行う消防防災施設及び設備の整備に要する経費について基準額の一定割合を補助するもの。	「広域化重点支援消防」として指定した市町村等に対し、合併により広域再編することに伴い臨時的に必要となる経費について支援するもの。

7	8	9	10	11	12	13
企画部	保健福祉部	産業経済部				
総合交通対策課	国保医療課	団体指導検査課	農村基盤計画課			
安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	健康で安心を実感できるまち(健康・福祉)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用) 安全で便利に暮らせるまち(生活環境)
広域バス運行維持対策費補助事業	国民健康保険広域化等支援事業	小規模事業経営支援事業(商工会等広域連携等地域振興対策事業)	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	ため池等整備事業
全域	石巻地域	河北町,北上町,雄勝町ブロック 桃生町,河南町ブロック	青木川	真野大谷地	三輪田	高木
会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日まで	平成14年度～平成18年度					
未定(一年間の運行実績により補助対象の可否が決まるため)	660百万円					
市町村が運行する広域的路線(複数市町村にまたがる路線)で一定の要件を満たしたものについて運行費補助等を行う。なお、複数市町村の判断は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するもの。	市町村合併における保険者間の保険税(料)の平準化などに必要な資金を無利子貸付するもの。	商工会の広域連携又は合併の推進に要する経費について補助するもの。	区画整理 受益面積 (A = 228ha) A = 49ha	区画整理 受益面積 A = 160ha	区画整理 受益面積 A = 120ha	旧樋管撤去 受益面積 A = 121ha

()は石巻地域1市6町以外の町も含んだ全体を示す。

14	15	16	17	18	19	20	21
----	----	----	----	----	----	----	----

産業経済部

農地整備課				農地整備課			
活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業
河南2期	桃生町6期	大川	桃生町8期	大瓜東部	北上	蛇沼向	河南3期
区画整理工 A = 320ha	関係分 区画整理工 A = 135ha 全体 区画整理工 A = 151ha	区画整理工 A = 413ha	区画整理工 A = 96ha	区画整理工 A = 78ha	区画整理工 A = 305ha	関係分 区画整理工 A = 9ha 全体 区画整理工 A = 279ha	区画整理工 A = 95ha

22	23	24	25	26	27	28	29
----	----	----	----	----	----	----	----

産業経済部

農地整備課				むらづくり推進課			
活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	かんがい排水事業	ため池等整備事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業
北赤井	飯野川	皿貝川沿岸	真野2期	中道	倉埵	鹿又	釜谷
関係分 区画整理工 A = 34 ha 全体 区画整理工 A = 194 ha	区画整理工 A = 322 ha	用水路 14 km 排水路 10 km 機場工 3ヶ所	排水路 1 km	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥・雨水の処理施設を整備するもの。	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥・雨水の処理施設を整備するもの。	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥・雨水の処理施設を整備するもの。	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥・雨水の処理施設を整備するもの。

30	31	32	33	34	35	36
----	----	----	----	----	----	----

産業経済部

むらづくり推進課			林業振興課	森林整備課		
安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用) 安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)
農業集落排水事業	農業集落排水事業	農村振興総合整備統合補助事業	森林基幹道整備事業	治山事業	地すべり防止事業	水産基盤整備事業
稲井(1)	皿貝	倉埵	林道「女川京ヶ森線」			石巻漁港
農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥・雨水の処理施設を整備するもの。	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥・雨水の処理施設を整備するもの。	農村振興基本計画に即して作成される農村振興総合整備事業計画に基づき実施する事業で、取り組むべきテーマを設定して整備を行うもの。 テーマ区分 (1)高齢者福祉基盤整備 (2)田園居住空間整備 (3)地域資源循環管理 (4)地域環境整備 (5)地域伝統文化基盤整備 (6)雇用創出基盤整備 (7)農村基盤整備	林道開設 幅員 L=5.0m L=4.300m	山地に起因する災害の予防と復旧を図るとともに、多様で健全な森林の整備を推進し、森林の公益的機能の維持増進を図る本事業において、地域の実情と優先度を総合的に判断し実施していくもの。	地すべり現象による被害の防止や被害の軽減のために、地すべり防止施設を整備し、国土の保全及び民政の安定を図る本事業において、地域の実情と優先度を総合的に判断し実施していくもの。	(外郭施設) 西防波堤 区改良他 (係留施設) - 6m岸壁他 (輸送施設) 20m道路他 (漁港浄化施設) 浄化施設改良 (漁港施設用地) 用地舗装

37	38	39	40
産業経済部			
漁港漁場整備課		漁港漁場整備課	
活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)
水産基盤整備事業	水産基盤整備事業	水産基盤整備事業	海岸事業
福貴浦漁港	渡波漁港	狐崎漁港	石巻漁港 (海岸環境)
(外郭施設) 南防波堤他 (係留施設) - 2 m物揚場他 (水域施設) - 2 m泊地浚渫 (輸送施設) 臨港道路 (漁港施設用地) 用地護岸他	(外郭施設) 防波堤 (係留施設) - 2 m物揚場他 (水域施設) - 2 m泊地浚渫他 (輸送施設) 臨港道路 (漁港施設用地) 護岸他	(外郭施設) 北防波堤他 (水域施設) - 3 m泊地浚渫 (係留施設) - 3 m岸壁 (輸送施設) 臨港道路 (漁港施設用地) 用地護岸他	(長浜地区) 堤防 遊歩道 取付道路 駐車施設 緑地・広場 植栽 附帯施設

事業期間の「前期」、「後

41	42	43	44	45	46	47
土木部						
道路管理課						
交通安全施設整備事業						災害防除
(国)398号 石巻市 門脇	(国)398号 北上町 大室	(主)石巻鮎川線 牡鹿町 十八浜	(主)石巻鹿島台大衛線 石巻市 蛇田	(主)女川牡鹿線 牡鹿町 鮫浦	(主)女川牡鹿線 牡鹿町 給分浜	(主)石巻鮎川線 石巻市 月浦
H8～	H13～	H8～	H13～	H7～	前期	H13～
自歩道設置 L = 1,984m	自歩道設置 L = 600m	自歩道 L = 494m	自歩道 L = 1,040m	自歩道設置 L = 1,400m	路肩改良 L = 2,000m	岩石崩壊 L = 60m

「**後期**」とは土木行政推進計画における事業期間の区分であり、平成12年～平成17年までに着手する事業を「**前期**」とし、平成18年～平成22年に着手する事業を「**後期**」としています

48	49	50	51	52	53	54	55
----	----	----	----	----	----	----	----

土木部

道路管理課	道路建設課						

災害防除	道路建設事業						
(主)女川牡鹿線 牡鹿町 寄磯浜	(国)398号 石巻市 新上沼	(一)石巻港インター線 石巻市 明神	(主)石巻鮎川線 石巻市 祝田	(国)398号 雄勝町 水浜	(一)稲井沢田線 石巻市 沢田	(主)石巻河北線 石巻市 南境	(主)河北桃生線 桃生町 寺崎～榎崎
前期	H10～	H12～	H7～	S62～	H12～	後期	H11～
落石崩壊 L = 0.1m	バイパス(期) L = 2,717m	現道拡幅 L = 1,120m	現道拡幅 L = 1,100m	現道拡幅 L = 4,600m	バイパス L = 2,000m	現道拡幅 L = 820m	バイパス L = 1,900m

56	57	58	59	60	61	62	63
----	----	----	----	----	----	----	----

土木部

道路建設課						河川課	

道路建設事業						河川事業	
(主)河北桃生線 河北町 岩崎	(国)398号 北上町 橋浦	(主)石巻鮎川線 石巻市 風越2	(一)釜谷大須雄勝線 雄勝町 名振~大須	(主)北上津山線 北上町 女川	(一)釜谷大須雄勝線 雄勝町 立浜	皿貝川 北上町、河北町	真野川(上流) 石巻市
H7~	前期	後期	H5~	H14~	前期	S23~	H1~
現道拡幅 L=1,200m	現道拡幅 L=3,850m	バイパス L=1,200m	現道拡幅 L=680m	バイパス L=700m	バイパス L=500m	計画延長 L=10,600m	計画延長 L=7,300m

64	65	66	67	68	69	70	71	72
----	----	----	----	----	----	----	----	----

土木部

河川課		砂防水資源課						

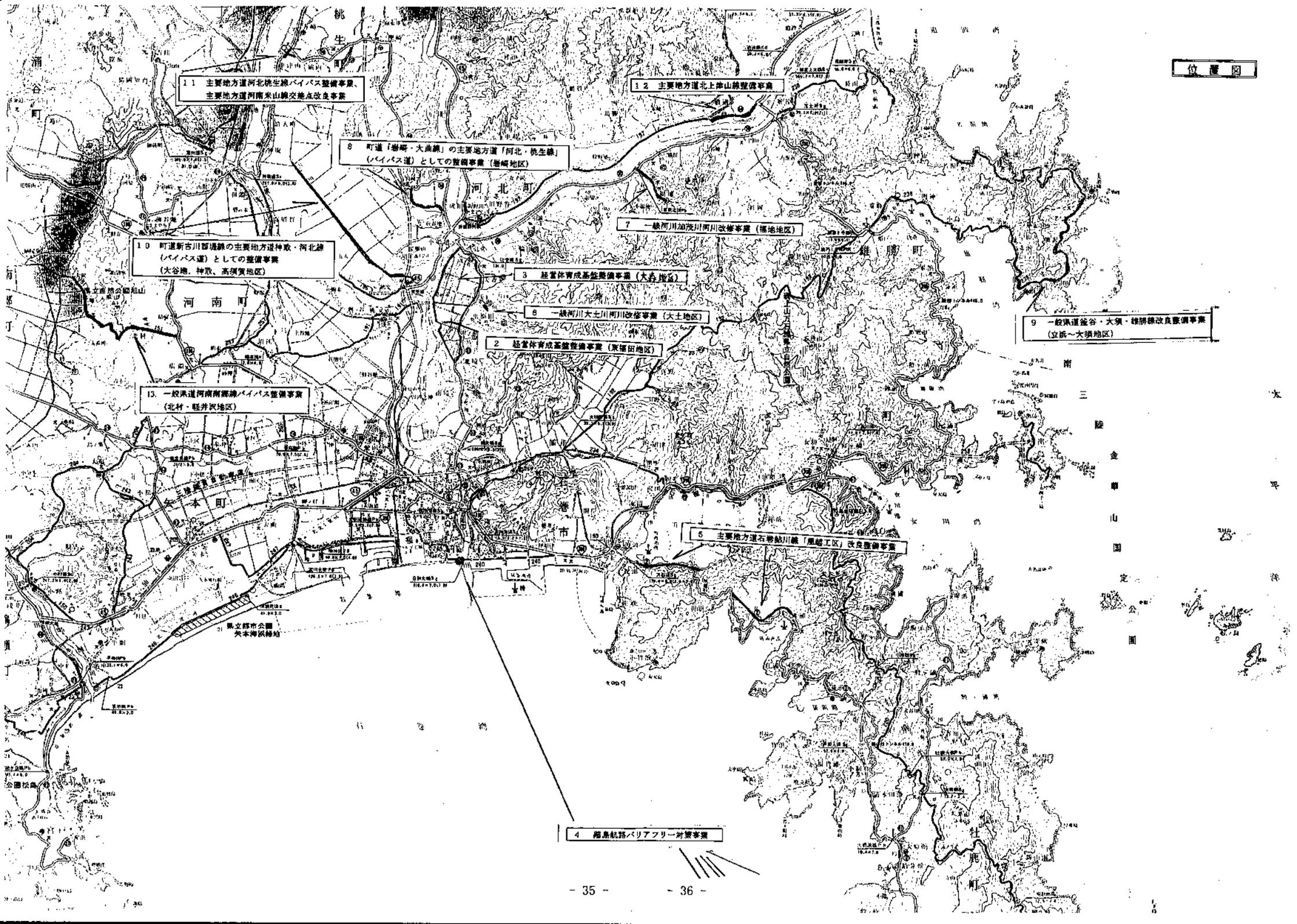
河川事業		急傾斜地崩壊対策事業						
金沢川 石巻市	富士川 河北町	前浜の2 牡鹿町	井内の3 石巻市	清水 雄勝町	大吉野の1 河北町	山下町の2 石巻市	相野田の2 河北町	崎山 河北町
H6 ~	S37 ~	S61 ~	H8 ~	前期	前期	H13 ~	H12 ~	H11 ~
計画延長 L=1,700m	計画延長 L=2,105m	法面工	法面工	法面工	法面工	法面工	法面工	法面工

73	74	75	76
土木部			
砂防水資源課	下水道課		
急傾斜地崩壊対策事業	流域下水道事業		下水道過疎代行
山根の2 河南町	北上川下流流域（石巻市、矢本町、河南町、鳴瀬町）	北上川下流東部流域（石巻市、河北町、桃生町、女川町）	公共下水道（雄勝町）
H14～	H3～	H8～	H12～
法面工	計画処理面積 A=3,443.2ha	計画処理面積 A=1,921.8ha	計画処理面積 A=84.0ha

新市まちづくり計画に係る県事業の要望について

番号	施策分野	要 望 事 業 名	地 域 名
1		県立高等技術専門校の再編整備事業（仮称：北東高）	石巻地域
2		経営体育成基盤整備事業（東福田地区）	河北地域
3		経営体育成基盤整備事業（大森地区）	河北地域
4		離島航路バリアフリー対策事業	石巻・牡鹿地域
5		主要地方道石巻鮎川線「風越工区」改良整備事業	石巻地域
6		一級河川大土川河川改修事業（大土地区）	河北地域
7		一級河川加茂川河川改修事業（福地地区）	河北地域
8		町道「岩崎・大曲線」の主要地方道「河北・桃生線」（バイパス道）としての整備事業（岩崎地区）	河北地域
9		一般県道釜谷・大須・雄勝線改良整備事業（立浜～大須地区）	雄勝地域
10		町道新古川西堤線の主要地方道神取・河北線（バイパス道）としての整備事業（大谷地・神取・高須賀地区）	河北・桃生地域
11		主要地方道河北桃生線バイパス整備事業、主要地方道河南米山線交差点改良事業	桃生地域
12		主要地方道北上津山線整備事業	北上地域
13		一般県道河南南郷線バイパス整備事業（北村・軽井沢地区）	河南地区
14		人的支援（住民税等自主財源確保特別対策） （仮称）滞納整理特別対策室への県からの専門職員の派遣	全 域

施策分野： 個性あふれる人と文化をはぐくむまち（教育・文化）
 健康で安心を実感できるまち（健康・福祉）
 活力と創造に満ちた産業のまち（産業・雇用）
 安全で便利に暮らせるまち（生活環境）
 環境と共生する快適なまち（自然環境との共生）
 市民が主役の創造のまち（市民活動・人材）
 パートナーシップで創るまち（効率の高い行財政）



11 主要地方道河北桃生線バイパス整備事業、
主要地方道河南米山線交差点改良事業

12 主要地方道北上陸山線整備事業

8 町道「岩崎・大高線」の主要地方道「河北・桃生線」
(バイパス道)としての整備事業(岩崎地区)

7 一般河川加茂川西川改修事業(福地区)

10 町道新古川部境線の主要地方道神取・河北線
(バイパス道)としての整備事業
(大谷地、神取、高須賀地区)

3 経営体育成基盤整備事業(大谷地)

6 一般河川大土川河川改修事業(大土地区)

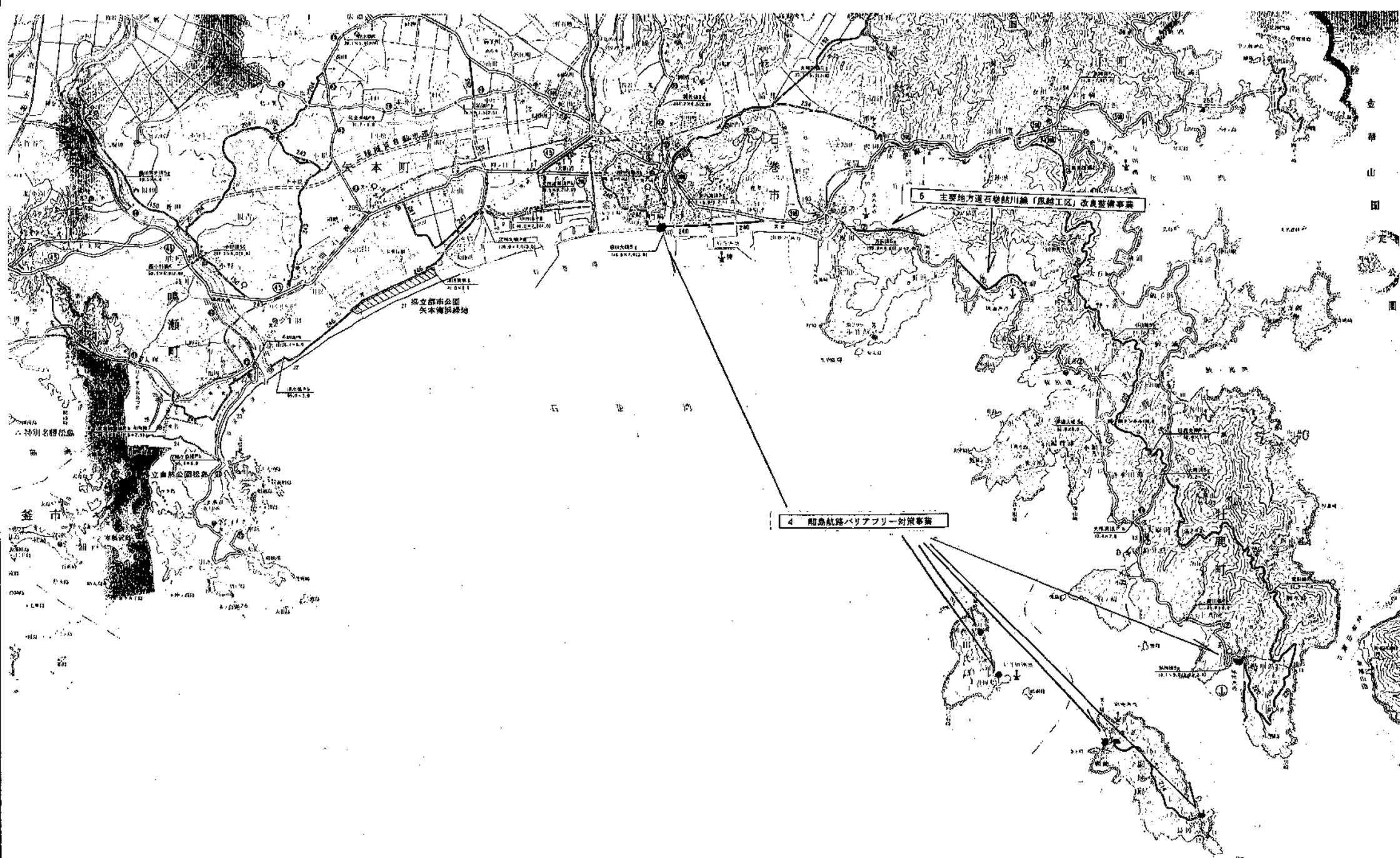
9 一般県道益谷・大須・雄勝線改良整備事業
(立紙~大須地区)

2 経営体育成基盤整備事業(栗塚田地区)

13 一般県道河南南部線バイパス整備事業
(北村・軽井沢地区)

5 主要地方道石巻結川線「風越工区」改良整備事業

4 鹿嶋航路バリアフリー対策事業



4 離島航路バリアフリー対策事業

5 主要地方道石巻鮎川線「風越工区」改良整備事業

6 主要地方道石巻鮎川線「風越工区」改良整備事業

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	活力と創造に満ちた産業のまち
要望事業名	県立高等技術専門校の再編整備事業（仮称 北東校）
地区名	石巻市
事業期間	
<p>事業内容</p> <p>地域産業を担う人材の育成と生涯職業能力開発体制の確立を図るため、メカトロニクス、自動車整備系の訓練科目を有する宮城県立北東高等技術専門校（仮称）を設置する。</p>	
<p>要望理由</p> <p>急激な技術革新や産業の空洞化、内外格差、労働時間短縮など製造業を取り巻く経済は大変厳しいものがあり、また、若年労働力が長期的に減少していく中で、「労働力確保対策」が重視されている。</p> <p>中小企業の経営戦略にマッチする「質」としての「人材確保対策」も地域産業政策としてますます重要性が増しており、技術の習得を目的とした宮城県立石巻高等技術専門校についても現況に即応した運営を行っていく必要がある。</p>	

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)
要望事業名	経営体育成基盤整備事業
地区名	東福田地区
事業期間	平成22年度～平成31年度
事業内容	<p>区画整理 130ha</p>
要望理由	<p>本町の農業は、水稲を中心とし、畜産、野菜、花き等を取り入れた複合経営を推進してきました。水稲については、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業等を導入しながら、中核農家と農業後継者の育成による農地の集積を促進し、経営能力向上を図るとともに、規模拡大、共同生産施設の設置による生産費の節減を図り低コスト稲作を推進してきました。</p> <p>引き続き、ほ場区画を拡大するとともに、用排水路の分離・農道整備・暗渠排水等を一体的に実施し、ほ場の汎用化・集団化を図り、農業の複合化・近代化による生産性の向上及び農業経営の安定化を図るため同地区の「経営体育成基盤整備事業」実施を要望するものです</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	活力と創造に満ちた産業のまち(産業・雇用)
要望事業名	経営体育成基盤整備事業
地区名	大森地区
事業期間	平成24年度～平成32年度
事業内容	<p>区画整理 180ha</p>
要望理由	<p>本町の農業は、水稲を中心とし、畜産、野菜、花き等を取り入れた複合経営を推進してきました。水稲については、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業等を導入しながら、中核農家と農業後継者の育成による農地の集積を促進し、経営能力向上を図るとともに、規模拡大、共同生産施設の設置による生産費の節減を図り低コスト稲作を推進してきました。</p> <p>引き続き、ほ場区画を拡大するとともに、用排水路の分離・農道整備・暗渠排水等を一体的に実施し、ほ場の汎用化・集団化を図り、農業の複合化・近代化による生産性の向上及び農業経営の安定化を図るため同地区の「経営体育成基盤整備事業」実施を要望するものです。</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち
要望事業名	離島航路バリアフリー対策事業
地区名	田代島及び網地島その他離島航路停泊地区
事業期間	
<p>事業内容</p> <p>高速カーフェリー建造に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有船方式を採用し、支援機構の分担分8割以外の2割部分に、国の離島航路船舶近代化建造費補助金による補助を受けるため、知事の離島振興計画等の島の振興計画に沿う旨の推薦並びに建造経費の1割の地元等負担の県支出を行う。</p> <p>また、高速カーフェリー就航実現のため、石巻市門脇岸壁、田代島仁斗田漁港及び網地島網地漁港に浮き棧橋を設置する。</p>	
<p>要望理由</p> <p>石巻市田代島及び牡鹿町網地島と石巻市本土を結ぶ離島航路の乗船方式は、満潮干潮時に岸壁や船の上に踏み台を設置して高さを調整し乗客の乗り降りを行う方式であり、従前より船への乗り降りに際し危険を伴っており、航路欠航の原因ともなっていた。また、車両運搬のためのカーフェリーも同様に船自体にエレベーターを設置し岸壁との高さ調整を行う方式を採用せざるを得なかったため、船の自重が極端に重くなり、離島住民の永年の希望であった高速化への決定的な障害となっていた。</p> <p>今般、従前のカーフェリーの耐用年数が到来し、新たに建造する必要性が生じたことにより、高速化を実現し、また、バリアフリー対策としても、岸壁側に潮の干満に対する調整機能を持たせた浮き棧橋の設置の必要度がますます増加してきている。</p>	

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち（生活環境）
要望事業名	主要地方道石巻鮎川線「風越工区」改良整備事業
地区名	石巻市
事業期間	平成17年～平成26年
<p>事業内容</p> <p>石巻市祝田地区から風越橋までの未整備区間の改良整備 風越トンネルから桃浦地区までの区間における風越2期工区（第2トンネル）の早期整備</p>	
<p>要望理由</p> <p>本路線は、牡鹿半島突端の鮎川と新市中心部を結ぶ主要幹線道路であり、沿線には集落が点在し、住民の通勤・通学等の生活道として、あるいは地域海産物の輸送経路として地域・経済発展のために欠くことのできない重要路線であります。</p> <p>また、隣接町には女川原子力発電所が稼動しており、不測の事態における原子力災害対策のための、緊急避難道路及び緊急輸送経路となっております。</p> <p>しかしながら、現在は自動車を使用した場合においても石巻中心部まで一時間ほどの時間を要し、輸送手段の限られた地域産業の衰退や若者流出による過疎化の要因となっております。</p> <p>このため、住民が安全で快適な生活を送り、恵まれた資源を活かしながら地域の活性化を図るには、本路線整備による石巻市中心部へのアクセス時間の短縮が急務であり、沿線地域住民の最も希望するところであります。</p> <p>つきましては、合併後の新市における鮎川地域と都市部との一体感を醸成し、豊かで住みよい郷土の実現に資するため、石巻鮎川線「風越工区」未整備区間の全線改良を要望するものです。</p>	

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)
要望事業名	河川事業 (1級河川大土川河川改修事業)
地区名	大土地区
事業期間	平成17年度～
<p>事業内容</p> <p>河川改修 L = 170m</p>	
<p>要望理由</p> <p>1級河川大土川は、民家が連たんしている上流部の延長170mは、通水断面が小さく狭窄であることや平面線形が小さい曲線で河床勾配が急であることにより、大雨のたびに越水し、流域20世帯は、床下・床上浸水の被害を被っています。</p> <p>また、近年の地球環境の変化に伴い年々、降雨量が増加する傾向にあり、地域住民は、浸水被害への不安をさらに強めています。</p> <p>以上のような状況でありますので、早期に河川改修事業を実施し、地域住民の生活環境の向上を図って頂くよう要望するものです。</p>	

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)
要望事業名	河川事業 (1級河川加茂川河川改修事業)
地区名	福地地区
事業期間	平成18年度～
<p>事業内容</p> <p>河川改修 L = 1,100m</p>	
<p>要望理由</p> <p>1級河川加茂川は、背後に大きな流域面積を擁しているわりには、河床幅が狭小なうえ堤塘高が低いため、大雨のたびに流域46世帯は、床下・床上浸水の危険のさらされています。</p> <p>平成14年7月の台風6号による大雨時においては、公共施設福地林業者生活改善センターを始め、多数の住宅に床上浸水被害が発生しました。</p> <p>また、近年の地球環境の変化に伴い年々、降雨量が増加する傾向にあり、地域住民は、浸水被害への不安をさらに強めています。</p> <p>以上のような状況でありますので、地域住民の生活環境の向上を図るため、早期に河川改修事業を実施して頂くよう要望するものです。</p>	

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)
要望事業名	道路建設事業 (町道「岩崎大曲線」道路改良事業) (主要地方道「河北桃生線」道路改良事業)
地区名	岩崎地区
事業期間	平成17年度～
事業内容	道路改良工 L=1,730m
要望理由	<p>主要地方道「河北桃生線」は、河北町から桃生町間を結ぶ町道であり、地域間交通網の確立と高速交通体系の整備、広域的産業の振興を図るために重要な幹線道路であります。当該路線の岩崎地区においては、一部幅員が6mと狭小の上ギクシャクした平面線形を持ち、大型車の相互通行が容易にできないため沿道の軒先は、大型車の通行による破損も見られる箇所があります。</p> <p>さらに通学路にも指定されてはいるが、歩道が未整備のため児童・生徒の安全が確保出来ず、常に自転車利用者や歩行者が交通事故の危険にさらされている状況であります。また、諸問題解決策として現道の拡幅を検討しても、岩崎地区は住宅連担地域であり、大規模な住宅移転等の困難な諸問題があるため、なかなか整備促進が図れない状況です。</p> <p>よって、将来道路整備に必要な用地は全線にわたってすべて確保されているため、現道整備が困難な主要地方道「河北桃生線」のバイパスとして、現町道「岩崎大曲線」を県道として整備を図って頂くよう要望するものです。</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち（生活環境）（交通体系の整備）
要望事業名	道路建設事業
地区名	（一）釜谷大須雄勝線・雄勝町立浜～大須
事業期間	
事業内容	<p>現道拡幅 L = 8 k m</p>
要望理由	<p>県道釜谷大須雄勝線は、雄勝半島を周回する雄勝町の幹線道路である。</p> <p>役場のある雄勝地区と半島先端部の大須間は約 1 5 k m であるが、立浜～大須間は道幅が狭いうえカーブが続き大型化する車両は交互通行を余儀なくされており所要時間は、およそ 3 0 分である。</p> <p>一方、雄勝町から石巻市中心部まではおよそ 4 0 分である。</p> <p>このような現状から合併後の生活圏の広域化を考えたとき、立浜～大須間の道路改良は雄勝町にとって最重要課題となっており早期の改良を要望するものである。</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の 7 つの基本方針の中から記入願います

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち(生活環境)
要望事業名	道路建設事業 (町道「新古川西堤線」道路改良事業) (一般県道「神取河北線」道路改良事業)
地区名	大谷地地区
事業期間	平成17年度～
事業内容	道路改良工 L=5,300m(河北町分L=3,400m 桃生町分L=1,900m)
要望理由	<p>本路線については、桃生町から河北町間を結ぶ町道であり、三陸縦貫自動車道のアクセス道路として、石巻広域圏はもとより、隣接する涌谷町や豊里町、津山町といった圏域も視野に入れた地域間交通網の確立と高速交通体系の整備及び広域的産業の振興を図るために重要な幹線道路である。一方、現在地域間交通網の骨格的な幹線道路として重要な一般県道「神取河北線」は、旧北上川の左岸堤を兼用した歩道もない狭隘な道路であり、拡幅を検討しても河川堤防と民家が連担しておりなかなか整備促進を図れない状況である。よって一般県道「神取河北線」のバイパスとして、また緊急時の災害支援道路として、県道として整備を図って頂くよう要望するものです。</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち（生活環境）
要望事業名	道路建設事業 （町道「新古川西堤線」道路改良事業） （一般県道「神取河北線」道路改良事業）
地区名	神取、高須賀
事業期間	平成17年度～
事業内容	道路改良工 L=5,300m（河北町分L=3,400m 桃生町分L=1,900m）
要望理由	<p>本路線については、桃生町から河北町間を結ぶ町道であり、三陸縦貫自動車道のアクセス道路として、石巻広域圏はもとより、隣接する涌谷町や豊里町、津山町といった圏域も視野に入れた地域間交通網の確立と高速交通体系の整備及び広域的産業の振興を図るために重要な幹線道路である。一方、現在地域間交通網の骨格的な幹線道路として重要な一般県道「神取河北線」は、旧北上川の左岸堤を兼用した歩道もない狭隘な道路であり、拡幅を検討しても河川堤防と民家が連担しておりなかなか整備促進を図れない状況である。よって一般県道「神取河北線」のバイパスとして、また緊急時の災害支援道路として、県道として整備を図っていただくよう要望するものです。</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち（生活環境）
要望事業名	道路建設事業 （主要地方道「河北桃生線」バイパス整備事業） （主要地方道「河南米山線」交差点改良事業）
地区名	中津山
事業期間	平成17年度～
事業内容	バイパス整備工（「河北桃生線」）L=370m 交差点改良（「河南米山線」） L=140m
要望理由	<p>本町では、懸案となっていた庁舎等の建設予定地として、主要地方道「河南米山線」と同「河北桃生線」の交差点（通称「中津山T字路」）付近を選定しました。三陸縦貫自動車道（仮称）桃生インターへのアクセス性や、有事の際の対応を考慮したものです。</p> <p>この交差点は、大型車両の通行が極めて困難ですが、バイパスの整備によって三陸縦貫自動車道（仮称）桃生インターからも、町の中心部に大型車両が入れるようになり、有事の際も円滑な交通の確保が図れるようになります。</p> <p>このほど、庁舎等の建設用地取得に係る測量業務と併せ、主要地方道「河北桃生線」バイパスの測量設計業務及び中津山第二小学校から「中津山T字路」交差点までの詳細設計、並びに用地買収等概算事業の積算業務を予算計上したところです。つきましては、業務完了後にその成果をお示しいたしますので、主要地方道「河北桃生線」のバイパス整備並びに関連する同「河南米山線」の交差点改良を図っていただきますよう要望するものです。</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち（生活環境）
要望事業名	道路建設事業（主）北上津山線
地区名	北上町橋浦
事業期間	
事業内容	
現道拡幅	L = 1,600m
要望理由	<p>起点の新北上大橋から大須地区（愛宕神社付近）までの区間は、道路幅員が狭く車両のすれ違い等に危険な状況であるため。</p> <p>（県の土木行政推進計画には、後期の事業着手予定として掲載されているが、国道398号と接続する重要な路線であるので、合併支援事業としていただきたい。）</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	安全で便利に暮らせるまち（生活環境）
要望事業名	一般県道「河南南郷線」バイパス整備事業
地区名	河南町北村・軽井沢地区
事業期間	平成 17 年度～
事業内容	バイパス整備 L = 1 , 2 0 0 m
要望理由	<p>県道河南南郷線は、河南町と南郷町を結ぶ幹線道路であるとともに、北村小学校及び河南西中学校児童生徒の通学路として、更には地域にとって欠かすことのできない唯一の生活道路でもあります。</p> <p>本路線は幅員が狭いうえにカーブが連続しており、且つ歩道も未整備であることから児童生徒の安全が図れず、絶えず交通事故の発生が懸念されています。加えて山あいを縫うように走る道路であることから、これまでも大雨の都度崖崩れ等の被害が発生するとともに、昨年の宮城県連続地震では道路が崩壊し、長期間にわたって通行止めを余儀なくされるなど、バイパス化による整備は地区民の永年の悲願であります。</p> <p>県の土木行政推進計画においては、後期での事業着手が予定されているものの、整備にかかる用地測量調査が平成 8 年に完了していることも相まって、地区民は一日も早い事業着手を鶴首しているところです。</p> <p>また、本路線は仙台圏域から県立自然公園旭山を訪れる際のアクセス道路に位置づけられており、新市における観光振興のうえからも整備が実現されるよう追加して要望するものであります。</p>

施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の 7 つの基本方針の中から記入願います。

市町村建設計画の策定に係る県事業要望調書

施策分野	効率の高い行財政（パートナーシップで創るまち）
要望事業名	人的支援（住民税等自主財源確保特別対策）
地区名	
事業期間	平成17年度から（3か年程度）
<p>事業内容</p> <p>(1) 新市における地域・政策課題の一つと想定される住民税等自主財源確保特別対策を推進するため、(仮称)滞納整理特別対策室を設置する。</p> <p>(2) (1)において設置した対策室に県から、高度な専門的な知識・経験を有する専門徴収官（<u>県税OB等嘱託含む。</u>）を派遣いただき、協働（パートナーシップ）による効率の高い、健全な行財政運営に努めるものとする。</p> <p>(3) (2)において配置された専門徴収官には、同室に在籍する市職員の人材育成の任にもあたっていただくものとする。</p> <p>(4) 同室の担当業務としては、税以外の収納金（悪質・大口等の重複納入義務者に係る滞納）の確保にあたること等も考えられる。</p> <p>(5) 将来的には、同室の独立事務所化あるいは県税事務所、他の隣接自治体や税務署との広域・共同徴収体制の確立等により、効果的な収入確保が図られることなども検討課題となり、そのための第一段階としての位置付けも考えられる。</p> <p>(6) この結果、新市としての自力執行力が向上し、コンプライアンス（法令遵守）に立脚した、より信頼される行政執行体制の拡充強化、推進に寄与することとなり、財政基盤の安定化が図られる。</p> <p>※（コンセプト：納税者は、一人（同一人物のAさん。））＝＝＝＝『県、市の連携』</p>	
<p>要望理由</p> <p>① 合併は、最大の効果が期待できる改革であり、スケールメリットを発揮する機会ととらえること。（小規模自治体にとって、人材育成は至難の技であった。）</p> <p>② 滞納事案は年々増加、複雑化しており、税務署員・税理士等レベルの高度で専門的な知識・経験・能力が要求されている。</p> <p>③ 自己責任による地域経営は、地方分権時代の基本原則となり、自主財源の確保は前提条件となる。＝＝＝＝（安定的な財政基盤の強化、確立。）</p> <p>④ 強力で実効性の期待できる組織づくりにとって、宮城県の支援は必要不可欠と認識される。</p> <p>⑤ 平成17年度以降の合併に伴う、新しい石巻地方県税事務所管内の広域連携による効果的な取り組みへと繋げる狙いをも視野に、段階的な展開への始まりとも捉えられる。（モデルケースとしても。）</p> <p>⑥ 収納率が向上するということは、納税者民主主義であり、住民の参画意識（満足度）が高揚（向上）し、これからの住民主体のまちづくりにとって、絶対条件と考えられる。</p>	

※施策分野については、「新市まちづくり計画中間案」の7つの基本方針の中から記入願います。

協議第 3 5 号の 1

町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目 1 8） について

町・字の区域及び名称の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目 1 8）
調整方針	<p>町・字の区域及び名称の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町・字の区域については，現行のとおりとする。2 町・字の名称については，次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 石巻市においては，市名を付し，従来の大字・小字を継承，「大字」の字句は削除する。・ 河北町においては，市名を付し，河北町の名称は残さず，従来の大字・小字を継承，「大字」の字句は削除する。・ 雄勝町においては，市名を付し，現行地名を継承，「大字」の字句は削除する。・ 河南町においては，市名を付し，現行地名を継承する。・ 桃生町においては，市名を付し，現行地名を継承する。・ 北上町においては，市名を付し，現行地名を継承する。名称は「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更する。・ 牡鹿町においては，市名を付し，牡鹿町の名称は残さず，従来の大字・小字を継承，「大字及び字」の字句は削除する。ただし，「大字給分浜字」，「大字谷川浜字」，「大字寄磯浜字」の一部については，それぞれ「小淵浜」，「大谷川浜」，「前網浜」に，又「字給分村」，「字浜前原」については，それぞれ「給分」，「前原」に変更し，「大原浜字町」については，「字」の字句を継承する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第36号の1

保健事業の取扱い（協定項目25-9）について

保健事業の取扱いについて、協議を求める。

平成16年2月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井 喜美夫

項 目	保健事業の取扱い（協定項目25-9）
調 整 方 針	<p>保健事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 母子保健 (1) 各種健診事業については、新市においても引き続き実施する。実施内容等については、合併時までに調整する。 (2) 母子保健連絡協議会については、健康づくり推進協議会との整理統合を含め、合併時までに調整する。2 感染症対策 予防接種事業については、新市においても引き続き実施する。実施方法・時期については、委託機関と協議する。3 成人・高齢保健 各種検診事業については、新市においても引き続き実施する。実施内容等については、合併時まで、または新市において調整する。 自己負担金免除対象者は、以下のとおりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者

	<p>4 地域保健</p> <p>(1) 食生活改善推進委員会，保健(健康)推進委員については，合併時まで調整する。 健康づくり推進協議会については，母子保健連絡協議会との整理統合を含め，合併時まで調整する。</p> <p>(2) 健康まつりについては，新市において調整する。</p> <p>(3) 保健(健康)センターについては，現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 奨学金貸与事業(看護師等)については，石巻市の例により新市においても実施する。</p> <p>5 医療対策</p> <p>地域医療対策事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，救急医療費施設運営費負担金については，一部事務組合の取扱いの調整方針を踏まえて調整する。</p> <p>6 その他</p> <p>健康増進法の規定に基づく健康増進計画については，新市において速やかに策定する。</p>
--	---

平成16年 1月22日(確認・継続協議)

平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第37号の1

環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18) について

環境・衛生関係事業の取扱いについて、協議を求める。

平成16年2月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)
調整方針	<p>環境・衛生関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境基本条例については、石巻市の例を基本とし、合併後速やかに制定する。 2 環境基本計画については、石巻市の例を基本とし、合併時までに基本的事項を定める。 なお、詳細部分については、合併後速やかに調整する。 3 環境審議会については、石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。 4 グリーン購入推進事業については、石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。 5 地域衛生事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。 なお、消毒機械補助事業等については、合併時に新たな補助制度を創設する。 6 浄化槽設置整備事業については、下水道事業との整合性を図りながら、新市においても継続して実施する。 7 斎場・火葬場(河南地区葬斎場を除く。) (1) 現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料については、合併後3年以内に石巻市の例を基本に調整する。 (2) 火葬開始時間については、石巻市の例を基本に合併時までに調整する。 (3) 休場日については、石巻市の例により合併時に統一する。 8 市町有墓地 (1) 墓地の管理については、石巻市の例により管理人を置き、報酬についても、石巻市の例により合併時に統一する。 (2) 墓所管理料については、受益者負担の原則から、合併後、徴収する方向で調整する。 (3) 墓地使用許可条件については、石巻市の例により合併時までに調整する。

平成16年 1月22日 (確認 継続協議)
平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 3 8 号の 1

水産関係事業の取扱い（協定項目 25-20）について

水産関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	水産関係事業の取扱い（協定項目 25-20）
調 整 方 針	<p>水産関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 水産業振興施策については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，各種水産関係協議会等については，新市においても継続して加入していくこととし，負担金については，合併時までに各団体と協議の上，調整する。2 漁港の管理については，合併時に統一する。3 沿岸漁業の振興については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，増・養殖及び種苗放流事業補助金については，合併時までに調整する。4 水産物の流通・加工等に関することについては，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，水産物地方卸売市場の管理運営については，合併時に統一する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第39号の1

商工・観光関係事業の取扱い（協定項目 25-21） について

商工・観光関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成16年2月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	商工・観光関係事業の取扱い（協定項目 25-21）
調整方針	<p>商工・観光関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 企業誘致促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお，各種助成制度については，石巻市の例により合併時に統一する。2 新産業創出支援事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。3 商工業振興事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお，各種融資制度については，石巻市の例により合併時に統一する。4 観光・物産振興事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお，各種イベント及び団体等については，合併後，新市において調整する。

平成16年 1月22日（確認・継続協議）
平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第40号の1

勤労者・消費者関連事業の取扱い（協定項目 25-22） について

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて，協議を求める。

平成16年2月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	勤労者・消費者関連事業の取扱い（協定項目 25-22）
調整方針	勤労者・消費者関連事業の取扱いについては，次のとおりとする。 1 勤労者関連事業については，新市においても継続して実施する。 2 消費生活相談事業については，石巻市にある消費生活相談室を拠点として一元化する。

平成16年 1月22日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 4 1 号

事務組織及び機構の取扱い（協定項目 1 3）について（その 2）

事務組織及び機構の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	事務組織及び機構の取扱い（協定項目 1 3）
調整方針	<p>新市の事務組織及び機構に係る個別整備方針については，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新市の組織は，現行の組織を基本とし，管理部門等の集約を図る。新市移行後は，情報通信基盤の活用を図りながら段階的に再編，見直しを行い，将来的には新庁舎建設を踏まえ，支所を活用するなかで本庁方式への移行を図る。2 本庁は，市全体に係る政策，施策，総合的な調整事務，行政内部の管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。3 総合支所は，合併前の町の区域を所管区域とし，住民生活に密接に関連した住民サービスを提供する総合的な行政機関とするとともに，所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し，地域振興の拠点とする。4 現在の石巻市及び牡鹿町の支所並びにその他の出先機関については，当分の間，現行のとおりとし，地域の実情や行政事務の効率化等を勘案しながら，段階的な再編，見直しを行う。5 行政委員会等は，関係法令の定めに従い設置し，附属機関については，原則として統合する。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	13	協定項目の名称	事務組織及び機構の取扱い
調整方針	<p>新市の事務組織及び機構に係る個別整備方針については、次のとおりとする。</p> <p>1 新市の組織は、現行の組織を基本とし、管理部門等の集約を図る。新市移行後は、情報通信基盤の活用を図りながら段階的に再編、見直しを行い、将来的には新庁舎建設を踏まえ、支所を活用するなかで本庁方式への移行を図る。</p> <p>2 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、行政内部の管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。</p>		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
行政委員会等	教育委員会 ・ 委員定数 5名 ・ 任期 4年	教育委員会 ・ 委員定数 5名 ・ 任期 4年	教育委員会 ・ 委員定数 5名 ・ 任期 4年	教育委員会 ・ 委員定数 5名 ・ 任期 4年
	選挙管理委員会 ・ 委員定数 4名 ・ 任期 4年	選挙管理委員会 ・ 委員定数 4名 ・ 任期 4年	選挙管理委員会 ・ 委員定数 4名 ・ 任期 4年	選挙管理委員会 ・ 委員定数 4名 ・ 任期 4年
	農業委員会 ・ 委員定数 20名 ・ 任期 3年	農業委員会 ・ 委員定数 18名 ・ 任期 3年	農業委員会 ・ 委員定数 10名 ・ 任期 3年	農業委員会 ・ 委員定数 20名 ・ 任期 3年
	固定資産評価 審査委員会 ・ 委員定数 6名 ・ 任期 3年	固定資産評価 審査委員会 ・ 委員定数 3名 ・ 任期 3年	固定資産評価 審査委員会 ・ 委員定数 3名 ・ 任期 3年	固定資産評価 審査委員会 ・ 委員定数 3名 ・ 任期 3年
	監査委員 委員 ・ 議会 1名 ・ 識見 1名 ・ 任期 4年	監査委員 委員 ・ 議会 1名 ・ 識見 1名 ・ 任期 4年	監査委員 委員 ・ 議会 1名 ・ 識見 1名 ・ 任期 4年	監査委員 委員 ・ 議会 1名 ・ 識見 1名 ・ 任期 4年
	公平委員会 ・ 委員 3名 ・ 任期 4年	公平委員会 ・ 委員 — ・ 任期 —	公平委員会 ・ 委員 — ・ 任期 —	公平委員会 ・ 委員 — ・ 任期 —
附属機関 1市6町に共通 した主な審議 会・委員会等	特別職報酬等審議会 交通安全対策会議 民生委員推薦会 防災会議 国民健康保険 運営協議会 介護保険運営審議会 情報公開・個人情報 保護審査会 都市計画審議会 学校給食共同調理場 運営審議会 社会教育委員 文化財保護委員会 就学指導委員会 奨学生選考委員会 総合計画審議会	特別職報酬等審議会 交通安全対策会議 民生委員推薦会 防災会議 国民健康保険 運営協議会 介護保険運営協議会 在宅介護支援センター 運営協議会 情報公開審査会 都市計画審議会 学校給食運営審議会 社会教育委員 文化財保護委員会 就学指導委員会 奨学生選考委員会 総合計画審議会	特別職報酬等審議会 交通安全対策会議 民生委員推薦会 防災会議 国民健康保険 運営協議会 介護保険運営協議会 在宅介護支援センター 運営協議会 情報公開審査会 都市計画審議会 給食センター運営委員会 社会教育委員 文化財保護委員会 就学指導委員会 奨学生選考委員会 町勢振興計画審議会	特別職報酬等審議会 交通安全対策会議 民生委員推薦会 防災会議 国民健康保険 運営協議会 介護保険運営委員会 情報公開審査会 都市計画審議会 学校給食共同調理場 運営委員会 社会教育委員 文化財保護委員会 就学指導委員会 奨学生選考委員会

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会
3 総合支所は、合併前の町の区域を所管区域とし、住民生活に密接に関連した住民サービスを提供する総合的な行政機関とするともに、所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し、地域振興の拠点とする。 4 現在の石巻市及び牡鹿町の支所並びにその他の出先機関については、当分の間、現行のとおりとし、地域の実情や行政事務の効率化等を勘案しながら、段階的な再編、見直しを行う。 5 行政委員会等は、関係法令の定めに従い設置し、附属機関については、原則として統合する。			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
教育委員会 ・ 委員定数 5名 ・ 任期 4年	教育委員会 ・ 河北町と共同設置	教育委員会 ・ 委員定数 5名 ・ 任期 4年	行政委員会等については、関係法令の定めに従い設置する。
選挙管理委員会 ・ 委員定数 4名 ・ 任期 4年	選挙管理委員会 ・ 委員定数 4名 ・ 任期 4年	選挙管理委員会 ・ 委員定数 4名 ・ 任期 4年	
農業委員会 ・ 委員定数 16名 ・ 任期 3年	農業委員会 ・ 委員定数 15名 ・ 任期 3年	農業委員会 ・ 委員定数 12名 ・ 任期 3年	
固定資産評価 審査委員会 ・ 委員定数 3名 ・ 任期 3年	固定資産評価 審査委員会 ・ 委員定数 3名 ・ 任期 3年	固定資産評価 審査委員会 ・ 委員定数 3名 ・ 任期 3年	
監査委員 委員 ・ 議会 1名 ・ 識見 1名 ・ 任期 4年	監査委員 委員 ・ 議会 1名 ・ 識見 1名 ・ 任期 4年	監査委員 委員 ・ 議会 1名 ・ 識見 1名 ・ 任期 4年	
公平委員会 ・ 委員 ——— ・ 任期 ———	公平委員会 ・ 委員 ——— ・ 任期 ———	公平委員会 ・ 委員 ——— ・ 任期 ———	
特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	
交通安全対策会議	交通安全対策会議	交通安全対策会議	
民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生委員推薦会	
防災会議	防災会議	防災会議	
国民健康保険 運営協議会	国民健康保険 運営協議会	国民健康保険 運営協議会	
介護保険運営委員会	介護保険運営委員会		
在宅介護支援センター 運営協議会	在宅介護支援センター 運営協議会		
情報公開審査委員会	情報公開・個人情報 保護審査会	情報公開審査会	
		都市計画審議会	
学校給食センター 運営委員会		学校給食運営委員会	
社会教育委員		社会教育委員	
文化財保護委員会		文化財保護委員会	
就学指導委員会		就学指導委員会	
奨学生選考委員会	奨学生選考委員会	奨学生選考委員会	
	総合振興計画審議会	長期総合計画審議会	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

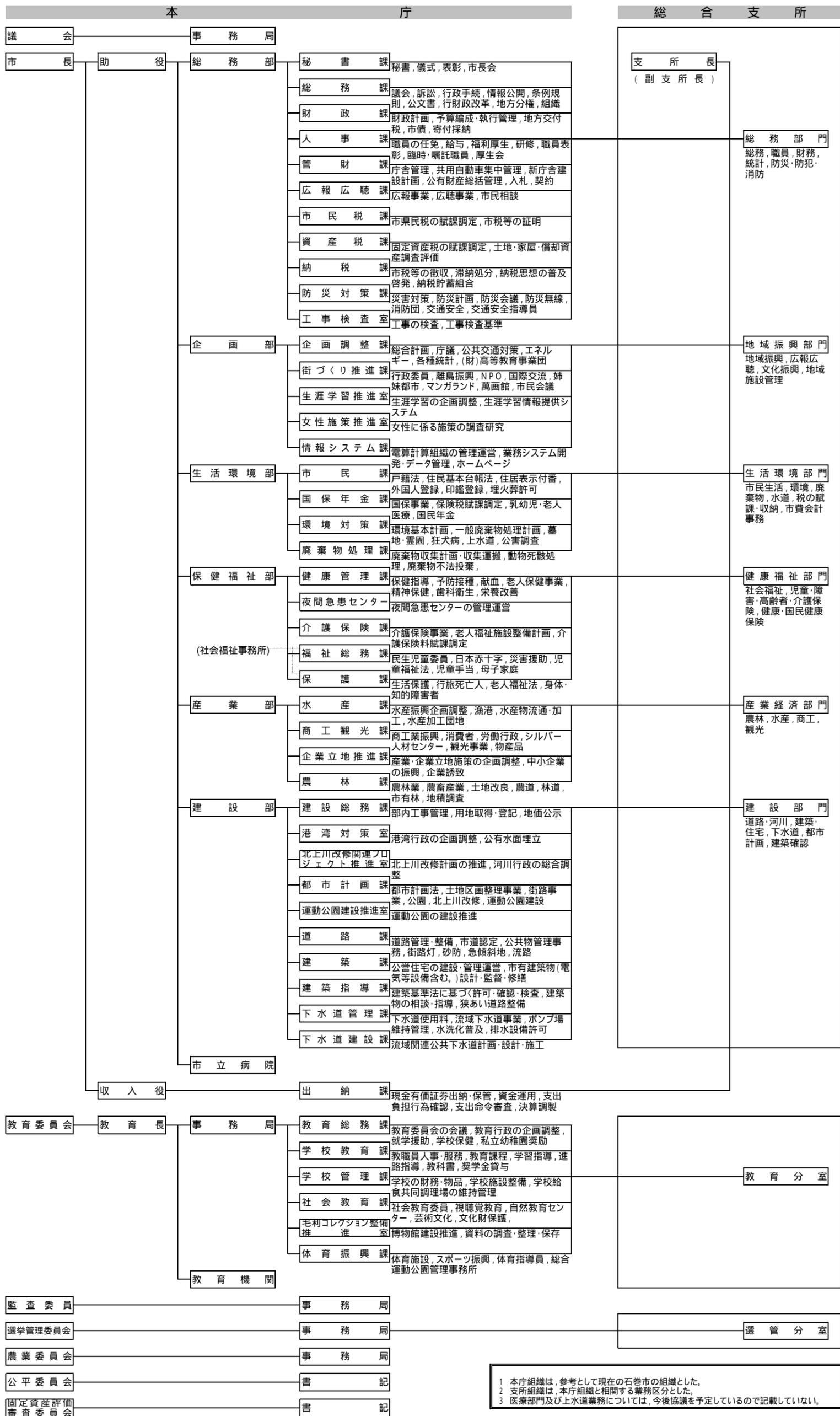
協定項目の番号	13	協定項目の名称	事務組織及び機構の取扱い
---------	----	---------	--------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
1市6町に共通した主な審議会・委員会等(続き)	市立病院運営審議会		国民健康保険病院運営審議会	
		特別土地保有税審議会		
		水防協議会		水防協議会
	予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害調査委員会		
		農業振興地域整備促進協議会		農業振興地域整備促進協議会
	水産物地方卸売市場運営協議会			
		公民館運営審議会		
	生涯学習推進委員会		生涯学習推進委員会	
			青少年問題協議会	青少年問題協議会
		水道事業審議会		
1市6町の中で独自に設置されている主な審議会・委員会等	スポーツ振興審議会	地域振興施設等建設委員会	土地区画整理審議会	開発振興審議会
	公務災害補償等認定委員会	人材育成事業推進委員会	部分林運営委員会	農村環境改善センター運営委員会
	公務災害補償等審査会	老人福祉推進委員会		
	住宅表示審議会	児童厚生施設管理運営委員会		
	青果花き地方卸売市場運営協議会	農業労働力調整協議会		
	環境審議会	幼児教育専門委員会		
	名誉市民選考委員会			
	賞じゅつ金等審査委員会			
	文化センター運営委員会			
	建築審査会			
	運動公園等建設委員会			
	廃棄物対策審議会			
	行政評価等検討委員会			
	市民公益活動推進委員会			

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
		町立牡鹿病院 運営審議会	
		特別土地保有税審議会	
水防協議会			
		予防接種健康被害 調査委員会	
	農業振興地域整備 促進協議会	農業振興地域整備 促進協議会	
		水産物地方卸売 市場運営協議会	
	公民館運営審議会	公民館運営審議会	
	青少年問題協議会		
	水道事業審議会		
まちづくり懇談会	経営・生産対策推進会議	地域づくり推進委員会	
介護保険事業計画等 審議委員会	水田農業推進協議会	下水道事業推進委員会	
農村地域工業等導入 促進審議会	森林整備推進協議会	健康づくり推進協議会	
勤労青少年ホーム 運営委員会	結婚問題対策協議会	牡鹿丸運営委員会	
農政対策協議会	行政改革懇談会	国民宿舎運営審議会	
		ホエールランド運営審議会	
		町誌編さん委員会	

新市行政組織図（概念図）



1 本庁組織は、参考として現在の石巻市の組織とした。
 2 支所組織は、本庁組織と相関する業務区分とした。
 3 医療部門及び下水道業務については、今後協議を予定しているため記載していない。

協定項目 13 資料

事務組織及び機構の取扱いについて（その２）

【提案の理由】

今回提案する「事務組織及び機構の取扱いについて（その２）」は、第４回協議会で確認された「事務組織及び機構の取扱いについて（その１）」及び第７回協議会で確認された「新市の事務所の位置について」に基づき、新市における事務組織及び機構に関する個別の整備方針を提案するものです。

新市の事務所の設置方式等については、すでに協定項目４の「新市の事務所の位置について」で、現在の石巻市役所を本庁とし、各役場を、当分の間、総合支所とすることが確認されていることから、合併時に住民サービスの低下を招かないような組織の整備方針、本庁と総合支所の基本的な役割、現在の出先機関、行政委員会及び附属機関等の取扱いなどについて提案するものです。

協議第 4 2 号

納税関係事業の取扱い（協定項目 25-5）について

納税関係事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	納税関係事業の取扱い（協定項目 25-5）
調 整 方 針	<p>納税関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>1 納税貯蓄組合の組織については，新市においても現行のとおり存続するよう調整に努める。</p> <p>納税貯蓄組合の事務費補助金等については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後新たな基準を設定し3年以内に統一する。</p> <p>2 納税貯蓄組合連合会の組織については，合併後速やかに統合再編できるよう調整に努める。</p> <p>統合再編後の納税貯蓄組合連合会への補助金については，事業内容等を見据え，新市において調整し引き続き交付する。</p> <p>なお，統合再編前の補助金については，現行のとおり交付する。</p> <p>3 口座振替については，合併時に統一することとし，全ての税目を指定金融機関及び収納代理金融機関で取扱う。</p> <p>口座振替手数料については，合併時に統一する方向で調整する。</p> <p>4 軽自動車の標識弁償金については，石巻市の例により合併時に統一する。</p> <p>なお，標識については，石巻市の例により合併後速やかに統一する。</p> <p>5 督促手数料については，石巻市，雄勝町，河南町，桃生町，牡鹿町の例により合併時に統一する。</p>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目番号	25-5	協定項目の名称	納税関係事業
調整方針	<p>納税関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 納税貯蓄組合の組織については、新市においても現行のとおり存続するよう調整に努める。 納税貯蓄組合の事務費補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新たな基準を設定し3年以内に統一する。</p> <p>2 納税貯蓄組合連合会の組織については、合併後速やかに統合再編できるよう調整に努める。 統合再編後の納税貯蓄組合連合会への補助金については、事業内容等を見据え、新市において調整し引き続き交付する。 なお、統合再編前の補助金については、現行のとおり交付する。</p>		

項目	現															
	石 巻 市		河 北 町		雄 勝 町		河 南 町									
1 納税貯蓄組合の組織と補助金	【納税組合の組織】		【納税組合の組織】		【納税組合の組織】		【納税組合の組織】									
	組合数	268 組合	組合数	160 組合	組合数	100 組合	組合数	137 組合								
	加入世帯	3,774世帯	加入世帯	2,110世帯	加入世帯	1,031世帯	加入世帯	3,356世帯								
	加入率	8.9%	加入率	59.5%	加入率	59.4%	加入率	66.2%								
	【事務費補助金等規定】 納付事務補助金		【事務費補助金等規定】 組合運営費補助金		【事務費補助金等規定】 納付事務補助金		【事務費補助金等規定】 組合運営補助金									
	(ア)市 税		(ア)町 税		(ア)町 税		(ア)町 税									
	世帯割 90円 納付額割(納期内納付) 100万円以下 2.40%以内 200万円以下 1.95%以内 300万円以下 1.55%以内 500万円以下 1.20%以内 500万円以上 0.40%以内		世帯員割 100円 納付額割 納期内 1.5% 以内 年度内 1.0% 以内		納付額割 1.2%		納付割額 納期内 2.0% 以内 組合員割 150円/1人 組合規模(均等割) 10人以下 2,000円 11人～20人以下 3,000円 21人～30人以下 4,500円 31人～40人以下 5,000円 41人以上 5,500円 新規加入者割 150円/1人									
	(イ)国民健康保険税		(イ) 国民健康保険税		(イ) 国民健康保険税		(イ) 国民健康保険税									
	納付額割(納期内納付)		納付額割		納付割額		納付割額									
	市税と同じ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(完 納)</td> <td>納期内</td> <td>年度内</td> </tr> <tr> <td>組合員割</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>納付書割</td> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> </table>		(完 納)	納期内	年度内	組合員割	300円	150円	納付書割	100円	50円	町税と同じ		町税と同じ
(完 納)	納期内	年度内														
組合員割	300円	150円														
納付書割	100円	50円														
		事務取扱い補助金 (ア)町 税 組合員割 200円/1人 納付書割 30円/1枚 組合割 9人以下 2,500円 10～19人以下 3,000円 20～29人以下 3,500円 30～40人以下 4,000円 41人以上 4,500円 (イ)国民健康保険税 組合員割 150円/1人 納付書割 30円/1人		事務取扱い補助金 (ア)加入世帯別割(年額) 9世帯以下 3,000円 10～19世帯 7,000円 20～29世帯 11,000円 30～49世帯 16,000円 50世帯以上 22,000円 (イ)納付方法別加算額 (年額) 直接納付 10,000円 徴収納付 4,000円		納税嘱託員(報償費) 2,956,661円										

協議事項調整内容総括表

専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会
<p>3 口座振替については、合併時に統一することとし、全ての税目を指定金融機関及び収納代理金融機関で取扱う。 口座振替手数料については、合併時に統一する方向で調整する。</p> <p>4 軽自動車の標識弁償金については、石巻市の例により合併時に統一する。 なお、標識については、石巻市の例により合併後速やかに統一する。</p> <p>5 督促手数料については、石巻市、雄勝町、河南町、桃生町、牡鹿町の例により合併時に統一する。</p>			

況						調整の具体的内容
桃 生 町		北 上 町		牡 鹿 町		
【納税組合の組織】		【納税組合の組織】		【納税組合の組織】		納税貯蓄組合の組織については、新市においても現行のとおり存続するよう調整に努める。
組合数	63 組合	組合数	77組合	組合数	23組合	
加入世帯	1,426世帯	加入世帯	829世帯	加入世帯	1,531世帯	
加入率	63.4%	加入率	74.4%	加入率	81.9%	
【事務費補助金等規定】 組合運営費補助金		【事務費補助金等規定】 完納奨励金		【事務費補助金等規定】 事務補助金		納税貯蓄組合の事務費補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新たな基準を設定し3年以内に統一する。
(ア)町 税 納付額割 納期内納付額の 1.0%		(ア)町 税 納付額割 納期内 2.0% 以内 年度内 1.0% 以内		(ア)町 税 納付額割 2.0%		
(イ)国民健康保険税		(イ)国民健康保険税		(イ)国民健康保険税		
納付割額 町税と同じ		納付割額 町税と同じ		納付割額 2.5%		
通知書取りまとめ委託料		組合運営奨励金				
(ア)町 税 税割0.5% 平等割3,000円 員数割100円		500円/1人				
(イ)国民健康保険税 税割0.5% 平等割3,000円 世帯割 100円						

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-5	協定項目の名称	納税関係事業	
項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
	【補助金限度額】 80万円 【設立補助金】 500円 / 1世帯 (3万円限度)	【補助金限度額】 8万円 【設立補助金】 組合割 200円 / 1人	【補助金限度額】 なし 【設立補助金】 なし	【補助金限度額】 なし 【設立補助金】 均等割 3,000円 / 1組合 組合割 100円 / 1人 (20人以下交付)
2 納税貯蓄組合連合会組織と補助金(平成14年度実績)	【組織】 石巻市納税貯蓄組合連合会 【連合会補助金】 400,000円 【事業内容】 表彰 ・市長表彰 ・連合会表彰 研修会 ・役員研修(毎年) ・組合長研修(2年に1回)	【組織】 河北町納税貯蓄組合連合会 【連合会補助金】 246,000円 【事業内容】 表彰 ・町長表彰 ・連合会表彰 研修会 ・役員研修(毎年) ・組合長研修(3年に1回) 実費全額町負担	【組織】 雄勝町納税貯蓄組合連合会 【連合会補助金】 57,000円 【事業内容】 表彰 河北町に同じ 研修会 ・組合長研修(毎年)	【組織】 河南町納税貯蓄組合連合会 【連合会補助金】 町税 200,000円 国保 120,000円 計 320,000円 【事業内容】 表彰 河北町に同じ 研修会 ・役員研修(毎年) ・組合長研修(毎年)
3 口座振替と手数料	【適用税目】 ・市民税 ・固定資産税 ・都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税 【取扱金融機関】 ・七十七銀行・北日本銀行 ・仙台銀行・岩手銀行 ・東北銀行・石巻信用金庫 ・石巻商工信用組合 ・東北労働金庫・日本郵政公社 ・石巻地区漁業協同組合 ・いしのまき農業協同組合 ・県信用漁業協同組合連合会 ・石巻市東部漁業協同組合 【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 7.5円 ・日本郵政公社 1件 10円	【適用税目】 ・固定資産税 【取扱金融機関】 ・日本郵政公社 【口座振替手数料等】 ・日本郵政公社 1件 10円	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税 【取扱金融機関】 ・仙台銀行 ・宮城県信漁連雄勝湾漁協出張所 ・雄勝町東部漁業協同組合 ・日本郵政公社 【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 10円 ・日本郵政公社 1件10円 ・漁協 1件 12円	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・水利地益税 ・国民健康保険税 【取扱金融機関】 ・いしのまき農業協同組合 ・石巻商工信用組合 ・七十七銀行 ・日本郵政公社 【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 15円 ・日本郵政公社 1件10円
4 軽自動車標識弁償金	300円	1,000円	徴収せず	150円
5 督促手数料	100円 ・市民税(特別徴収) ・市民税(普通徴収) ・固定資産税 ・法人市民税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	200円 同左	100円 同左	100円 同左

協議事項調整内容総括表

専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【補助金限度額】 50万円	【補助金限度額】 な し	【補助金限度額】 な し	
【設立補助金】 石巻市に同じ	【設立補助金】 な し	【設立補助金】 な し	
【組 織】 桃生町納税貯蓄組合 連合会 【連合会補助金】 町 税 489,000円 国保税 511,000円 水道料 218,000円 計 1,281,000円 【事業内容】 表彰 河北町に同じ 研修会 ・役員研修(毎年) ・組合長研修(毎年)	【組 織】 北上町納税貯蓄組合 連合会 【連合会補助金】 155,500円 【事業内容】 表彰 河北町に同じ 研修会 ・役員研修(毎年) ・組合長研修(毎年)	【組 織】 牡鹿町納税貯蓄組合 連合会 【連合会補助金】 一般 100,000円 【事業内容】 表彰 河北町に同じ 研修会 ・役員研修(毎年) ・組合長研修(2年に1回)	納税貯蓄組合連合会の組織については、合併後速やかに統合再編できるよう調整に努める。 統合再編後の納税貯蓄組合連合会への補助金については、事業内容等を見据え、新市において調整し引き続き交付する。なお、統合再編前の補助金については、現行のとおり交付する。
【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	口座振替については、合併時に統一することとし、全ての税目を指定金融機関及び収納代理金融機関で取扱う。 口座振替手数料については、合併時に統一する方向で調整する。
【取扱金融機関】 ・七十七銀行 ・いしのまき農業協同組合 ・仙台銀行 ・日本郵政公社	【取扱金融機関】 ・七十七銀行 ・いしのまき農業協同組合 ・日本郵政公社	【取扱金融機関】 ・七十七銀行 ・日本郵政公社 ・牡鹿漁業協同組合 H16.4.1実施予定	
【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 15円 ・日本郵政公社 1件 10円	【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 15円 ・日本郵政公社 1件 10円	【口座振替手数料等】 H16.4.1.実施予定 手数料は検討中	
150円	500円	徴収せず	軽自動車の標識弁償金については、石巻市の例により合併時に統一する。 なお、標識については、石巻市の例により合併後速やかに統一する。
100円 同 左	200円 同 左	100円 同 左	督促手数料については、石巻市、雄勝町、河南町、桃生町、牡鹿町の例により合併時に統一する。

納税関係事業の取扱いについて

1 提案の理由

納税関係事業としては、納税貯蓄組合の組織と補助金、納税貯蓄組合連合会の組織と補助金、口座振替制度と手数料、軽自動車標識弁償金、督促手数料等が上げられます。

これらに関しては、現在、1市6町間で差異があります。しかしながら、合併後、新市の全域において納税関係事業の円滑化と税の徴収率向上を図って行かなければなりません。

このため、各市町の納税貯蓄組合は、組合員に対する納税資金の貯蓄を指導するとともに、納税の期限内納付の推進を図ってまいりました。

今後もより一層の納税推進を図るため、新市においても組合が現行のとおり存続するような調整に努める必要があります。このようなことから納税貯蓄組合の、健全な運営と発展を図る上で必要な事務費等を補うための補助金については、1市6町での交付基準には差異があるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後新たな基準を設定し、3年以内に統一するものです。

納税貯蓄組合連合会については、果たすべき役割の必要性を考慮し、合併後速やかに統合再編を推進し、新たな組織体制の確立に努めていきます。

統合再編された納税貯蓄組合連合会に対する補助金については、事業内容等を見据え、新市において調整し交付するものです。

なお、統合再編前の補助金については現行のまま交付するものです。

口座振替については、住民の利便性を考慮し、合併時から統一することとし、全ての税目は指定金融機関及び収納代理金融機関で実施するものです。

軽自動車標識弁償金については、合併時に統一するものとし、標識については、速やかに石巻市の例に統一するものです。

督促手数料については、石巻市、雄勝町、河南町、桃生町、牡鹿町の例に統一するものです。

2 関係法令（抜粋）

【地方自治法】（昭和22年法律第67号）

（証紙による収入の方法等）

第231条の2 省略

2 省略

3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第235条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもってこれを納付することができる。

4 前項の規定により納付された証券を支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、当該歳入は、はじめから納付がなかったものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第235条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

（経費の支弁等）

第232条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

【納税貯蓄組合法】（昭和26年法律第145号）

（目的）

第1条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もって租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織し組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあっ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2 この法律において「納税貯蓄組合預金」とは、納税貯蓄組合の組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行(日本銀行を除く。)、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下「指定金融機関」という。)に対して預入したものをいう。

3 この法律において「租税」とは、国税及び地方税(地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。)をいう。

(補助金の交付)

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

(納税貯蓄組合連合会)

第10条の2 第3条、第7条及び第9条の規定は、納税貯蓄組合の連合体(その連合体を含む。)で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行う事務についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行うことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの(以下「納税貯蓄組合連合会」という。)について準用する。この場合において、第7条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読み替えるものとする。

【納税貯蓄組合法施行令】(昭和26年政令第99号)

(規約の届出)

第1条 納税貯蓄組合法(以下「法」という。)第2条第1項の規定による納税貯蓄組合の規約の届出は、組合の代表者その他これに準ずる者が、当

該規約の謄本を当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長，都道府県知事及び市町村長(特別区及び全部事務組合の長を含む。以下同じ。)に提出してするものとする。

2～4 省略

(補助金の交付手続)

第4条 納税貯蓄組合は，法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは，毎年10月から翌年9月までの分について，当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を，その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に，又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 省略

【地方自治法施行令】(昭和22年政令第16号)

(口座振替の方法による歳入の納付)

第155条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は，当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は日本郵政公社以外の収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは，当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。

(郵便振替の方法による歳入の納付)

第155条の2 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は，当該普通地方公共団体の収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関(日本郵政公社に限る。)に請求して，郵便振替法(昭和23年法律第60号)第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により当該歳入を納付することができる。

3 先進事例

【栃木県佐野市，田沼町，葛生町合併協議会】(平成17年2月28日合併予定)

- (1) 納税貯蓄組合については，合併時に佐野市の制度を適用する。
- (2) 標識弁償金については，合併時に佐野市の制度を適用する。
- (3) 督促手数料については，合併時に佐野市の制度を適用する。

【三重県桑名市，多度町，長島町合併協議会】(平成16年12月1日合併予定)

納税貯蓄組合については，当分の間，現行のまま存続させる。

【三重県松坂地方合併協議会】(平成17年1月1日合併予定)

納税貯蓄組合については，松坂市の例による。

【広島県三次市，双三郡，甲奴町合併協議会】(平成16年4月1日合併予定)

- (1) 納税貯蓄組合奨励金については，廃止する。
- (2) 督促手数料については，君田村及び作木村の例による。

【栗原地域合併協議会】(平成17年3月14日合併予定)

- (1) 納税組合については，社会的役割が大きいと思われるので，そのまま新市に引継ぐものの，補助金，助成金，奨励金については，見直す方向で調整する。
- (2) 口座振替については，住民の利便性を考慮して全ての税目を該当金融機関で実施することとする。
- (3) 口座振替手数料については，統一する方向で調整する。

【加美町】(平成15年4月1日合併)

納税貯蓄組合への補助金等については，合併後2年を目途に納税貯蓄組合法の規定に則り調整し，統一する。

協議第 4 3 号

消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）について

消防防災関係事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）
調整方針	平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日確認済の消防防災関係事業の取扱いについて，次の事項を追加する。 5 相互応援支援協定については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-6	協定項目の名称	消防防災関係事業の取扱い
調 整 方 針	5 相互応援支援協定については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
11 相互応援支援協定	【協定締結市町】 ・広域石巻圏(1市9町) ・茨城県ひたちなか市 ・神奈川県平塚市 【協定締結関係機関】 ・石巻市内郵便局(15局) ・石巻工業港企業連絡協議会 ・石巻環境保全事業協同組合 ・宮城県解体工事業協同組合 ・(株)セブン-イレブン ジャパン ・(株)イトーヨーカ堂 ・みやぎ生活協同組合	【協定締結市町】 ・広域石巻圏(1市9町) 【協定締結関係機関】 ・河北町内郵便局(2局)	【協定締結市町】 ・広域石巻圏(1市9町) 【協定締結関係機関】 ・雄勝町内郵便局(2局)	【協定締結市町】 ・広域石巻圏(1市9町) 【協定締結関係機関】 ・河南町内郵便局(4局)

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【協定締結市町】 ・広域石巻圏(1市9町)	【協定締結市町】 ・広域石巻圏(1市9町)	【協定締結市町】 ・広域石巻圏(1市9町)	現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市移行後、相手方の意思を確認した後改めて締結する。
【協定締結関係機関】 ・桃生町内郵便局(3局)	【協定締結関係機関】 ・北上町内郵便局(3局) ・町建設業協会	【協定締結関係機関】 ・牡鹿町内郵便局(3局)	

消防防災関係事業の取扱いについて

1 提案理由

1市6町においては、地震等の災害が発生し、被災市町独自で十分な応急措置が出来ない場合、相互に協力し、復旧対策を円滑に遂行するために石巻管内1市9町で応援協定を締結しています。また、石巻市においては、生活物資の調達のために民間業者と協定を締結するなど、防災対策の整備に努めております。

新市においても、近い将来、発生が予想されている宮城県沖地震などの大規模災害に対応するためにも、引き続き協定を締結し、防災対策の充実を図る必要があることから追加し提案するものです。

2 先進事例

【登米地域合併協議会】

(1) 災害対策

災害対策本部は、合併時に新たな設置基準を定めるものとする。

相互応援協定は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 防災計画等

地域防災計画は、新市において速やかに策定する。

地域防災計画が策定されるまでの間は、旧町ごとの地域防災計画は現行のとおりとする。ただし、防災活動体制等全市にかかるものについては、本庁を置く町の地域防災計画に準ずるものとする。

水防計画は、新市において策定される地域防災計画の一つの項目として策定するものとする。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、現行のとおりすべて新市に引き継ぎ、引き続き指導育成に努めるものとする。

(4) 防災行政無線

現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

緊急放送体制を確保するため、合併までに緊急放送運用基準を定めるものとする。

(5) 消防防災施設用地

現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

【柴田町・村田町・大河原町合併協議会】

- (1)防災会議については、合併時に再編する。
- (2)地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (3)防災設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、防災行政無線については、新市において調整する。
- (4)防災訓練については、合併時に再編する。
- (5)婦人防火クラブ連合会については、新市において統合できるよう調整に努める。
- (6)消防水利については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7)相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【広島県庄原市，比婆郡4町，総領町合併協議会】

- (1) 新市において防災会議を設置するとともに、すみやかに地域防災計画を策定する。
- (2) 災害発生時においては、本所に災害対策本部を設置し、支所に現地対策本部を置くものとする。
- (3) 新市に水防協議会を設置するとともに、すみやかに水防計画を策定する。
- (4) 1市5町に共通する応援協定は、新市に引継ぎ、一部の市町のみの応援協定は、新市に引継ぐ方向で調整する。
- (5) 防災行政無線，オフトーク通信については、当面、現行のとおりとし、新市において一体的な活用を図る。

交通関係事業の取扱い(協定項目 25-7)について

交通関係事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	交通関係事業の取扱い(協定項目 25-7)
調整方針	<p>交通関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>1 バス・離島航路等の交通対策</p> <p>(1) 自治体運営及び住民運営のバスについては，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，新市において地域性を踏まえながら，速やかに総合交通に係る基本計画を策定し，調整する。</p> <p>(2) 福祉バスについては，現行のとおり実施することとし，新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(3) 河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については，起点又は終点を河南町に限定し，現行のとおり実施することとし，新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(4) 牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については，他町との整合性を踏まえ，合併時まで調整する。</p> <p>(5) バス事業者運行路線（国庫補助路線・県単補助広域路線）については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，合併後も現行の補助制度が維持されるよう国・県に要請していく。</p> <p>(6) バス事業者運行路線（市内・町内完結路線及び補助対象外路線）に対する支援については，新市において調整する。</p> <p>(7) 巡航船牡鹿丸の管理運営については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，事業の運営等については，新市において検討する。</p> <p>(8) 離島航路維持に係る支援については，合併後も継続して実施する。</p>

	<p>2 交通安全対策</p> <p>(1) 交通安全対策会議については、交通安全対策基本法の規定に基づき、新市において設置する。</p> <p>(2) 交通安全計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>(3) 交通安全指導員については、合併時に統合する。</p> <p>(4) 交通安全対策協議会については、新市において速やかに設置する。</p>
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
調整方針	<p>1 バス・離島航路等の交通対策</p> <p>(1) 自治体運営及び住民運営のバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において地域性を踏まえながら、速やかに総合交通に係る基本計画を策定し、調整する。</p> <p>(2) 福祉バスについては、現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(3) 河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については、起点又は終点を河南町に限定し、現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(4) 牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については、他町との整合性を踏まえ、合併時まで調整する。</p>		

項目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
1 バスに関する こと	事業名	廃止代替バス運行事業	廃止代替バス運行事業	住民バス運行委託事業	該当なし
	路線数	3系統5路線 (稲井線, 渡波線, 釜大街道線)	1系統1路線 (鹿又線)	1系統1路線 (上雄勝・大須浜線)	
	事業目的	事業者路線バスが廃止された地区で、住民生活に不可欠な公共交通手段を確保するため、バス事業者に運行を委託し、代替バスを運行する。	事業者路線バスが廃止された地区で、住民生活に不可欠な公共交通手段を確保するため、バス事業者に委託し、代替バスを運行する。	地域住民の交通の利便を確保するために、バス事業者に運行を委託する。	
	事業内容	バス事業者と代替バス運行協定を締結し、運行期間における欠損額について補助する。	バス事業者と運行委託契約を締結し、代替バスを運行している。	バス事業者と運行契約を締結し、運行期間における委託料を支払いする。	
	運行免許等	21条許可運行	21条許可運行	21条許可運行	
	根拠法令等	代替バス運行協定	運行委託契約	バス運行契約	
	事業委託先	宮交石巻バス株式会社	宮交石巻バス株式会社	宮交石巻バス株式会社	
	平成14年度実績	・補助額 29,317千円 (県補助額 4,111千円) ・利用者延人員 67,215人	・委託料 3,300千円 ・利用者延人員 7,232人	・補助額 4,500千円 (県補助額 913千円) ・利用者延人員 5,205人	
	平成16年度以降の予定	平成16年度運行をもって廃止予定。(平成16年度中に新たな運行手段を検討する予定) 補助見込額 24,807千円	継続予定 委託金額については今後さらに検討予定	継続予定	
	(2) 住民運営のバスに関する こと	事業名	荻浜地区住民バス運行事業	該当なし	
事業目的		スクールバスの空き時間を利用して、地域住民が組織する運行協議会がバス事業者と貸切契約により住民バスの運行に対し、運行費の一部を補助する。			
事業内容		運行委託契約額のうち住民負担額(1世帯 年18,500円, 佐須のみ10,500円)を控除した残額について補助する。			
根拠法令等		運行委託契約			
事業委託先		宮交石巻バス株式会社			
平成14年度実績		・1日2往復(364日運行) ・補助額 2,352千円 ・住民負担額4,406千円(255世帯) ・利用者延人員 14,743人(1日平均乗車数39.5人)			
平成16年度以降の予定		継続予定 補助見込額 1,470千円			

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
<p>(5) バス事業者運行路線(国庫補助路線・県単補助広域路線)については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、合併後も現行の補助制度が維持されるよう国・県に要請していく。</p> <p>(6) バス事業者運行路線(市内・町内完結路線及び補助対象外路線)に対する支援については、新市において調整する。</p> <p>(7) 巡航船牡鹿丸の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、事業の運営等については、新市において検討する。</p> <p>(8) 離島航路維持に係る支援については、合併後も継続して実施する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>町民バス運行事業</p> <p>4路線</p> <p>地域住民、特に自らの交通段を持たない高齢者等、いわゆる交通弱者の足の確保と地域の活性化を図る。</p> <p>道路運送法第80条第1項但し書きの運行許可を取得し、スクールバスの空き時間を利用して運行している。</p> <p>80条許可運行</p> <p>桃生町民バスの運行に関する条例</p> <p>直営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者延人員 3,129人 ・協力金、運行料金 579,892円 ・運行経費 1,278,037円 <p>継続予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力金、運行料金見込み額 528,000円 ・運行経費見込み額1,291,000円 	<p>該当なし</p>	<p>新住民バス</p> <p>3系統4路線 (うち1系統1路線は網地島地区)</p> <p>事業者路線バスの廃止及び離島地域等住民の生活に不可欠な公共交通手段を確保するため、バス運行業務を委託し、住民バスを運行する。</p> <p>町内業者に運行業務を委託し、バス利用料金等の調定業務等は町で実施している。</p> <p>80条許可運行</p> <p>おしか町民バスの運行に関する条例等</p> <p>町内3業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費31,288千円(県補助金1,484千円,料金収入4,011千円,町費25,793千円) ・利用者延人員 58,472人 ・料金:町内大人200円、小人100円 <p>継続予定 なお、来年度運行管理業務を設立予定の中間法人に委託を予定。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において地域性を踏まえながら、速やかに総合交通に係る基本計画を策定し、調整する。</p>
<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
---------	------	---------	------------

項目		現				
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
1	(3) 福祉バスに関するバスに関すること	事業名	該当なし	町民福祉バス	該当なし	該当なし
		事業目的		高齢者生活支援・生きがい健康づくりとして在宅高齢者の外出支援を行い、福祉の増進及び生活環境の向上に寄与することを目的とする。		
		事業内容		ミニデイサービス事業に参加する高齢者の送迎及び公共施設・医療機関との間を送迎するため、町内8コースを週1回ずつ巡回する。 ・使用料 1. ミニデイサービスの利用 1回 100円 2. 運行路線コース 1回 200円 ・所有バス 1台		
		根拠法令等		河北町民福祉バスの運行に関する条例 河北町民福祉バス使用料収納委託に関する規則		
		事業委託先		河北町社会福祉協議会		
		平成14年度実績		・平成14年7月運行開始 ・利用者延人員 4,028人 ・1日平均利用者数 23.1人 ・委託料 3,340千円(約9月間)		
		平成16年度以降の予定		継続予定 委託金額 約5,000千円(予定)		
	(4) その他バスに代わる独自施策に関すること	事業名	該当なし	該当なし	該当なし	河南町福祉タクシー利用助成事業
		事業目的				高齢者の積極的な社会参加と日常生活の利便の向上を促進する。
		事業内容				町内に住所を有する75歳以上の者に福祉タクシー利用助成券(初乗り600円相当)月2枚を交付。
		根拠法令等				河南町福祉タクシー利用助成事業実施要綱
		補助金交付先等				なし
		平成14年度実績				助成件数:1,504人 事業費:12,429,710円
		平成16年度以降の予定				継続予定

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	該当なし	<p>現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p>
該当なし	該当なし	<p>高校通学バス運行補助事業</p> <p>本町から石巻圏へ通学する高校生保護者の金銭的負担の軽減を図る目的で、牡鹿町高校通学バス父母の会に対して運行費の一部を補助する。</p> <p>運行委託契約額のうち利用者負担額を控除した残額について補助する。</p> <p>運行業者(河南町・株三和交通)</p> <p>牡鹿町補助金等交付規則・運行委託契約</p> <p>牡鹿町高校通学バス父母の会</p> <p>契約額11,315千円 町補助金6,223千円 利用者数 27人 1日行き2便、帰り3便</p> <p>継続予定 平成15年度補助見込額6,000千円 平成15年度利用者数51人</p>	<p>河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については、起点又は終点を河南町に限定し、現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については、他町との整合性を踏まえ、合併時まで調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
---------	------	---------	------------

項目		現				
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
1 バスに関する こと	(5) 事業者運行路線に関する こと (国庫補助路線)	事業名	バス運行対策費補助事業			
		事業目的	広域的・幹線のバス路線維持のため、国・県と協調補助を行う。			
		事業内容	国庫補助路線のうち、県補助限度額超過分について、県よりの負担協議に基づき支出する。			
		補助金 交付先	宮交石巻バス株式会社			
		平成14年度 実績	決算額 0円	決算額 0円	決算額 0円	決算額 0円
		平成16年度 以降の予定	継続予定	継続予定	継続予定	継続予定
	(6) 事業者運行路線に関する こと (県単補助広域路線)	事業名	広域バス運行維持対策費補助金			該当なし
		事業目的	国庫補助路線に該当しない広域的バス路線維持のため、県と協調補助を行う。			
		事業内容	補助対象経費のうち、県補助額を控除した額について、市域運行割合により補助する。			
		根拠法令等	石巻市広域バス運行維持対策費補助金交付要綱	河北町広域バス運行維持対策費補助金交付要綱	雄勝町広域バス運行維持対策費補助金交付要綱	
		補助金 交付先	宮交石巻バス株式会社	宮交石巻バス株式会社	宮交石巻バス株式会社	
		平成14年度 実績	2系統 決算額 1,266千円	2系統2路線 決算額 1,952千円	2系統 決算額 2,796千円	
平成16年度 以降の予定	継続予定	継続予定	継続予定			
(7) 事業者運行路線に関する こと (市内(町内)完結路線)	事業名	地方バス等路線バス維持補助金		該当なし	該当なし	
	事業目的	事業者が運行する市内完結路線のうち、県暫定補助路線について、県と協調補助を行う。				
	事業内容	旧2種,3種路線のうち、県の暫定補助路線となった路線の維持のため、補助を行う。				
	根拠法令等	県地方バス等路線維持暫定補助金交付要綱等				
	補助金 交付先	宮交石巻バス株式会社				
	平成14年度 実績	4系統 決算額 2,628千円	1系統1路線(雄勝線) 決算額 3,510千円			
平成16年度 以降の予定	県暫定補助の平成15年度終了に伴い、事業者からは市内8路線の財政支援について要請が行われたが、平成16年度については、そのうち、暫定補助対象路線であった3路線について支援することとしている。補助見込額 132千円		県暫定補助の平成15年度終了後も、当該路線が小学生等の通学路線であることから継続運行することから内容は今後協議予定			

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
同左			現行のとおり新市に引き継ぐこととし、合併後も現行の補助制度が維持されるよう国・県に要請していく。
同左			
同左			
同左			
決算額 0円	1系統(十三浜) 決算額(H15) 865千円	決算額 0円	
継続予定	継続予定	継続予定	
該当なし	広域バス運行維持対策費補助金 国庫補助路線に該当しない広域的バス路線維持のため、県と協調補助を行う。 補助対象経費のうち、県補助額を控除した額について、町域運行割合により補助する。 北上町広域バス運行維持対策費補助金交付要綱	谷川・女川間住民バス運行費補助事業 地域住民の交通の確保のため地域的に繋がりが深い谷川・寄磯等地域と女川間を結ぶ事業者路線に補助金を助成しているもの。 バス事業者との代替バス運行協定を締結し、運行期間における欠損額について補助する。 牡鹿町補助金等交付規則・運行委託契約	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、合併後も現行の補助制度が維持されるよう県に要請していく。
	宮交石巻バス株式会社	運行業者名 町外1業者(女川町・楸黄金バス)	
	系統名(十三浜) 決算額(H15) 1,890千円	・事業費11,480千円 ・料金収入3,298千円 ・町補助金7,542千円 ・県補助金639千円 ・利用者延人員 5,656人 ・1日往復2便	
	継続予定	継続予定 なお、現在同路線については、女川町の路線との統合について検討中	
該当なし	該当なし	該当なし	市内・町内完結路線及び補助対象外路線に対する支援については、新市において調整する。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
---------	------	---------	------------

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
2 離島航路に関する こと	事業名	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	事業目的				
	事業内容				
	根拠法令等				
	平成14年度実績				
	平成16年度 以降について				
	(1) 巡 航船牡 鹿丸の 管理運 営に関 すること				
(2) 離 島航路 維持に 関する こと	事業名	離島航路運航補助事業	該当なし	該当なし	該当なし
	事業目的	田代島地区住民の交通確保対策として、行政指導のもとに合併した会社(株)網地島ラインへの運営補助金を助成するもの。			
	事業内容	離島航路維持のため、離島航路整備法の規定に基づき、監査後欠損額国の補助金の差額を補助する。			
	根拠法令等	離島航路整備法第4条			
	補助金 交付先	運航業者名 (株)網地島ライン			
	平成14年度実績	補助金額1,593千円			
	平成16年度以降 について	平成16年度以降も継続予定。			
	事業名	離島航路事業者経営安定化事業	該当なし	該当なし	該当なし
	事業目的	田代島地区住民の交通確保対策として、国の航路補助制度からくる経常的な赤字を解消し、経営安定化を図る。			
	事業内容	田代島への駐留経費の1/2			
	根拠法令等	石巻市補助金等交付要綱			
	補助金 交付先	運航業者名 (株)網地島ライン			
	平成14年度実績	補助金額4,637千円			
	平成16年度以降 について	現在、算定基礎について変更するため協議中。			

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況		調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町
該当なし	該当なし	<p style="text-align: center;">町営巡航船運営事業</p> <p>網地島地区住民の交通確保対策及び観光振興等による金華山への航路として町営巡航船の運営。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 牡鹿丸(99トン) 旅客定員190名 ・定期運航 網地島航路 1日3便 金華山航路 1日2便(冬季1便) ・船員 (正4人、臨時3人) ・料金(片道) 鮎川～網地、鮎川～長渡 大人450円 小人230円 鮎川～金華山 大人900円 小人450円 小荷物 条例で規定 ・その他 諮問機関 牡鹿丸運営委員会 委員4人 <p>町営巡航船設置運営に関する条例等 補助金関係 離島振興整備法,宮城県離島航路補助金</p> <p>牡鹿町旅客定期航路事業特別会計 歳入総額 114,635千円 歳出総額 114,599千円 歳入内訳 事業収入・事業外収入 27,937千円 国庫補助金 51,923千円 一般会計繰入金 34,912千円 その他 137千円</p> <p>継続予定 金華山航路については,民間事業者等の運営等を圧迫させないため,平成15年10月1日から休航。網地島航路について,平成16年度から海水浴期間1便増を予定。</p>
該当なし	該当なし	<p style="text-align: center;">離島航路運航補助事業</p> <p>網地島地区住民の交通確保対策として,行政指導のもとに合併した会社(株)網地島ラインへの運営補助金を助成するもの。</p> <p>離島航路維持のため,離島航路整備法の規定に基づき,監査後欠損額国の補助金の差額を補助する。</p> <p>離島航路整備法第4条</p> <p style="text-align: center;">運航業者名 (株)網地島ライン</p> <p>補助金額797千円</p> <p>平成16年度以降も継続予定。</p>
該当なし	該当なし	<p style="text-align: center;">離島航路事業者経営安定化事業</p> <p>網地島地区住民の交通確保対策として,国の航路補助制度からくる経常的な赤字を解消し,経営安定化を図る。</p> <p>網地島から本土へのゴミ収集車の運搬経費の一部(定額2,000千円)</p> <p>牡鹿町補助金等交付規則</p> <p style="text-align: center;">運航業者名 (株)網地島ライン</p> <p>補助金額2,000千円</p> <p>平成16年度以降も継続予定であるが,名称等について協議中。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
調整方針	2 交通安全対策 (1) 交通安全対策会議については、交通安全対策基本法の規定に基づき、新市において設置する。 (2) 交通安全計画については、新市において速やかに策定する。 (3) 交通安全指導員については、合併時に統合する。 (4) 交通安全対策協議会については、新市において速やかに設置する。		

項目	現					
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町		
3 交通安全に関する事 交通安全に関する事 交通安全に関する事	(1) 交通安全対策会議	石巻市交通安全対策会議条例 (昭和46年 3月22日) 【委員】 国の関係地方行政機関の職員 1人 県の部内の職員 1人 県警察の警察官 1人 部内の職員 9人 教育委員会教育長 1人 石巻地区広域行政事務組合消防長 ・任期:2年(~) 【特別委員】 東日本旅客鉄道(株)、日本道路公団その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が委嘱する。	河北町交通安全対策会議条例 (平成14年 3月25日) 【委員】 県の部内の職員 2人 県警察の警察官 1人 町職員 5人 教育委員会教育長 1人 石巻地区広域行政事務組合の河北消防署長 ・任期:2年(~) 【特別委員】 陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する。	雄勝町交通安全対策会議条例 (平成14年 3月15日) 【委員】 県の部内の職員 3人以内 県警察の警察官 1人 町職員 5人以内 教育委員会教育長 1人 石巻地区広域行政事務組合の消防職員 ・任期:2年(~ ,) 【特別委員】 陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する。	河南町交通安全対策会議条例 (昭和46年11月17日) 【委員】 国の関係地方行政機関の職員 1人 県の部内の職員 3人以内 県警察の警察官 1人 町の職員 2人以内 教育委員会教育長 1人 石巻地区広域行政事務組合消防長 ・任期:2年(~) 【特別委員】 東日本旅客鉄道(株)、日本道路公団その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから町長が委嘱する。	
	(2) 交通安全計画	平成13年 7月改定	未策定	未策定	未策定	
	交通安全計画	平成15年10月改定	未策定	未策定	未策定	
	(3) 交通安全指導員	石巻市交通安全指導員条例 (昭和42年 3月22日)	河北町交通安全指導員条例 (昭和41年12月17日)	雄勝町防犯交通安全指導員条例 (昭和50年10月 1日)	河南町交通安全指導員に関する条例 (昭和42年 3月14日)	
	定数(現員)	90人以内 (81人)	25人 (21人)	25人以内 (17人)	30人 (26人)	
	班・支隊数	12班	4支隊	-	6班	
	報酬	年報酬	出動報酬	年報酬	年報酬	
	・隊長	51,500円	1回 1,700円 ・2時間29分	5,500円	119,000円	116,000円
	・副隊長	39,800円	1回 ・2時間30分~ 4時間29分	5,200円	87,000円	90,000円
	・班長(支隊長)	32,100円	2回 ・以降2時間毎に1回加算 上限なし	5,000円	-	81,000円
・隊員	22,400円		4,800円	68,800円	70,000円	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>桃生町交通安全対策 会議条例 (平成14年 3月20日)</p> <p>【委員】 国の行政機関又は 県の部内の職員 3人以内 県警察の警察官 1人 町職員 5人以内 教育委員会教育長 石巻地区広域行政事 務組合消防長 ・任期:2年(,)</p> <p>【特別委員】 陸上交通に関する事業 を営む公共的機関の役員 又は職員のうちから町長 が任命する。</p>	<p>北上町交通安全対策 会議条例 (昭和49年12月12日)</p> <p>【委員】 県の部内の職員 3人以内 県警察の警察官 1人 町職員 5人以内 教育委員会教育長 石巻地区広域行政事 務組合の消防職員 1人 ・任期:2年(~ ,)</p> <p>【特別委員】 陸上交通に関する事業 を営む公共的機関の役員 又は職員のうちから町長 が任命する。</p>	<p>牡鹿町交通安全対策 会議条例 (昭和45年10月10日)</p> <p>【委員】 県の部内の職員 3人以内 県警察の警察官 1人 町職員 6人以内 教育委員会教育長 石巻地区広域行政事 務組合消防長 ・任期:2年(~)</p> <p>【特別委員】 陸上交通に関する事業 を営む公共的機関の役員 又は職員のうちから町長 が任命する。</p>	<p>交通安全対策基本法の規定に基づ き、新市において設置する。 委員構成については、合併時までに調 整する。</p>
未策定	未策定	昭和63年10月策定	
未策定	未策定	未策定	新市において速やかに策定する。
<p>桃生町交通防犯 指導員条例 (昭和63年 3月10日)</p> <p>26人以内 (26人)</p> <p>3班</p> <p>出勤報酬</p> <p>1日7,800円半日4,200円 早朝2,900円</p> <p>1日7,600円半日4,000円 早朝2,800円</p> <p>1日7,300円半日3,900円 早朝2,700円</p> <p>1日7,200円半日3,800円 早朝2,600円</p>	<p>北上町防犯交通安全 指導員に関する条例 (昭和50年 9月30日)</p> <p>15人以内 (9人)</p> <p>3班</p> <p>年報酬</p> <p>221,000円</p> <p>214,000円</p> <p>207,000円</p> <p>200,000円</p>	<p>牡鹿町交通安全 指導員条例 (昭和42年 7月24日)</p> <p>21人以内 (19人)</p> <p>5班</p> <p>出勤報酬</p> <p>1日8,200円4時間4,100円 2時間2,050円</p> <p>1日8,000円4時間4,000円 2時間2,000円</p>	<p>合併時に統合し、隊長1人、副隊長2人 を置く。なお、1市6町の現行の組織は分 隊として存続させ、隊長、副隊長は分隊 長から選出し兼務するものとする。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
---------	------	---------	------------

項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
3 交通安全に関すること 交通安全指導員	任用	(1)本市に居住するもので20歳以上の者 (2)心身共に健全であって交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者	(1)本町に居住する年齢満20歳以上の者 (2)人格高潔、身体強健であって交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者	(1)本町に居住する者で、年齢20歳以上の者 (2)人格高潔、身体強健であって関係法令に通じ、かつ、指導力を有する者	(1)本町に居住する年齢満20歳以上かつ50歳未満の者 (2)人格高潔、身体強健であって交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者
	任期	なし	なし	3年	なし
	退職報償金及び災害補償	石巻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び石巻市議会議員等非常勤の職員の公務災害補償に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。
	被服与	有	有	有	有
	・制服	廃止の方向	-	廃止の方向	-
	・冬制服	1式/人 女子のみズボン、スカート	1式/人	1式/人	1式/人
	・盛夏制服	1式/人 上着は半袖・長袖	1式/人	1式/人	1式/人
主な出動行事等	1 年間定例出動 2 春の交通安全運動関係 (1)出動式 (2)総決起大会 他 3 秋の交通安全運動関係 (1)出動式 他 4 市・その他行事 (1)日和山観桜期 (2)市防災訓練 (3)石巻市川開き祭り (4)石巻市大漁祭り (5)シーサイドマラソン大会 (6)県下駅伝大会 (7)石巻市資産祭 (8)石巻市消防出初式 (9)石巻市交通安全指導隊出初式 他 5 交通安全教室 6 会議訓練等	1 年間定例出動 2 春秋の交通安全運動 (1)街頭指導 (2)広報活動 (3)出動式 3 町・その他行事 (1)サマーフェスタ・イン・かほく (2)町マラソン大会 (3)小・中学校マラソン大会 (4)県下駅伝大会 (5)その他の町主催行事 4 交通安全教室 5 会議訓練等(合同出初式等)	1 年間定例出動 2 春秋の交通安全運動関係 (1)著名人による街頭指導 (2)交通安全期間事業 (EXカーブミラー清掃・停止線塗り等) 3 町その他行事 (1)海鮮市 (2)ホタテまつり (3)おがつ夏まつり (4)各小学校持久走大会 (5)おがつときめきフェアー (6)河北地区防犯交通安全指導隊合同出初式等 (7)夜間青空駐車指導 (8)年末夜間交通指導 4 交通安全教室 5 定例会議	1 定例出動 (1)交通パトロール・街頭指導 (2)交通安全施設点検 2 春・秋の交通安全運動関係 (1)運動中の街頭PR (2)小学校交通安全教室 3 町・その他行事 (1)町総合防災訓練 (2)こじかクラブ (3)各小学校持久走大会 (4)町民まつり (5)町民芸術鑑賞会 (6)文化講演会 (7)町表彰式 (8)仙北陸上競技大会 (9)サマーフェスティバル (10)県下駅伝大会 (11)ロードレース大会 (12)河南高校ロードレース (13)石巻西高校競歩大会 (14)出初式 (15)おしぼり・からし巻き作戦 (16)その他各種お祭り等 4 会議訓練等	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
(1)本町に居住する年齢20歳以上かつ65歳未満の者 (2)人格高潔、身体強健であって交通に関する法令、その他法令に通じ、指導力を有する者	(1)本町に居住する年齢満20歳以上かつ65歳未満の者 (2)人格高潔、身体強健であって交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者	(1)本町に居住する年齢満20歳以上かつ65歳未満の者 (2)人格高潔、身体強健であって交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者	河北町及び雄勝町の例による。
なし	3年	3年	3年とする。ただし、再任をさまたげない。
宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	合併時まで調整する。
有	有	有	現行のとおり引き継ぐものとし、新市において統一に努める。
-	-	-	
1式/人	1式/人	1式/人 女子のみズボン、スカート	
1式/人	1式/人	1式/人	
1 年間定例出動 (1)5の日運動街頭指導 (2)夜間交通パトロール (3)夏・冬・春休み期間中夜間交通パトロール 2 春・秋の交通安全運動関係 (1)出発式 (2)運動中の街頭指導 (3)小中学校交通安全教室 3 町・その他行事 (1)町総合防災訓練 (2)ふれあい祭り (3)各小学校マラソン大会 (4)桃次郎マラソン大会 (5)商工祭・股旅演芸東北大会 (6)県下駅伝大会 (7)飲酒運転追放キャンペーン (8)元旦マラソン (9)河北地区交通防犯指導隊合同出初式 (10)その他各種行事等 4 会議訓練等 5 交通事故・火災等災害時の交通整理	1 交通安全啓発パトロール(毎月1回) 2 春・秋の交通安全運動関係 (1)早朝・夜間の街頭指導 (2)出勤式 (3)啓発パレード 3 町・その他行事 (1)町総合防災訓練 (2)町内3小学校社明パレード (3)白浜海水浴期間 (4)にっこりまつり (5)新古里マラソン大会 (6)河北地区指導隊合同出初式 4 交通安全教室 5 各種交通安全会議等	1 年間定例出動 (1)毎月2回朝の街頭指導 2 春・秋の交通安全運動 (1)期間中毎日の街頭指導 (2)各分会主催の行事(ワカメ作戦、コーヒー作戦等) (3)交通安全車両パレード 3 その他行事 (1)各地区祭典時の交通指導 (2)防災訓練 (3)消防演習 (4)町主催イベント (5)ゴールデンウィーク期間中観光桟橋周辺交通指導 (6)海水浴期間中交通指導 4 交通安全教室 5 各種大会・会議等参加	新市において調整する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
---------	------	---------	------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
3 交通安全に関すること (4) 交通安全対策協議会	<p>石巻市交通安全都市推進協議会</p> <p>【目的】 協議会は市内交通環境の改善整備及び市民の交通道徳の高揚を図り、交通の安全を確保するための対策を協議し、もって交通安全都市の推進をはかることを目的とする。</p> <p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・地区交通安全協会会長 ・町内会連合会長 ・地区安全運転管理者事業主会長 ・地区安全運転管理者会長 ・地区交通安全協会各支部長 4人 ・市交通安全指導隊長 ・市交通安全母の会連合会長 ・市支所長 4人 ・石巻金融団 ・市老人クラブ連合会長 ・石巻国道維持出張所長 ・石巻土木事務所長 ・市婦人団体連絡協議会会長 ・市立小中学校校長会長 ・市父母教師会連合会長 ・宮城交通(株)石巻営業所長 ・県タクシー協会石巻支部長 ・県トラック協会石巻支部長 ・県自転車軽自動車商業協同組合石巻支部長 ・地区高等学校校長会長 ・JR石巻駅長 ・交通安全協会石巻支部婦人部長 ・市教育長 ・市総務部長 ・市企画部長 ・市公民館長 5人 計 37人 <p>【補助金】 平成14年度 140,000円</p>	<p>河北町交通安全対策協議会</p> <p>【目的】 すべての町民に正しい交通のあり方と交通安全の思想を周知徹底し、町民総力をあげて交通道徳の昂揚と安全秩序の確立をはかり、事故を防止することを目的とする。</p> <p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 ・町議会議長 ・町助役 ・町商工会長 ・農協河北支店長 ・町内小学校長 5人 ・町内中学校長 3人 ・飯野川高校校長 ・町内小中学校父母教師会長 8人 ・町消防団長 ・交通安全協会支部長 4人 ・町行政区長会長 ・河北地区教育委員会教育長 ・町交通指導隊長 ・河北警察署交通課長 ・町交通安全母の会会長 ・町老人クラブ連合会長 ・タクシー業代表 ・自転車商業組合代表 ・建設業代表 ・建築職工組合代表 計 37人 <p>【補助金】 平成14年度 162,000円</p>	<p>雄勝町交通安全対策協議会</p> <p>【目的】 本会は、交通環境の改善整備及び町民の交通道徳の高揚を図り、交通の安全を確保するための対策を協議し、もって交通安全の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 ・交通安全協会雄勝支部 3人 ・交通安全協会雄勝支部婦人部長 ・町防犯交通安全指導隊 3人 ・町内小中学校長 5人 ・町父母教師会連合会長 ・町商工会長 ・町連合婦人会長 ・地区婦人会長 7人 ・河北警察署長 ・河北警察署交通課長 ・各駐在所長 2人 ・タクシー業者 2人 ・建設業者 3人 ・町地区会長 ・町老人クラブ連合会長 ・自転車販売組合 ・ホテル業者 計 36人 <p>【補助金】 なし</p>	<p>河南町交通安全推進協議会</p> <p>【目的】 町、各関係機関、団体と連携し、町民に対する交通安全知識の普及啓蒙、交通安全思想の高揚を図り、交通事故防止の徹底を図る。</p> <p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 ・町助役 ・交通安全協会河南支部長 ・交通安全協会河南支部分会長 6人 ・交通安全協会河南支部役員 2人 ・町社会福祉協議会長 ・町婦人会連絡協議会長 ・町連合青年団長 ・河南高校校長 ・町議会議長 ・町教育長 ・町社会教育課長 ・町公民館長 ・町福祉課長 ・町建設下水道課長 ・町小中学校校長会長 ・町消防団長 ・町行政連絡区長会長 ・町交通安全指導隊長 ・町交通安全指導副隊長 ・町交通安全指導員班長 6人 ・各駐在所警官 6人 ・いしのまき農協代表理事組合長 ・町老人クラブ連合会長 ・町交通安全母の会会長 ・町商工会長 ・自動車教習所長 ・軽自動車・自動車商業協同組合桃生支部長 計 44人 <p>【補助金】 なし</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>桃生町交通安全連絡協議会</p> <p>【目的】 本会は、会員相互研鑽と融和を図り、交通安全活動の円滑な推進のための研修を行うとともに、交通関係機関団体の連絡調整を図る。</p> <p>【構成】 ・交通安全協会桃生 第一支部役員 12人 ・交通安全協会桃生 第二支部役員 9人 ・町交通防犯指導隊 6人 ・河北警察署各駐在所 3人 ・町交通安全母の会 各支部 6人 計 36人</p> <p>【補助金】 平成14年度 300,000円</p>	<p>北上町交通安全対策協議会</p> <p>【目的】 町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>【構成】 ・町長 ・町議会議長 ・河北地区教育委員会 教育長 ・河北警察署長 ・河北警察署交通課長 ・安全運転管理者会 4人 ・安管事業主会副会長 ・地区交通安全協会 北上支部長 ・地区交通安全協会 北上支部婦人部長 ・安全推進委員会 推進員 2人 ・町交通安全母の会 会長 ・町老人クラブ連合会長 ・町行政連絡区長会長 ・農協北上支店長 ・十三浜漁協組合長 ・町商工会長 ・町建設業協会長 ・町内郵便局長 3人 ・町防犯交通指導隊長 ・各駐在所警官 2人 ・町消防団長 ・河北消防署北上出張所長 ・町内小中学校長 5人 ・飯野川高校副校長 ・町内父母教師会長 4人 ・保育所長 3人 ・町中央公民館長 計 43人</p> <p>【補助金】 なし</p>	<p>牡鹿町交通安全推進協議会</p> <p>【目的】 本運動は、広く住民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、住民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>【構成】 ・町長 ・町教育長 ・町内行政区長 22人 ・町内父母教師会長 6人 ・町内小中学校長 7人 ・石巻警察署長 ・各駐在所警官 3人 ・交通安全協会牡鹿支部 役員 4人 ・町交通安全母の会会長 ・町商工会長 ・町観光協会長 ・鮎川商工業協同組合 理事長 ・鮎川森林組合長 ・町社会福祉協議会長 ・町老人クラブ連合会長 ・石油販売業者 6人 ・タクシー業者 ・運輸業者 ・安全運転管理者会牡鹿 支部長 ・シルバー-交通安全指導員 ・女川消防署牡鹿出張所 長 ・町交通安全指導隊 7人 ・県地域交通安全活動推進委員 ・町建設課長 ・町教育課長 ・保育所長 2人 計 75人</p> <p>【補助金】 なし</p>	<p>新市において速やかに設置する。 委員構成については、石巻市を基本とし、おおむね50人を委員数として合併時まで調整する。</p>

交通関係事業の取扱いについて

1. 提案の理由

バス・離島航路等の交通対策

バス事業においては、マイカーの普及や交通事情の変化等により利用者が恒常的に減少し、その路線の多くが赤字路線となっています。各市町においては、バス路線維持のためバス事業者への支援を行うほか、定期路線バスが運行されていない地域においては、住民の移動手段の確保策として、自治体運営のバスや住民運営のバス、高齢者を対象とした福祉バスや福祉タクシー券交付等の独自施策を実施しています。

一方、「田代島」、「網地島」といった離島を有する石巻市、牡鹿町においては、島民の足の確保として、町営巡航船の運営や民間運航事業者への支援を行っています。

公共交通施策については、通勤、通学、通院等の地域住民の日常生活を支える重要な役割のほか、高齢者の外出支援といった福祉的側面も有し、社会環境の変化や地域の実情に即した対策が求められております。また、合併後の公共施設への住民の足の確保など新市エリアに対応した総合的な交通対策の検討が必要と思われまます。

これらを踏まえ、これまでの事業を継続することを基本とし、新市において総合交通に係る基本計画を策定する旨の調整方針とします。

交通安全対策

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法が制定され、国の行政機関、県、市町村及び関係機関等が一体となって交通安全対策を実施した結果、近年、交通事故件数及び死亡者数は減少傾向に転じてきたところであります。

しかしながら、今後とも「くるま社会」や「高齢化社会」が更に進展する現状を踏まえると、住民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要課題であることには変わりありません。

新市においても人命尊重の理念の基に、従来にも増して交通安全全般にわたり、総合的かつ長期的な施策の推進を図る旨の調整方針とします。

2. 根拠法令等抜粋

バス関係

【道路運送法】(昭和26年法律第183号)

(禁止行為)

第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

- (1) 災害の場合その他緊急を要するとき。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない

- 2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

【運輸政策審議会自動車交通部会答申】 - 平成11年4月 -

『路線バスについては、国と地方の適切な役割分担のもと、地方公共団体がより主体的に関与していくことが適当』

『宮城県地域路線バス等対策連絡協議会設置要綱』 - 平成13年2月14日施行 -

国・県・市町村、バス事業者等の関係機関等の相互の連携を図り、地域における地域路線バスを中心となる生活交通の確保に資することを目的に設置

離島航路関係

【離島航路整備法】(昭和27年法律226号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、離島航路事業に関する国の特別の助成措置を定めることにより、離島航路の維持及び改善を図り、もつて民生の安定及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「離島航路」とは、本土(本州、北海道、四国及び九州をいう。)と離島(本土に附属する島をいう。)とを連絡する旅路、

離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

2 この法律において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」とは、離島航路事業を営む者をいう。

（航路補助）

第3条 政府は、離島航路事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するための補助金（以下「航路補助金」という。）を交付することができる。

交通安全対策関係

【交通安全対策基本法】（昭和45年法律第110号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用人、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第5条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（施策における交通安全のための配慮）

第11条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。

(市町村交通安全対策会議)

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例(前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約)で定める。

第3章 交通安全計画

(市町村交通安全計画等)

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3. 1市6町のバス路線について(平成14年度運行実績)

(1)事業者運行路線

国庫補助対象路線

一連番号	路線名	運行系統			キロ程	運行回数	乗車密度	輸送人員	年間延輸送人員	関連市町			運行者
		起点	主な経由地	終点									
1	三陸	石巻営業所	本鹿又	飯野川	14.4	10.0	5.0	50.0	42,786	石巻市	河南町	河北町	事業者運行
2	女川	石巻駅前	船越	大須浜	57.9	4.0	6.8	27.2	80,321	石巻市	雄勝町	女川町	事業者運行
3	女川	石巻駅前	渡波駅前	女川日水前	20.4	7.0	8.2	57.4	79,789	石巻市	女川町		事業者運行
4	女川	石巻駅前	女川日水前	船越	51.4	4.0	6.5	26.0	69,245	石巻市	女川町	雄勝町	事業者運行
5	鮎川	石巻駅前	筒場	鮎川港	37.0	7.0	8.2	57.4	92,688	石巻市	牡鹿町		事業者運行
6	広淵	石巻営業所	傘松	広淵	12.2	6.0	5.7	34.2	27,596	石巻市	河南町		事業者運行
7	開北	石巻駅前	開北橋	飯野川	12.0	9.5	7.2	68.4	62,256	石巻市	河北町		事業者運行
8	十三浜	相川	小滝	志津川	21.4	5.0	5.9	29.5	48,424	北上町	志津川町		事業者運行
9	佐沼	石巻営業所	五十五人	豊里車庫	25.0	5.0				石巻市	河南町	河北町	事業者運行
										桃生町	豊里町		

県単広域補助対象路線

一連番号	路線名	運行系統			キロ程	運行回数	乗車密度	輸送人員	年間延輸送人員	関連市町			運行者
		起点	主な経由地	終点									
10	石巻免許センター	石巻西高校	大街道	石巻駅前	5.6	3.5	4.5	15.8	13,662	石巻市	矢本町		事業者運行
11	石巻免許センター	石巻免許センター前	石巻駅前	石巻営業所	6.3	4.0	3.1	12.4	17,808	石巻市	矢本町		事業者運行
12	雄勝	飯野川	三輪田, 雄勝	大須浜	35.7	3.0	4.0	12.0	15,892	河北町	雄勝町		事業者運行
13	十三浜	飯野川	中原, 白浜	相川	25.9	5.0	7.9	39.5	25,838	河北町	北上町		事業者運行

市(町)内完結路線(事業者運行分)

一連番号	路線名	運行系統			キロ程	運行回数	乗車密度	輸送人員	年間延輸送人員	関連市町			特記事項	運行者
		起点	主な経由地	終点										
14	女川	石巻駅前	渡波仲町	渡波駅前	10.4	8.5	6.8	57.8	68,662	石巻市			事業者運行	
15	女川	石巻駅前	筒場	渡波駅前	7.2	9.0	6.5	58.5	67,059	石巻市			事業者運行	
16	サソファンパーク	石巻駅前	渡波駅前	サソファンパーク	10.8	季節運行	2.3		3,687	石巻市		途中下車不可	事業者運行	
17	向陽町	石巻営業所	向陽町5丁目	石巻営業所	11.4	4.0	3.1	12.4	25,520	石巻市			事業者運行	
18	向陽町	石巻営業所	蛇田	向陽町2丁目	5.7	0.5	2.3	1.2	984	石巻市			事業者運行	
19	石巻市内	石巻駅前	門脇, 山下	石巻駅前	8.0	13.0	7.1	92.3	157,669	石巻市			事業者運行	
20	石巻市内	石巻駅前	市役所前	石巻駅前	4.0	0.5	3.4	1.7	1,343	石巻市			事業者運行	
21	石巻専修大学	石巻駅前	千石町	石巻専修大学	6.8	6.0	7.0	42.0	15,630	石巻市			事業者運行	
22	石巻専修大学	石巻駅前	中央3丁目	石巻専修大学	7.4	6.5	6.5	42.3	19,201	石巻市			事業者運行	
23	石巻専修大学	石巻駅前	千石町	石巻専修大学	5.6	季節運行	5.9		9,155	石巻市			事業者運行	
24	石巻専修大学	石巻駅前	中央3丁目	石巻専修大学	6.2	季節運行	6.2		9,127	石巻市			事業者運行	
25	石巻中里循環	石巻駅前	合庁前	石巻駅前	11.2	3.0	3.1	9.3	17,386	石巻市			事業者運行	
26	石巻中里循環	向陽町2丁目	石巻バスター	石巻駅前	6.1	0.5	5.6	2.8	4,351	石巻市			事業者運行	
27	雄勝	飯野川	赤柴, 鳥屋森	尾の崎	27.4	4.0	3.6	14.4	28,342	河北町			事業者運行	

事業者運行路線については、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの運行実績

(2) 自治体運行路線

広域路線

一連番号	路線名	運行系統			キロ程	運行回数	乗車密度	輸送人員	年間延輸送人員	運行市町		運行者	運行許可
		起点	主な経由地	終点									
28	谷川女川	谷川	寄磯	女川	32.4	2.0	4.0	8.0	2,920	牡鹿町	女川町	牡鹿町	21条許可

市(町)内完結路線

一連番号	路線名	運行系統			キロ程	運行形態	運行回数	乗車密度	輸送人員	年間延輸送人員	運行者	特記事項	運行許可	
		起点	主な経由地	終点										
29	稲井	石巻市立病院	高木西	水沼	14.8 12.4	毎日 (土曜日 が 休 有 り)	3.5	2.7	9.4	16,490	石巻市		21条許可	
30	稲井	石巻市立病院	真野金山	水沼	14.8 12.4		3.5	2.0	7.0	12,133			21条許可	
31	渡波	石巻駅前	鹿妻	渡波駅前	14.8 12.4		3.5	1.4	4.9	17,031			21条許可	
32	釜大街道	免許センター	上野町	石巻駅前	14.8 12.4		2.0	2.9	5.8	8,291			21条許可	
33	釜大街道	免許センター	石巻市立病院	石巻駅前	14.8 12.4		4.0	2.0	8.0	13,186			21条許可	
34	雄勝	上雄勝	立浜	大須浜	16.0	毎日	2.0	2.3	4.6	2,307	雄勝町		21条許可	
35	町内	新山	牡鹿病院	泊浜海岸	60.9	毎日	11.0			43,402	牡鹿町		80条許可	
36	網地島	根組浜	網小医院	根組浜	15.6		6.0			15,070			80条許可	
37	太田	桃生町役場	沢田	桃生町役場	23.0	週間	2.0			1,496	桃生町		80条許可	
38	牛田・永井	桃生町役場	糠塚	桃生町役場	26.2		2.0			676			80条許可	
39	檜崎・城内	桃生町役場	鹿島	桃生町役場	13.9		2.0			386			80条許可	
40	倉埵・山田	桃生町役場	桃生郵便局	山田消防*ソフ車庫	28.0		2.0			571			80条許可	
41	鹿又	鹿又駅前	舟渡	飯野川	6.1	毎日	4.0	2.4	9.6	7,232	河北町		21条許可	
42	飯野川第1	役場前		大網前	10.8	週間	1.0			618		その他利用者	80条許可	
43	飯野川第2	役場前		皿貝神社前	15.5		1.0						ミニデイ利用 343人	80条許可
44	大谷地第1	役場前		新田 高屋敷	16.6		1.0			1,533			貸出利用 91人	80条許可
45	大谷地第2	役場前		川の上	17.1		1.0							80条許可
46	二俣第1	役場前		梨の木	17.2		1.0					515		80条許可
47	二俣第2	役場前		横川八幡神社前	16.5		1.0							80条許可
48	大川第1	役場前		尾の崎宮下	19.8		1.0					928		80条許可
49	大川第2	役場前		入釜谷生活センター前	27.0		1.0							80条許可

住民運行による路線

一連番号	路線名	運行系統			キロ程	運行形態	運行回数	乗車密度	輸送人員	年間延輸送人員	関連市町	運行者	運行許可
		起点	主な経由地	終点									
50	菰浜住民バス	石巻市立病院	石巻駅前, 小竹浜等	福貴浦	43.2 40.9	毎日	2.0			14,743	石巻市	菰浜地区住民 バス運行協議会	21条許可

4. 先進事例

登米地域合併協議会

(地域交通事業の取扱いについて)

地域交通事業については、すべて現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後速やかに公共交通ネットワークの検討を行い、新たな圏域内公共交通システムの構築を図っていくものとする。

岐阜県飛騨4町村合併協議会

事業の実施については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、運営方法等については、新市において調整する。

岐阜県山県市(平成15年4月1日新設合併)

高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- (1) 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
- (2) 料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
- (3) 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

三重県員弁地区町合併協議会

交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。また、放置自動車及び自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。

川薩地区法定合併協議会

1. 1市4町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
2. 川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
3. 甕島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甕村自動車運送事業及び上甕島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

天神川流域合併協議会

- 1 交通対策審議会については，新市において新たに設置する。
- 2 生活バス路線の維持対策については，当面は現行のとおりとする。
- 3 交通安全対策会議については，新市において新たに設置する。
- 4 交通安全計画については，新市において新たに策定する。
- 5 交通安全対策協議会については，新市において新たに設置する。
- 6 交通安全指導員連絡協議会等については，当面は現行のとおりとする。
- 7 交通災害共済については，現行のとおりとする。

松阪地方合併協議会

- (1) 交通指導員設置については，松阪市の例により新市に引き継ぐ。
- (2) 交通安全施設については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 幼児交通安全クラブについては，現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 地方バス路線については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会

交通安全推進協議会及び交通安全指導員については，合併時に統合し，交通安全啓発事業については，新市において策定する。
交通安全施設については，現行のとおりとする。
交通災害共済事務については，合併時に統一する。

東宇和・三和町合併協議会

- 1 交通安全計画については，合併後速やかに策定する。
- 2 愛媛県市町村交通災害共済制度については，合併後も引き続き実施する。
- 3 放置自転車対策については，野村町の例により新市に引き継ぐ。
- 4 その他の交通安全対策推進事業については，合併時に調整する。

農林関係事業の取扱い（協定項目 25 - 19）について

農林関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	農林関係事業の取扱い（協定項目 25 - 19）
調整方針	<p>農林関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 農業・畜産振興</p> <p>(1) 地域農業マスタープランについては、新市において策定し、農畜産業の振興に努める。</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画については、当面現行のとおりとし、新市において新たに策定する。</p> <p>(3) 平成 16 年度に各市町で策定する地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、地域水田農業推進協議会については、合併時に統合し、旧市町ごとに支部を置く。</p> <p>(4) 土地利用型作物及び園芸作物の振興策については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年以内に調整する。</p> <p>(5) 農業制度資金及び災害資金の利子補給(助成)事業については、それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(6) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画については、それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(7) 直営で運営している堆肥センターについては、委託する方向で合併時まで調整する。</p> <p>(8) 高齢者等肉用牛導入貸付事業については合併時に統一し、貸付基金は合併時に持ち寄る。 また、河北町優良家畜導入資金貸付事業及び北上町家畜導入事業については、合併時に統一のうえ新市において実施するものとし、貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(9) 家畜伝染病防疫施策、畜産基盤再編総合整備事業及び畜産共進会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

調整方針	<p>2 林業振興</p> <p>(1) 森林整備計画及び森林施業計画については、新市において策定し、民有林の適正な管理に努める。</p> <p>(2) 公有林の保全については、新市においても引き続き実施し、生産機能の向上に努める。</p> <p>3 附属機関等</p> <p>(1) 経営・生産対策推進会議，農業経営改善計画認定会議，地域農業担い手センター及び青年農業者育成会議については、それぞれ合併時に統合する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に廃止する。その他の附属機関等については、合併時まで調整する。</p>
------	--

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い
調整方針	<p>農林関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 農業・畜産振興</p> <p>(1) 地域農業マスタープランについては、新市において策定し、農畜産業の振興に努める。</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画については、当面現行のとおりとし、新市において新たに策定する。</p> <p>(3) 平成16年度に各市町で策定する地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、地域水田農業推進協議会については、合併時に統合し、旧市町ごとに支部を置く。</p> <p>(4) 土地利用型作物及び園芸作物の振興策については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。</p> <p>(5) 農業制度資金及び災害資金の利子補給(助成)事業については、それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(6) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画については、それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(7) 直営で運営している堆肥センターについては、委託する方向で合併時まで調整する。</p>		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(1)地域農業マスタープラン	<p>【目的】 地域の農業者を含む幅広い関係者の話し合いにより、地域農業の現状と将来展望や、地域農業の変革に向けた合意形成に基づいた計画の策定及びその具現化を図るツールの確保について明確化する。</p> <p>【内容】 12年度から16年度までを目標とする中期的(5年間)計画である。</p>	<p>【目的】 地域の農業者を含む幅広い関係者の話し合いにより、地域農業の現状と将来展望や、地域農業の変革に向けた合意形成に基づいた計画の策定及びその具現化を図るツールの確保について明確化する。</p> <p>【内容】 12年度から16年度までを目標とする中期的(5年間)計画である。</p>	該当なし	<p>【目的】 地域の農業者を含む幅広い関係者の話し合いにより、地域農業の現状と将来展望や、地域農業の変革に向けた合意形成に基づいた計画の策定及びその具現化を図るツールの確保について明確化する。</p> <p>【内容】 12年度から16年度までを目標とする中期的(5年間)計画である。</p>
(2)農業振興地域整備計画	<p>【石巻市農業振興地域整備計画】 ・地域指定:昭和47年度 ・整備計画策定:昭和48年度 ・再編事業指定:平成5年度 ・再編計画策定:平成9年度</p>	<p>【河北町農業振興地域整備計画】 ・地域指定:昭和46年度 ・整備計画策定:昭和46年度</p>	該当なし	<p>【河南町農業振興地域整備計画】 ・地域指定:昭和45年度 ・整備計画策定:昭和46年度 ・新農振地域指定:昭和57年度 ・整備計画策定:昭和60年度</p>
(3)水田農業構造改革対策	<p>水田農業構造改革対策</p> <p>【水田面積】(15年) 1,495ha 【生産調整目標面積】(15年) 457ha 【配分率】(15年) 31.5% 【重点推進事項】 (1)生産調整目標面積等の確実な達成 (2)水田農業の構造改革の推進 (3)経営確立助成等・全国及び地域とも補償等事業の有効活用 (4)生産調整と米の買い入れ手続きの連携 (5)米政策改革大綱の推進 (6)補助事業等関連事業の円滑な推進</p>	<p>【水田面積】(15年) 2,250ha 【生産調整目標面積】(15年) 743.82ha 【配分率】(15年) 33.6% 【重点推進事項】 (1)需要動向を踏まえた米の計画的生産 (2)ほ場整備を活用した水田農業の確立 (3)転作条件整備への支援と農産物の消費拡大推進</p>	<p>【水田面積】(15年) 4ha 【生産調整目標面積】(15年) 0ha 【配分率】(15年) 0% 【重点推進事項】 なし</p>	<p>【水田面積】(15年) 3,456ha 【生産調整目標面積】(15年) 1,153.31ha 【配分率】(15年) 33.2% 【重点推進事項】 (1)需要動向を踏まえた米の計画的生産 (2)ほ場整備を活用した水田農業の確立 (3)転作条件整備への支援と農産物の消費拡大推進</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会
<p>(8) 高齢者等肉用牛導入貸付事業については合併時に統一し、貸付基金は合併時に持ち寄る。 また、河北町優良家畜導入資金貸付事業及び北上町家畜導入事業については、合併時に統一のうえ新市において実施するものとし、貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(9) 家畜伝染病防疫施策、畜産基盤再編総合整備事業及び畜産共進会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 林業振興</p> <p>(1) 森林整備計画及び森林施業計画については、新市において策定し、民有林の適正な管理に努める。</p> <p>(2) 公有林の保全については、新市においても引き続き実施し、生産機能の向上に努める。</p> <p>3 附属機関等</p> <p>(1) 経営・生産対策推進会議、農業経営改善計画認定会議、地域農業担い手センター及び青年農業者育成会議については、それぞれ合併時に統合する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に廃止する。その他の附属機関等については、合併時までには調整する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【目的】 地域の農業者を含む幅広い関係者の話し合いにより、地域農業の現状と将来展望や、地域農業の変革に向けた合意形成に基づいた計画の策定及びその具現化を図るツールの確保について明確化する。</p> <p>【内容】 12年度から16年度までを目標とする中期的(5年間)計画である。</p>	<p>【目的】 地域の農業者を含む幅広い関係者の話し合いにより、地域農業の現状と将来展望や、地域農業の変革に向けた合意形成に基づいた計画の策定及びその具現化を図るツールの確保について明確化する。</p> <p>【内容】 12年度から16年度までを目標とする中期的(5年間)計画である。</p>	<p>【目的】 地域の農業者を含む幅広い関係者の話し合いにより、地域農業の現状と将来展望や、地域農業の変革に向けた合意形成に基づいた計画の策定及びその具現化を図るツールの確保について明確化する。</p> <p>【内容】 12年度から16年度までを目標とする中期的(5年間)計画である。</p>	<p>新市において策定し、農畜産業の振興に努める。</p>
<p>【桃生町農業振興地域整備計画】 ・地域指定: 昭和46年度 ・整備計画策定: 昭和47年度 ・特別管理策定: 昭和55年度 ・整備計画策定: 昭和61年度</p>	<p>【北上町農業振興地域整備計画】 ・地域指定: 昭和45年度 ・整備計画策定: 昭和46年度</p>	<p>【牡鹿町農業振興地域整備計画】 ・地域指定: 昭和49年度 ・整備計画策定: 昭和50年度</p>	<p>当面現行のとおりとし、新市において新たに策定する。</p>
<p>【水田面積】(15年) 1,854ha 【生産調整目標面積】(15年) 595.03ha 【配分率】(15年) 34.3% 【重点推進事項】 (1)需要動向を踏まえた米の計画的生産 (2)ほ場整備を活用した水田農業の確立 (3)転作条件整備への支援と農産物の消費拡大推進</p>	<p>【水田面積】(15年) 371ha 【生産調整目標面積】(15年) 133.94ha 【配分率】(15年) 34.0% 【重点推進事項】 (1)ほ場整備事業と合わせた水田農業の確立 (2)転作条件整備への支援と農産物の消費拡大推進</p>	<p>【水田面積】(15年) 72ha 【生産調整目標面積】(15年) 26.47ha 【配分率】(15年) 36.7% 【重点推進事項】 なし</p>	<p>水田農業構造改革対策において、平成16年度に各市町で策定する地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い	
---------	---------	---------	------------	--

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(3)水田農業構造改革対策(つづき)	地域水田農業推進協議会			
	<p>【目的】</p> <p>望ましい水田農業確立に向け、米の計画的生産と水田の有効利用を図るため、生産者団体及び関係団体が一体となり、具体的推進方策を検討・推進する。</p> <p>【構成者】</p> <p>市、農業委員会、JA、共済組合、土地改良区、地区水田農業推進協議会、農業生産組合等</p>	<p>【目的】</p> <p>望ましい水田農業確立に向け、米の計画的生産と水田の有効利用を図るため、生産者団体及び関係団体が一体となり、具体的推進方策を検討・推進する。</p> <p>【構成者】</p> <p>町、農業委員会、JA、土地改良区、食糧事務所、農業生産者組織、転作代表推進員</p>	<p>【目的】</p> <p>望ましい水田農業確立に向け、米の計画的生産と水田の有効利用を図るため、生産者団体及び関係団体が一体となり、具体的推進方策を検討・推進する。</p> <p>(平成15年度中に設置予定)</p>	<p>【目的】</p> <p>望ましい水田農業確立に向け、米の計画的生産と水田の有効利用を図るため、生産者団体及び関係団体が一体となり、具体的推進方策を検討・推進する。</p> <p>【構成者】</p> <p>町農政対策協議会、食糧事務所、町内商系業者</p>
(4)土地利用型作物の振興策	<p>【目的】</p> <p>土地利用型作物の振興により、米づくりと合わせたバランスのある農業生産と地域農業を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>生産体制の強化を図るため、国県補助を利用し各種農業用機械導入のハード補助と、協議会・研修会等実施のためのソフト補助を導入し推進する。</p>	<p>【目的】</p> <p>土地利用型作物の振興により、米づくりと合わせたバランスのある農業生産と地域農業を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>生産体制の強化を図るため、国県補助を利用し各種農業用機械導入のハード補助と、協議会・研修会等実施のためのソフト補助を導入し推進する。</p>	該当なし	<p>【目的】</p> <p>土地利用型作物の振興により、米づくりと合わせたバランスのある農業生産と地域農業を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>生産体制の強化を図るため、国県補助を利用し各種農業用機械導入のハード補助と、協議会・研修会等実施のためのソフト補助を導入し推進する。</p>
(5)園芸作物の振興策	<p>【目的】</p> <p>県単事業を導入し、園芸特産物の産地育成及び条件整備を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>県単補助により施設園芸の振興及び産地拡大を推進する。</p>	<p>【目的】</p> <p>県単補助等とおして、施設園芸の振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>県単補助により町内園芸の振興と、産地拡大を推進する。</p>	該当なし	<p>【目的】</p> <p>県単補助等とおして、施設園芸の振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>県単補助により町内園芸の振興と、産地拡大を推進する。</p>
(6)農業制度資金の利子補給(助成)事業	<p>【種類】</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成事業</p> <p>農地規模拡大資金利子助成事業</p> <p>農業経営規模拡大設備等取得資金利子補給事業</p>	<p>【種類】</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成事業</p> <p>認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業</p> <p>新規就農者促進対策資金利子補給事業</p> <p>農地規模拡大資金利子助成事業</p> <p>畜産農家緊急対策資金利子補給事業</p>	該当なし	<p>【種類】</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成事業</p> <p>認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業</p> <p>新規就農者促進対策資金利子補給事業</p> <p>農地規模拡大資金利子助成事業</p> <p>農業経営規模拡大設備等取得資金利子補給事業</p> <p>畜産農家緊急対策資金利子補給事業</p>
(7)災害資金の利子補給事業	<p>【種類】</p> <p>石巻市農業災害対策資金利子補給事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし
(8)酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画	酪農・肉用牛生産近代化計画	<p>【概要】</p> <p>酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保、自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り、生乳品質の向上等による低コスト化を推進する。</p> <p>肉用牛：消費者ニーズに対応するため、肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し、優れた種雄牛の効率的利用に取り組み、商品性の高い「河北町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。</p>	該当なし	<p>【概要】</p> <p>酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保、自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り、生乳品質の向上等による低コスト化を推進する。</p> <p>肉用牛：消費者ニーズに対応するため、肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し、優れた種雄牛の効率的利用に取り組み、商品性の高い「河南町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会
況			
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
<p>【目的】 望ましい水田農業確立に向け、米の計画的生産と水田の有効利用を図るため、生産者団体及び関係団体が一体となり、具体的推進方策を検討・推進する。</p> <p>【構成者】 町、農業委員会、JA、食糧事務所、県農業改良普及センター、共済組合等</p>	<p>【目的】 望ましい水田農業確立に向け、米の計画的生産と水田の有効利用を図るため、生産者団体及び関係団体が一体となり、具体的推進方策を検討・推進する。</p> <p>【構成者】 町、農業委員会、JA、食糧事務所、県農業改良普及センター、共済組合等</p>	<p>【目的】 望ましい水田農業確立に向け、米の計画的生産と水田の有効利用を図るため、生産者団体及び関係団体が一体となり、具体的推進方策を検討・推進する。 (平成15年度中に設置予定)</p>	合併時に統合し、旧市町ごとに支部を置く。
<p>【目的】 土地利用型作物の振興により、米づくりと合わせたバランスのある農業生産と地域農業を推進する。</p> <p>【内容】 生産体制の強化を図るため、国県補助を利用し各種農業用機械導入のハード補助と、協議会・研修会等実施のためのソフト補助を導入し推進する。</p>	<p>【目的】 土地利用型作物の振興により、米づくりと合わせたバランスのある農業生産と地域農業を推進する。</p> <p>【内容】 生産体制の強化を図るため、国県補助を利用し各種農業用機械導入のハード補助と、協議会・研修会等実施のためのソフト補助を導入し推進する。</p>	<p>【目的】 土地利用型作物の振興により、米づくりと合わせたバランスのある農業生産と地域農業を推進する。</p> <p>【内容】 生産体制の強化を図るため、国県補助を利用し各種農業用機械導入のハード補助と、協議会・研修会等実施のためのソフト補助を導入し推進する。</p>	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。
<p>【目的】 県単補助等を活用して、カーベラ・ほうれんそう・小ネギなどの園芸振興を図る。</p> <p>【内容】 県単補助により町内園芸の振興と、産地拡大を推進する。</p>	<p>【目的】 新規作物の栽培を奨励する。</p> <p>【内容】 ミョウガ・つぼみ菜・セリの作付けを推進する。</p>	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。
<p>【種類】 農業経営基盤強化資金利子助成事業 認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業 新規就農者促進対策資金利子補給事業 農地規模拡大資金利子助成事業 畜産農家緊急対策資金利子補給事業 農業経営規模拡大設備等取得資金利子補給事業 畜産農家緊急対策資金利子補給事業</p>	<p>【種類】 農業経営基盤強化資金利子助成事業 認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業 農地規模拡大資金利子助成事業 畜産農家緊急対策資金利子補給事業</p>	<p>【種類】 農業経営基盤強化資金利子助成事業</p>	合併時に統一する。
該当なし	<p>【種類】 天災による被害農林業者に対する経費資金の融資に関する利子補給事業</p>	該当なし	合併時に統一する。ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
<p>【概要】 肉用牛：消費者ニーズに対応するため、肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し、優れた種雄牛の効率的利用に取り組み、商品性の高い「桃生町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。</p>	<p>【概要】 酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保、自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り、生乳品質の向上等々のより低コスト化を推進する。 肉用牛：消費者ニーズに対応するため、肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し、優れた種雄牛の効率的利用に取り組み、商品性の高い「北上町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。</p>	<p>【概要】 酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保、自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り、生乳品質の向上等々のより低コスト化を推進する。 肉用牛：消費者ニーズに対応するため、肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し、優れた種雄牛の効率的利用に取り組み、商品性の高い「牡鹿町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。</p>	合併時に統一する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(8)酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画(つづき)	飼料増産推進計画 該当なし	【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大、飼料生産の組織化・外部化による労力の軽減、町営牧場の利用率の向上及び低コスト化を図ることを基本として、実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。	該当なし	【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大、飼料生産の組織化・外部化による労力の軽減を図ることを基本として、実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。
(9)堆肥センター	該当なし	河北町堆肥センター 管理運営:JAへ委託 大谷地堆肥センター 管理運営:堆肥生産組合へ	該当なし	(仮称)河南町堆肥センター 管理運営:検討中
(10)家畜導入貸付事業	高齢者等肉用牛導入貸付事業 該当なし	【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保 【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛 【貸付期間】 5年 【基金額】(14年度末) ・現金 18,872,000円 ・現物評価分(18頭) 7,075,000円	該当なし	【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保 【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛 【貸付期間】 5年 【基金額】(14年度末) ・現金 6,890,515円 ・現物評価分(37頭) 19,700,788円
	その他の家畜導入事業 該当なし	【名称】 河北町優良家畜導入資金貸付事業 【概要】 優良種畜及び肥育素牛を導入する場合、導入資金の貸付により畜産振興を図る。 【融資率】 導入資金の90%以内 【貸付基金】 乳用牛:100万円 肉用牛:90万円 豚:30万円 素畜:80万円(限度額) 【貸付利率】 無利子 【償還期間】 5年以内(内2年据置可) 【基金額】(14年度末) 50,000,000円	該当なし	該当なし
(11)家畜伝染病防疫施策	【概要】 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病等の定期検査及び伝染性海綿状脳症検査を実施する際の、家畜飼養者等に対する検査期日等の周知を行う。	【概要】 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病等の定期検査及び伝染性海綿状脳症検査を実施する際の、家畜飼養者等に対する検査期日等の周知を行う。	該当なし	【概要】 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病等の定期検査及び伝染性海綿状脳症検査を実施する際の、家畜飼養者等に対する検査期日等の周知を行う。

協議事項調整内容総括表

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大、飼料生産の組織化・外部化による労力の軽減を図ることを基本として、実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。</p>	<p>【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大、飼料生産の組織化・外部化による労力の軽減、町営牧場の利用率の向上及び低コスト化を図ることを基本として、実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。</p>	該当なし	合併時に統一する。
<p>桃生町堆肥処理センター 管理運営：堆肥生産組合へ委託</p>	<p>北上町家畜ふん尿処理センター 管理運営：町直営</p>	該当なし	現在直営で運営している施設については、委託する方向で合併時まで調整する。
<p>【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保</p> <p>【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛</p> <p>【貸付期間】 5年</p> <p>【基金額】(14年度末) ・現金 3,032,966円 ・現物評価分(47頭) 22,805,203円</p>	<p>【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保</p> <p>【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛</p> <p>【貸付期間】 5年</p> <p>【基金額】(14年度末) ・現金 3,353,000円 ・現物評価分(28頭) 11,838,111円</p>	該当なし	合併時に統一し、貸付基金は合併時に持ち寄る。
該当なし	<p>【名称】 北上町家畜導入事業</p> <p>【概要】 ふるさと創生資金を元に基金を創生し、以来、家畜改良及び増産を図る。</p> <p>【貸付牛】 ・乳用牛：生後16ヶ月以上の雌牛 ・肉用牛：生後6ヶ月以上14ヶ月未満の雌牛</p> <p>【貸付期間】 5年以内(内1年据置可)</p> <p>【基金額】(14年度末) ・現金 7,176,000円 ・現物評価分(33頭) 13,065,342円</p>	該当なし	合併時に統一のうえ新市において実施するものとし、貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
<p>【概要】 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病等の定期検査及び伝染性海綿状脳症検査を実施する際の、家畜飼養者等に対する検査期日等の周知を行う。</p>	<p>【概要】 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病等の定期検査及び伝染性海綿状脳症検査を実施する際の、家畜飼養者等に対する検査期日等の周知を行う。</p>	<p>【概要】 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病等の定期検査及び伝染性海綿状脳症検査を実施する際の、家畜飼養者等に対する検査期日等の周知を行う。</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(12)畜産基盤再編総合整備事業	<p>【概要】 地区全体で30ha以上の草地基盤の整備を行い、飼料自給率を10%以上向上させることを要件とし、肉用牛経営農家が畜舎、堆肥舎等を整備する畜産公共事業。農家が市に事業参加を申し出、市が県農業公社に委託して事業を実施し、施設等完成後は公社がそれを農家に引き渡す仕組み。 【実施主体】宮城県農業公社 【実施地区】石巻地区 【実施期間】15年度～18年度 【参加農家数】肥育農家1戸 【補助率】国50% 【高上補助】 県15% (草地造成等) 10% (畜舎、堆肥舎等) 7.5% (機械導入) 市 なし 補助残は、全額農家負担</p>	<p>【概要】 地区全体で30ha以上の草地基盤の整備を行い、飼料自給率を10%以上向上させることを要件とし、肉用牛経営農家が畜舎、堆肥舎等を整備する畜産公共事業。農家が町に事業参加を申し出、町が県農業公社に委託して事業を実施し、施設等完成後は公社がそれを農家に引き渡す仕組み。 【実施主体】宮城県農業公社 【実施地区】石巻地区 【実施期間】15年度～18年度 【参加農家数】畜産農家1戸 【補助率】国50% 【高上補助】 県15% (草地造成等) 10% (畜舎、堆肥舎等) 7.5% (機械導入) 町10% 補助残は、全額農家負担</p>	該当なし	<p>【概要】 地区全体で30ha以上の草地基盤の整備を行い、飼料自給率を10%以上向上させることを要件とし、肉用牛経営農家が畜舎、堆肥舎等を整備する畜産公共事業。農家が町に事業参加を申し出、町が県農業公社に委託して事業を実施し、施設等完成後は公社がそれを農家に引き渡す仕組み。 【実施主体】宮城県農業公社 【実施地区】石巻地区 【実施期間】15年度～18年度 【参加農家数】肥育農家4戸 【補助率】国50% 【高上補助】 県15% (草地造成等) 10% (畜舎、堆肥舎等) 7.5% (機械導入) 町10% 補助残は、全額農家負担</p>
(13)畜産共進会	該当なし	<p>【概要】 畜産振興のため、河北町農業振興協議会の事業として、町肉牛枝肉研究会の開催、石巻地域畜産共進会、県総合畜産共進会への出品などをJAの各部会等と連携し実施する。</p>	該当なし	<p>【概要】 現在は開催していない。県総合畜産共進会への出品時には、畜産農家を戸別訪問の上選定している。</p>
(14)森林整備計画及び森林施業計画	<p>【概要】 市が市内の地域森林計画の対象となっている民有林(公有林及び私有林)につき5年ごとに策定する10年間の計画である。 市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。 【対象者】 森林所有者等</p>	<p>【概要】 町が町内の地域森林計画の対象となっている民有林(公有林及び私有林)につき5年ごとに策定する10年間の計画である。 町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。 【対象者】 森林所有者等</p>	<p>【概要】 町が町内の地域森林計画の対象となっている民有林(公有林及び私有林)につき5年ごとに策定する10年間の計画である。 町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。 【対象者】 森林所有者等</p>	<p>【概要】 町が町内の地域森林計画の対象となっている民有林(公有林及び私有林)につき5年ごとに策定する10年間の計画である。 町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。 【対象者】 森林所有者等</p>
(15)公有林の保全	<p>【概要】 ・下刈り ・除間伐 ・枝打ち ・防火線手入れ</p> <p>【実績】(14年度) ・下刈り (面積 13.65ha) ・除間伐 (面積 9.76ha) ・枝打ち (面積 9.76ha) ・防火線手入れ (面積 2.62ha)</p>	<p>【概要】 ・下刈り ・除間伐 ・枝打ち</p> <p>【実績】(14年度) ・下刈り (面積 2.46ha) ・除間伐 (面積 29.31ha) ・枝打ち (面積 0.31ha)</p>	<p>【概要】 ・除間伐等</p> <p>【実績】(14年度) 該当なし</p>	<p>【概要】 ・下刈り ・除間伐</p> <p>【実績】(14年度) ・下刈り (面積 7.77ha) ・除間伐 (面積 4.2ha)</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【概要】 地区全体で30ha以上の草地基盤の整備を行い、飼料自給率を10%以上向上させることを要件とし、肉用牛経営農家が畜舎、堆肥舎等を整備する畜産公共事業。農家が町に事業参加を申し出、町が県農業公社に委託して事業を実施し、施設等完成後は公社がそれを農家に引き渡す仕組み。 【実施主体】宮城県農業公社 【実施地区】石巻地区 【実施期間】15年度～18年度 【参加農家数】肥育農家1戸 【補助率】国50% 【畜上補助】 県15%（草地造成等） 10%（畜舎、堆肥舎等） 7.5%（機械導入） 町 なし ※補助残は、全額農家負担</p>	<p>【概要】 地区全体で30ha以上の草地基盤の整備を行い、飼料自給率を10%以上向上させることを要件とし、肉用牛経営農家が畜舎、堆肥舎等を整備する畜産公共事業。農家が町に事業参加を申し出、町が県農業公社に委託して事業を実施し、施設等完成後は公社がそれを農家に引き渡す仕組み。 【実施主体】宮城県農業公社 【実施地区】石巻地区 【実施期間】15年度～18年度 【参加農家数】酪農農家2戸 【補助率】国50% 【畜上補助】 県15%（草地造成等） 10%（畜舎、堆肥舎等） 7.5%（機械導入） 町 なし ※補助残は、全額農家負担</p>	<p>【概要】 地区全体で30ha以上の草地基盤の整備を行い、飼料自給率を10%以上向上させることを要件とし、肉用牛経営農家が畜舎、堆肥舎等を整備する畜産公共事業。農家が町に事業参加を申し出、町が県農業公社に委託して事業を実施し、施設等完成後は公社がそれを農家に引き渡す仕組み。 【実施主体】宮城県農業公社 【実施地区】石巻地区 【実施期間】15年度～18年度 【参加農家数】農家3戸 【補助率】国50% 【畜上補助】 県15%（草地造成等） 10%（畜舎、堆肥舎等） 7.5%（機械導入） 町 なし ※補助残は、全額農家負担</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
<p>【概要】 畜産振興のため、桃生町農業振興協議会の事業として、町家畜共進会（種牛の部、肉牛の部）の開催、石巻地域畜産共進会、県総合畜産共進会への出品などをJAの各部会等と連携し実施する。</p>	<p>【概要】 畜産振興のため、石巻地域畜産共進会、県総合畜産共進会への出品などの事業をJAの各部会等と連携し実施する。</p>	該当なし	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
<p>【概要】 町が町内の地域森林計画の対象となっている民有林（公有林及び私有林）につき5年ごとに策定する10年間の計画である。 町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。 【対象者】 森林所有者等</p>	<p>【概要】 町が町内の地域森林計画の対象となっている民有林（公有林及び私有林）につき5年ごとに策定する10年間の計画である。 町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。 【対象者】 森林所有者等</p>	<p>【概要】 町が町内の地域森林計画の対象となっている民有林（公有林及び私有林）につき5年ごとに策定する10年間の計画である。 町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。 【対象者】 森林所有者等</p>	<p>新市において策定し、民有林の適正な管理に努める。</p>
<p>【概要】 ・除間伐等</p> <p>【実績】(14年度) 該当なし</p>	<p>【概要】 ・除間伐</p> <p>【実績】(14年度) ・除間伐 (面積 5.76ha)</p>	<p>【概要】 ・下刈り ・樹種転換 ・衛生伐</p> <p>【実績】(14年度) ・下刈り (面積 20.87ha) ・樹種転換 (面積 4.07ha) ・衛生伐 (材積 787.625m³)</p>	<p>新市においても引き続き実施し、生産機能の向上に努める。</p>

協定項目の番号	25 - 19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(16)附属機関等	義務的設置による附属機関等	石巻市経営・生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議・進管理。関係事業の計画推進・総合評価を行う。	河北町経営・生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議・進管理。関係事業の計画推進・総合評価を行う。	該当なし	河南町経営・生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議・進管理。関係事業の計画推進・総合評価を行う。
		石巻市農業経営改善対策会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	河北町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	該当なし	河南町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。
		石巻市農業改善支援センター 【内容】 市農業改善支援センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	河北町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	該当なし	河南町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。
		該当なし	該当なし	該当なし	河南町青年農業者育成会議 【内容】 市農業の次代を担う青年農業者の計画的な確保育成を推進するための協議を行う。
その他附属機関等	石巻市農業振興地域整備促進協議会 15年3月廃止	河北町農業振興地域整備促進協議会 【内容】 町農業振興地域の整備に関する計画的な行政を推進するため、農業振興地域の指定・変更・解除、整備計画の策定・変更、農村総合整備計画の策定・変更に関する事項の協議を行う。	該当なし	河南町農業振興地域整備促進協議会 【内容】 町農業振興地域の整備に関する計画的な行政を推進するため、農業振興地域の指定・変更・解除、整備計画の策定・変更、農村総合整備計画の策定・変更に関する事項の協議を行う。	
	該当なし	該当なし	該当なし	河南町農政対策協議会 【内容】 各所属団体の機能を基調とし、かつ相互に尊重する農林業の振興に関する協議機関。農林業の振興を促進するために相互の連携を図るとともに、相互の研究を通じて農林業の振興を推進するための協議を行う。	
	石巻市森林整備推進協議会 【内容】 森林・林業施策を総合的・計画的に推進し、地域林業及び集落の総合的な整備育成を図るため協議を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町経営・生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議・進管理。関係事業の計画推進・総合評価を行う。	北上町経営・生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議・進管理。関係事業の計画推進・総合評価を行う。	該当なし	それぞれ合併時に組織を統合する。
桃生町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	北上町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	牡鹿町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	
桃生町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	北上町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	該当なし	
桃生町青年農業者育成会議 【内容】 市農業の次代を担う青年農業者の計画的な確保育成を推進するための協議を行う。	北上町青年農業者育成会議 【内容】 市農業の次代を担う青年農業者の計画的な確保育成を推進するための協議を行う。	該当なし	
該当なし	北上町農業振興地域整備促進協議会 【内容】 町農業振興地域の整備に関する計画的な行政を推進するため、農業振興地域の指定・変更・解除、整備計画の策定・変更、農村総合整備計画の策定・変更に関する事項の協議を行う。	牡鹿町農業振興地域整備促進協議会 【内容】 町農業振興地域の整備に関する計画的な行政を推進するため、農業振興地域の指定・変更・解除、整備計画の策定・変更、農村総合整備計画の策定・変更に関する事項の協議を行う。	
桃生町農政対策協議会 【内容】 町農政の推進について、関係団体及び農業者等の意向の反映を図り、町農業を推進するための協議を行う。	該当なし	該当なし	必要性等を検討し、合併時まで調整する。
該当なし	該当なし	該当なし	

協定項目の番号	25 - 19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(16)附属 機関等 (つづき)	その他附属 機関等 (つづ き)	該当なし	河北町農業振興協議会 【内容】 農業生産の向上と農家経営の 安定に資するため、関係団体が 一体となり指導、推進を行い、各 種関連事業の円滑な実施を図 る。 ・農業振興の一体的な指導 ・構成団体に共通する事業実施 ・農政、農業振興に関する協議 ・農政、農業振興に関する事業 の協議	該当なし	該当なし
		石巻市農業生産基盤整備 推進協議会 【内容】 農地集積の推進と営農体制 を確立し、農業の推進を図 る。	河北町ほ場整備事業推進 協議会 【内容】 基盤整備の推進と営農体制 を確立し、農業の推進を図 る。	該当なし	河南町農業生産基盤整備 推進協議会 【内容】 農地集積の推進と営農体制 を確立し、農業の推進を図 る。
		石巻市病害虫防除協議会 【内容】 農作物の病害虫による災害 を未然に防止し、生産を確保 し農業経営安定に資する。	該当なし (河北町農業振興協議会の 病害虫防除実践本部で対 応。)	該当なし	河南町農作物病害虫防除 協議会 【内容】 農作物及び家畜に係る防除 活動を強化促進し、災害を未 然に防止し生産意欲向上と経 済安定を図る。
		該当なし	該当なし	該当なし	河南町農作物有害鳥獣対 策協議会 【内容】 野生鳥獣による農作物の被 害が増加している事態に対処 するため、野生鳥獣保護との 調和をとりながら農作物に及 ぼす被害防止対策を推進す る。

協議事項調整内容総括表

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町農業振興協議会 【内容】 農業生産，経営向上のため，関係団体が一体となり指導，推進を行い，関連事業の円滑な実施を図る。 ・農業振興の一体的な指導 ・関係団体に共通する事業実施 ・農政，農業振興対策に関する協議 ・農政，農業振興対策に関する事業の検討及び判定	該当なし	該当なし	
桃生町6期・7期・8期地区 アグリセンター 【内容】 農地集積の推進と地区内の営農体制を確立し，地域農業の推進を図る。	北上町ほ場整備事業推進協議会 【内容】 農地集積の推進と営農体制を確立し，農業の推進を図る。	該当なし	
該当なし (桃生町農業振興協議会の病害虫防除実践本部で対応。)	北上町病害虫防除協議会 【内容】 農作物の病害虫による災害を未然に防止し，生産を確保し農業経営安定に資する。	牡鹿町農作物病害虫防除協議会 【内容】 農作物の病害虫による災害を未然に防止し，生産を確保し農業経営安定に資する。	
該当なし	該当なし	該当なし	

農林関係事業の取扱いについて

1 提案の理由

農林業の生産活動によって生ずる食料及び農林産物の供給の機能並びに多面的機能は、人間生活のみならず動植物存続に関わる基本要素として大変重要な位置付けを持っています。

農林業に関するさまざまな施策は、法律及び要綱等に基づいて実施されているところですが、各市町の地域特性・事情等により、その実施規模・内容には大きな相違があります。新市においては、これまでの実績を尊重しつつ地理的条件、地域特性、風土等を生かした施策が必要となります。

事務事業調整に当たっては、全市的に取り組みが必要な施策あるいは計画等については、合併時に統一・統合する方針とし、地域事情等により調整が困難なものについては、現行のとおり又は合併後に調整する方針としています。

2 農林関係事業に関する法令（抜粋）

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（目的）

第1条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（多面的機能の発揮）

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（地方公共団体の責務）

第8条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（農業者の責務）

第9条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

（目的）

第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域についてその地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
- (2) 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- (2の2) 農用地等の保全に関する事項
- (3) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項
- (4) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- (4の2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- (5) 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの
- (6) 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項2号から第6号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。

4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備計画のうち第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）については、都道府県知事の同意を得なければならない。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）

（目的）

第1条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ重要

な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)その他政令で定める食糧(これらを加工し、又は調整したものであって政令で定めるものを含む。)をいう。

2 この法律において「米穀の生産調整」とは、農林水産大臣が定めた米穀の生産の目標を基礎として政令で定めるところにより農業者ごとに定められた面積の水田(災害により稲の作付けが著しく困難となった土地その他農林水産省令で定める土地を含む。)で農林水産省令定める要件に該当するものについて、省令で定めるところにより、稲以外の作物の作付けその他の農林水産省令で定める方法による米穀(飼料の用その他農林水産大臣が定める用途に供するものを除く。)の生産活動の調整を行うことをいい、「生産調整実施者」とは、当該生産活動の調整を実施した者をいう。

農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号)

(目的)

第1条 この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行う措置を講ずることとし、もって農業経営の近代化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者

(2) 農業協同組合

(3) 農業協同組合連合会

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

(3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会

(4) 農林中央金庫

(5) 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業者の経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金(畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他

の施設の改良，造成，復旧又は取得に要するもの，果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要するもの，乳牛その他の家畜の購入又は育成に要するもの及び農業経営の規模の拡大，生産方式の合理化，経営管理の合理化農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するものに限る。)で政令で定めるもののうち，次の各号に該当するものをいう。
(1)～(4) 省略

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

（目的）

第1条 この法律は，わが国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには，効率的かつ安定的な農業経営を育成し，これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ，育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに，その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積，これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより，農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は，効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため，農業生産の基盤の整備及び開発，農業経営の近代化のための施設の導入，農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施設を総合的に推進するよう努めなければならない

森林法（昭和26年法律第249号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は，森林計画，保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて，森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り，もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「森林」とは，左に掲げるものをいう。但し，主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

(1) 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

(2) 前号の土地の外，木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは，権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し，及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは，国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林である森林をいい，「民有林」とは，国有林以外の森林をいう。

（市町村整備計画）

第10条の5 市町村は，その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき，

5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

(2) 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(3) 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

(4) 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

(5) 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

(6) 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(7) 森林施業の共同化の促進に関する事項

(8) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(9) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(10) 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(11) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(12) その他森林の整備のために必要な事項

3 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。

4～7 省略

8 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第19条第4項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第5項の規定により読み替えて準用する第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

（森林施業計画）

第11条 森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、農林水産省令で定めるところにより、5年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当であるかにつき認定を求めることができる。

2 森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) その対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方針。
- (2) その対象とする森林についての所在場所別の面積，人工植栽に係る森林とその他の森林との区別，樹種又は林相，林齢及び立木の林積
- (3) 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期，伐採面積，伐採立木林積及び伐採方法（間伐に関する事項を除く。）
- (4) 造林する森林についての所在場所別の造林時期，造林面積，造林樹種及び造林方法
- (5) 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期，間伐面積，間伐立木林積及び間伐方法
- (6) 保育の種類別の面積

その他農林水産省令で定める事項

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）

（目的）

第1条 この法律は，森林及び林業に関する施策について，基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め，並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより，森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（森林の有する多面的機能の発揮）

第2条 森林については，その有する国土の保全，水源のかん養，自然環境の保全，公衆の保健，地球温暖化の防止，林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものであることにかんがみ，将来にわたって，その適正な整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的かつ健全な発展）

第3条 林業については，森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ，林業の担い手が確保されるとともに，その生産性の向上が促進され，望ましい林業構造が確立されることにより，その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は，基本理念にのっとり森林及び林業に関し，国との適切な役割分担を踏まえて，その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

3 先進事例

【丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会】（平成17年1月1日合併予定）

- 1 農業関係事業については，地域特性を生かした事業の推進に努めるよう調整する。
- 2 林業関係事業については，それぞれの実情を踏まえ，随時調整する。
- 3 省略

【印西市・白井市・印旛村・本埜村合併協議会】

- 1 利子補給制度及び補助金等については、合併時まで調整し、新市において実施する。ただし、森林病害虫防除事業補助金、農業後継者育成条例、農作業受託組合については、廃止する。
- 2 土地改良事業に対する補助金及び負担金等については、原則として、現行のとおり継続する。
- 3 附属機関等については、その必要性を検討して合併時まで調整し、統合する。
- 4 その他の事業については、必要性等を検討し、合併時まで調整する。

【岩国地域合併協議会】(平成17年3月31日までの合併予定)

- 1 農業振興助成制度について
 - (1) 振興作物奨励制度については、当面、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興計画等に基づき調整する。
 - (2) 担い手育成事業について
農地流動化奨励金制度については、新市に移行後、速やかに調整する。
新規就農者助成制度については、由宇町の例により調整する。
 - (3) 畜産振興助成制度について
町村有繁殖雌牛貸付制度、肉用牛導入事業補助金、預託牛利子補給金、優良雌牛保留事業及び町有牛肥育事業補助金については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
玖珂郡肉用牛共進会に対する助成及び飼料作物の種子購入補助については、合併時に制度を創設する。
ただし、玖西連合肉牛共進会については、当面、現行のとおりとし、随時調整する。
優良子牛の精液代金助成、人工授精業務及び子牛の生産奨励に関する助成措置については、新市に移行後、速やかに制度を創設し、統一を図る。
家畜伝染病予防対策については、新市に移行後、速やかに調整する。
 - (4) 農業近代化資金利子補給制度について
農業近代化資金利子補給制度については、現行のとおりとする。
- 2 農業関係事業の分担金等について
 - (1) 国・県補助事業の土地改良事業の賦課金(分担金)及び農業関連事業の分担金については、美和町の例により調整する。
ただし、かんがい排水事業の分担金については、事業費の5%以内とする。
なお、由宇町及び周東町で実施している賦課金(分担金)の償還金補助について、合併の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。
 - (2) 市町村単独土地改良事業補助制度について
かんがい用排水路事業、畦畔等整備事業、ほ場整備事業については、美和町の例により調整する。

農業集落排水事業（償還金補助）については、合併時に廃止する。ただし、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

農道等整備事業については、由宇町及び美和町の例により調整する。

(3) 非補助事業については、美和町の例により調整する。ただし、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

3 林業振興事業について

(1) 造林事業補助金、枝打事業補助金及び被災森林復旧促進事業については、新市に移行後、速やかに調整する。

(2) 松くい虫被害対策自主事業、森林病虫害防除促進対策事業について、国庫補助事業分については、新市に移行後、速やかに調整する。

4 林業関係事業の分担金等について

(1) 林道整備事業の分担金については、事業費の5%以内とする。ただし、当面、減免措置を講ずる。

(2) 小規模治山事業の分担金については、事業費の5%以内とする。

(3) 作業道助成制度については、錦町の例による。

5 有害鳥獣対策について

(1) 被害防止対策

有害鳥獣被害防止対策助成事業の補助率については、補助対象経費の1/2以内とし、合併時に統一する。

(2) 駆除対策

有害鳥獣対策協議会については、新市に移行後、速やかに統一し、新市の有害鳥獣駆除計画を作成する。

有害鳥獣駆除助成制度等については、新市に移行後、速やかに調整する。

6～8 省略

協議第46号

文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）について

文化振興事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成16年2月9日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）
調整方針	文化振興事業の取扱いについては，次のとおりとする。 1 文化振興関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 総合文化施設等の運営については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 文化財保護事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 28	協定項目の名称	文化振興事業の取扱い
調整方針	<p>文化振興事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化振興関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 総合文化施設等の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 文化財保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 文化振興関係事業について	<p>【目的】 文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び、国が定めた文化芸術の振興に関する基本的な方針などにに基づき施策を進めることや、広域的な視点から、各地方公共団体が連携して文化芸術の振興に取り組む。</p>	<p>【目的】 町民の心に感動を与え文化に思いを寄せきっかけづくりのための各種公演の開催、そして町民自ら活動する文化事業への支援等による文化意識の高揚を推進してきた。 更に、今後は国の文化審議会の答申を考慮し、当町の総合計画を基本とする下記の事業を展開して将来河北町民であることを誇りに思えるような町づくりを図る。</p>	<p>【目的】 文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び、国が定めた文化芸術の振興に関する基本的な方針などにに基づき施策を進めることや、広域的な視点から、各地方公共団体が連携して文化芸術の振興に取り組む。</p>	<p>【目的】 先人の築いた文化の継承と新しい文化の創造を図るために、住民が自主的かつ主体的に活動することに対しての支援や住民にかおり高い芸術文化とのふれあう機会を提供し、芸術文化の振興を図る。</p>
	<p>【主な事業】 (H14年度実績) ・河北美術展 ・河北書道展 ・石巻市美術展 ・その他講演会、演奏会等</p> <p>【関係団体】 ・石巻市文化協会</p> <p>・構成団体数 74団体4個人 ・総会員数 5,209人 ・活動内容 協会は12部門で構成され、各部門で開催する展示会・発表会、教室、講座等で活動している。</p>	<p>【主な事業】 (H14年度実績) ・各種神楽大会 ・町民音楽会 ・町民文化祭 ・クリスマスジャズコンサート</p> <p>【関係団体】 ・河北町文化協会</p> <p>・構成団体数 38団体 ・総会員数 400人 ・活動内容 協会は13部門で構成され、各部門で開催する展示会・発表会、教室、講座等で活動している。</p>	<p>【主な事業】 (H14年度実績) ・町民芸能祭 ・町民文化祭 ・文化講演会</p> <p>【関係団体】 ・雄勝町文化協会</p> <p>・構成団体数 32団体 ・総会員数 313人 ・活動内容 協会は7部門で構成され、各部門で開催する町民芸能祭・町民文化祭への参加のほか展示会・発表会、教室、講座等で活動している。</p>	<p>【主な事業】 (H14年度実績) ・町民芸術鑑賞会 ・文化まつり ・町民ギャラリー ・各種教養教室</p> <p>【関係団体】 ・河南町文化協会</p> <p>・構成団体数 20団体 ・総会員数 550人 ・活動内容 協会は12部門で構成され、各部門で開催する展示会・発表会、教室、講座等で活動している。</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【目的】 芸術文化の振興については、桃生町文化協会と連携を図りつつ、各種事業の主催・共催並びに地域文化の継承のために句碑建立や文化財の保存伝承を推進している。</p>	<p>【目的】 芸術文化の振興については、北上町文化協会と連携を図りつつ、各種事業の主催・共催並びに地域文化の継承のために句碑建立や文化財の保存伝承を推進している。</p>	<p>【目的】 芸術文化の振興については、牡鹿町芸術文化協会と連携を図りつつ、各種事業の主催・共催並びに地域文化の継承のために句碑建立や文化財の保存伝承を推進している。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、合併後、地域性に配慮しながら、文化芸術振興基本法に基づく「文化芸術振興に関する基本方針」を速やかに策定する。また、類似事業等については存続・統廃合について、合併後、調整する。 なお、文化協会等関係団体については、地域性などを踏まえながら統合するよう、合併後、調整に努める。</p>
<p>【主な事業】 (H14年度実績) ・日本カメラフォトコンテスト ・オペラ公演会 ・町民文化祭 ・町民芸能祭 ・文化講演会</p> <p>【関係団体】 ・桃生町文化協会</p> <p>・構成団体数 30団体</p> <p>・総会員数 430人</p> <p>・活動内容 協会は 部門で構成され、各部門で開催する展示会・発表会、教室、講座等で活動している。</p>	<p>【主な事業】 (H14年度実績) ・移動文化芸術鑑賞会 ・町民文化祭 ・町民芸能祭</p> <p>【関係団体】 ・北上町文化協会</p> <p>・構成団体数 16団体</p> <p>・総会員数 107人</p> <p>・活動内容 協会は 部門で構成され、各部門で開催する展示会・発表会、教室、講座等で活動している。</p>	<p>【主な事業】 (H14年度実績) ・町民文化祭 ・町民芸能祭 ・文化講演会</p> <p>【関係団体】 ・牡鹿町芸術文化協会</p> <p>・構成団体数 18団体</p> <p>・総会員数 210人</p> <p>・活動内容 協会は 部門で構成され、各部門で開催する展示会・発表会、教室、講座等で活動している。</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 28	協定項目の名称	文化振興事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
2 総合文化施設等の運営について	<p>文化施設 【施設名】 石巻文化センター</p> <p>【休館日】 ・毎週月曜日(祝日を除く) ・年末年始(12月28日～1月4日) ・祝日の翌日(土・日を除く)</p> <p>【開館時間】 ・午前9時～午後4時30分</p> <p>石巻市民会館</p> <p>【休館日】 ・毎週月曜日(祝日を除く) ・年末年始(12月28日～1月4日) ・祝日の翌日(土・日を除く)</p> <p>【開館時間】 ・午前9時～午後9時30分</p>	<p>文化施設 【施設名】 河北町総合センター(ビッグバン)</p> <p>【休館日】 ・毎週月曜日(祝日を除く) ・年末年始(12月29日～1月3日) ・祝日の翌日(土・日を除く)</p> <p>【開館時間】 ・平日・土曜日 午前9時～午後9時 ・日曜日・祝日 午前9時～午後5時</p>	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>文化施設</p> <p>【施設名】 桃生文化交流会館</p> <p>【休館日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・年末年始(12月28日～1月4日) ・館長が必要と認めたとき <p>【開館時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 午前9時～午後9時 ・日曜日及び祝日 午前9時～午後5時 	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、新市においても文化協会等関係団体と協調しながら施設の活用を図る。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 28	協定項目の名称	文化振興事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 文化財保護事業 について	<p>【文化財の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定 3 ・県指定 3 ・市指定 32 	<p>【文化財の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定 なし ・県指定 3 ・町指定 4 	<p>【文化財の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定 2 ・県指定 1 ・町指定 5 	<p>【文化財の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定 なし ・県指定 なし ・町指定 5
	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牡鹿神楽古実会 18,000円 ・渡波獅子風流保存会 18,000円 ・渡波塩田つぼ打ち唄保存会 18,000円 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町指定 27,000円 × 5団体 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定無形民俗文化財 50,000円 ・県指定無形民俗文化財 25,000円 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河南町民俗芸能文化財保存会に 544,000円(5団体)
	<p>【石巻市文化財保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 7名以内 ・構成 歴史分野(2) 建築(1) 考古(1) 民俗(1) 地質(1) 言語(1) ・任期 2年 	<p>【河北地区文化財保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 7名以内 ・構成 歴史分野(7) ・任期 3年 	<p>【雄勝町文化財保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 10名以内 ・構成 歴史分野(5) ・任期 2年 	<p>【河南町文化財保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 6名以内 ・構成 歴史分野(6) ・任期 4年
	<p>【資料収集状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛利コレクション 収集総数 約70,000点 	<p>【資料収集状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘品(土器等)を保管 	<p>【資料収集状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘品(土器等)を保管 	<p>【資料収集状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河南町歴史民俗資料館「立教堂」 収集総数 約3,000点 ・平成15年7月の連続地震により被災のため、平成15年12月解体撤去。 ・展示物については当分の間、旧東北歴史博物館に保管している状況。
	<p>【その他施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧石巻ハリストス正教会堂 			

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【文化財の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定 なし ・県指定 2 ・町指定 5 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150,000円 (県指定民俗文化財及び町指定民俗文化財50,000円×3団体) <p>【桃生町文化財保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 5名以内 ・構成 学識経験者 ・任期 3年 <p>【資料収集状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋本コレクション 収集総数 約30,000点 	<p>【文化財の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定 1 ・県指定 2 ・町指定 1 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 60,000円×2団体 (報償費で措置) <p>【河北地区文化財保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河北町と共同設置 <p>【資料収集状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁具・民具を町の収蔵庫(プレハブ)に保管(未整理)。 	<p>【文化財の件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定 1 ・県指定 1 ・町指定 6 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定例的補助金交付団体はないが、指定文化財が災害等により被災した場合は、町と所有者との協議により補助金を支出している。 <p>【牡鹿町文化財保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 7名以内 ・構成 学識経験者等 ・任期 2年 <p>【資料収集状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁具・民具を町の収蔵庫(プレハブ)に保管(未整理)。 	<p>指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>文化財の保護、伝承については新市においても推進に努める。</p> <p>文化財保護審議会は分野構成等を検討のうえ、現市町より1名以上の選出で概ね20名以内とし、合併時まで調整する。</p> <p>収集資料の整理については、新市においても引き続き行うとともに、資料保存・利活用の方法についても検討する。</p>

文化振興事業の取扱いについて

1 提案理由

文化・芸術を創造・享受し、文化的な環境の中で生きることは、人々の変わらない願いであります。

文化振興事業には、文化芸術活動の推進や行事の開催、文化芸術施設の整備等の文化芸術関係事業、地域の伝統文化・歴史的財産を保護・顕彰する文化財関係事業があり、各市町独自の事業を行っています。

文化・芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、心豊かな社会を形成するものであります。一方、文化的財産の保存・活用を図り、次世代へ伝えていくことは、その地域に住む住民の役割であり、文化水準の向上に資するものであります。

このように、地域の文化・芸術・歴史・伝統は、その地域の特色であり、これからのまちづくりを進めていく上で、欠かすことのできない重要かつ有効な要素であります。したがって、合併に際しては、文化水準の低下、文化・歴史的財産や伝統の損失を生じないように各種事業や組織等統合・再編することが適当と考えられることから、合併時に統一が困難なものについては地域特性などを考慮し、合併後、新市において調整を図ることとしています。

2 関連法抜粋

【文化芸術振興基本法】(平成13年法律第148号)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさのなかにありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

【文化財保護法】(昭和25年法律214号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

- (2) 演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地，繁殖地及び渡来地を含む。），植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって芸術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- (5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで，第37条，第55条第1項第4号，第84条の2第1項第1号，第88条，第94条及び第115条の規定を除く。）中「重要文化財」には，国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第69条，第70条，第71条，第77条，第83条第1項第4号，第84条の2第1項第5号及び第6号，第88条並びに第94条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には，特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は，文化財が我が国の歴史，文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり，且つ，将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し，その保存が適切に行われるように，周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（調査のための発掘に関する届出，支持及び命令）

第57条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について，その調査のため土地を発掘しようとする者は，文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって，発掘に着手しようとする日の30日前までに文化長官に届け出なければならない。ただし，文部科学省令の定める場合は，この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは，文化庁長官は，前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し，又はその発掘の禁止，停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で，貝塚，古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には，前条第1項の規定を準用する。この場合において，同項中「30日前」とあるのは，「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは，文化庁長官は，前項で準用する前条第1項に係る発掘に関し，当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（地方公共団体による発掘の施行）

第58条の2 地方公共団体は，文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを

除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

(地方公共団体の事務)

第98条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方文化財保護審議会)

第105条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

3 先進事例

【さいたま市】

文化振興事業について、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。
地域の特色ある文化事業については、現行のとおりとする。
文化振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【飛騨4町村合併協議会】

1. 国・県・町村指定の文化財は、新市に引き継ぐ。
2. 入館料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
3. 文化財修理補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。ただし、町村指定文化財修理の補助率については、新市移行までに調整する。

【佐野市・田沼町・葛生町合併協議会】

文化振興事業

1. 文化祭については、合併後、統一するよう働きかける。
2. 芸術文化活動大会参加費補助金については、合併時に佐野市の制度を適用する。
3. 文化協会については、合併後、統一するよう働きかける。
4. 伝統文化財育成事業については、合併後、佐野市の制度に統一する。なお、団体への助成については、1市2町の実績を踏まえて当面現行どおりとする。
文化財指定については、現行どおりとする。
田中正造旧宅一般公開支援事業については、現行どおり実施する。
5. 展示施設については、現行どおりとする。
6. 佐野市郷土博物館協議会及び葛生町立吉澤記念美術館運営協議会については、当面現行どおりとする。

【高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会】

文化振興事業

1. 文化祭の開催については、各町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。
2. 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。
3. 文化財の保管については、基本的に現行のとおりとするが、新市において1箇所を集約・展示できる場所を検討する。
4. 博物館等の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議第 4 7 号

社会教育事業の取扱い（協定項目 25-30）について

社会教育事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会教育事業の取扱い（協定項目 25-30）
調整方針	<p>社会教育事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 生涯学習事業については，合併後，生涯学習基本構想等を速やかに策定し事業を推進する。2 社会教育関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。3 公民館，図書館・図書室の運営については，現行のとおり新市に引き継ぐ。4 青少年健全育成事業については，石巻市少年センターを拠点として事業を推進する。5 体育振興事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
調整方針	<p>社会教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 生涯学習事業については、合併後、生涯学習基本構想等を速やかに策定し事業を推進する。</p> <p>2 社会教育関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3 公民館、図書館・図書室の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 生涯学習事業に関する事 業 に 関 す る こ と (1)生涯学習基本構想等	<p>(1)生涯学習基本構想 【名称】 ・石巻市生涯学習基本構想(エンジョイ・ライフ生きがいづくり構想) 【策定年月】 ・平成7年1月 【内容】 ・ 長期的な視点にたつて総合的・計画的に生涯学習に関する施策を推進するため指針となるもの。</p> <p>(2)生涯学習基本計画 【名称】 ・石巻市生涯学習基本計画 【策定年月】 ・平成9年3月 【内容】 ・ 具体的に実現される実施計画を取りまとめるための基本となるもの。</p> <p>(3)生涯学習実施計画 【名称】 ・第2次石巻市生涯学習実施計画 【策定年月】 ・平成14年3月 【期間】 ・平成14年度～平成16年度(3年) 【内容】 ・ 生涯学習に関する施策を推進・展開を図るための具体的な事業計画。 ・ 3年ごとに各事業の実績、評価及びさまざまな状況の変化を見極めながら、弾力的な見直しを含めて計画を進める。</p>	<p>(1)生涯学習基本構想 【名称】 ・河北町生涯学習まちづくり推進基本構想 【策定年月】 ・平成6年3月 【内容】 ・ 河北町生涯学習の指針とするもので、「河北町民憲章」「新河北町総合計画基本構想」の目標達成に向けて、生涯学習体系を構築し、「豊かで明るく生きがいのある町」の実現を図り、生涯学習推進のための基本的な目標を示すもの。</p> <p>(2)生涯学習基本計画 【名称】 ・河北町生涯学習推進計画 【策定年月】 ・平成6年3月 【内容】 ・ 生涯学習推進のあり方と本町の課題についてとりまとめ、今後の生涯学習推進計画の基本となるもの。</p> <p>(3)生涯学習実施計画 【名称】 ・河北町における生涯学習機会の充実 【策定年月】 ・平成10年3月 【内容】 ・ 河北町の生涯学習の場の整備のあり方、そして、生涯学習情報の収集と提供システムのあり方について弾力的に計画を進める。</p>	<p>(1)生涯学習基本構想 【策定年月】 ・平成13年4月 【内容】 ・生涯学習の振興のための施策を長期的展望にたつて、総合的・計画的に推進するための指針</p> <p>(2)年次別重点整備計画 【策定年月】 ・平成13年4月 【内容】 ・平成13年度～平成17年度(5年) ・生涯学習推進に伴う年次別の具体的事業計画</p>	<p>(1)生涯学習基本構想 【策定年月】 ・平成16年3月(予定) 【内容】 ・生涯学習社会の構築を目的とした推進体制整備の指針となるもの</p> <p>(2)生涯学習推進振興計画 【策定年月】 ・平成16年3月(予定) 【内容】 ・生涯学習社会の構築を目的とした推進体制整備の指針となるもの</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
<p>4 青少年健全育成事業については、石巻市少年センターを拠点として事業を推進する。 5 体育振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>(1)生涯学習基本計画</p> <p>【策定年月】 ・平成16年3月(予定)</p> <p>【内容】 ・長期的な視点にたち、桃生町の生涯学習の基本方針と主要な施策の指針となるもの。(基本構想も含めて作成)</p>	<p>(1)生涯学習基本構想</p> <p>【名称】 ・『にっこり 学びの笑顔づくり』プラン21</p> <p>【策定年月】 ・平成14年4月</p> <p>【内容】 ・北上町らしい生涯学習社会を実現するための基本的な考えを示すものであり、今後の具体的な施策や事業を実施するにあたっての基本理念。</p>	<p>該当なし</p>	<p>生涯学習基本構想、生涯学習基本計画等については新市において、速やかに策定する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 生涯学習事業に関する こと	(2)生涯学習推進本部 <p>【目的】 生涯学習の推進を図るため、石巻市生涯学習推進本部を設置し、市民の多岐にわたる学習活動要求に対応できる生涯学習推進体制を、全庁あげて取組むこととする。</p> <p>【構成】 本部長 市長 副本部長 助役・収入役・教育長 本部員 各部長・市立病院事務長</p>	(目的) 河北町生涯学習の指針とするもので河北町民憲章、新河北町総合計画基本構想の目標達成に向けて生涯学習体系を構築し、豊で明るく生きがいのある町の実現を図り生涯学習推進のための基本的な目標を示すもの。 <p>【構成】 本部長 町長 副本部長 助役・収入役・教育長 本部員 各課長</p>	(目的) 町の生涯学習を総合的かつ効果的に推進しその普及を図るため、生涯学習本部を設置する。 <p>【構成】 本部長 町長 副本部長 助役・収入役・教育長 本部員 各課長</p>	(目的) 町の生涯学習を総合的かつ効果的に推進しその普及を図る。(平成16年3月設置予定) <p>【構成】 本部長 町長 副本部長 助役・教育長 本部員 各課長</p>
	(3)生涯学習推進委員 <p>【目的】 石巻市生涯学習基本構想に基づき、石巻市生涯学習推進委員会を設置し、市民の豊かで生きがいのあるまちづくりを目指し、生涯学習事業を総合的・効果的に推進するため基本的事項について調査検討を行う。</p> <p>【委員】 委員数 25名以内 (現在18名) 任期 2年</p>	(目的) 河北町生涯学習まちづくり推進基本構想に基づき、河北町生涯学習まちづくり推進会議を設置し、広く町民の意見や要望を取り入れ、生涯学習事業の総合的且つ効果的な推進を図る。 <p>【委員】 委員数 25名以内 (現在休会中) 任期 1年</p>	(目的) 雄勝町生涯学習基本構想に基づき、生涯学習の総合的な振興を図るため、雄勝町生涯学習推進委員会を設置する。 <p>【委員】 委員数 15名以内 (現在13名) 任期 2年</p>	(目的) 河南町生涯学習基本構想に基づき、生涯学習の総合的な振興を図るため、河南町生涯学習推進会議を設置する。 <p>【委員】 委員数 20名以内 任期 2年 平成16年3月設置予定</p>
	(4)情報提供 <p>【広報誌等】 石巻市生涯学習情報紙「順風」の発行 ・発行数 46,000部 ・発行回数 年2回 (9月,3月) ・配布方法 全戸配布</p> <p>【インターネット等】 ・独自のホームページを開設し情報の提供を行っている。</p>	【広報誌等】 「かほく生涯学習情報」の発行 ・発行数 4,000部 ・発行回数 年1回 (4月) ・配布方法 全戸配布 <p>【インターネット等】 ・町のホームページで情報の提供を行っている。 ・エルネット受信局設置</p>	【広報誌等】 学習成果に関する冊子「ゆずり葉」の発行 ・発行数 200部 ・発行回数 年1回 (6月) ・配布方法 各種団体等に配布 <p>【インターネット等】 ・町のホームページで情報の提供を行っている。</p>	【広報誌等】 生涯学習情報誌「生涯学習のまど」の発行 ・発行数 5,300部 ・発行回数 年6回 (隔月) ・配布方法 全戸配布 公民館だより「こころまち」の発行 ・発行数 5,300部 ・発行回数 年5回 (月) ・配布方法 全戸配布 <p>【インターネット等】 ・町のホームページで情報の提供を行っている。</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
-------	------	------	-----------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【目的】 本町の生涯学習に関する総合的な推進を図る。 (推進本部設置予定)</p> <p>【構成】 本部長 町長 副本部長 助役・教育長 本部員 各課長</p>	<p>【目的】 北上町における生涯学習に関し、関係各課等の事務の緊密な連絡調整を図り、生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、北上町「新古里学びの笑顔づくり」推進本部を設置する。 【構成】 本部長 町長 副本部長助役・収入役・教育長 本部員 各課長</p>	<p>生涯学習推進事項については、庁議(三役・教育長・各課長)により協議・決定しており生涯学習推進本部設置の規定はなし。</p>	<p>新市において策定する生涯学習基本構想に基づき設置する。</p>
<p>【目的】 町内地域毎に実践組織として「生涯学習推進協議会」を設置。 (地区生涯学習推進協議会 設置予定)</p> <p>【構成】 部落会三役・行政区長・分館長・分館主事・体育指導委員・老人クラブ・地域婦人会・子ども会 等</p>	<p>【目的】 北上町における生涯学習に関する必要な事項を協議し、町民の自主的、主体的な生涯学習活動の推進を図るため、北上町「新古里学びの笑顔づくり」推進協議会を設置する。</p> <p>【委員】 委員数 18名以内 (現在18名) 任期 2年</p>	<p>【現況】 牡鹿町における生涯学習に関する必要な事項は、現在、庁議にて決定している。</p>	<p>新市において策定する生涯学習基本構想及び生涯学習基本計画を基に委員会を設置する。</p>
<p>【広報誌等】 生涯学習だより「ももじろう」の発行 ・発行数 2,450部 ・発行回数 月1回 ・配布方法 全戸配布</p> <p>【インターネット等】 ・町のホームページで情報の提供を行っている。</p>	<p>【広報誌等】 町の広報紙「きたかみ」に生涯学習情報コーナー1ページ掲載</p> <p>【インターネット等】 ・町のホームページで情報の提供を行っている。</p>	<p>【広報誌等】 町の広報紙「おしか」に生涯学習情報コーナー1ページ掲載</p> <p>【インターネット等】 ・町のホームページで情報の提供を行っている。</p>	<p>広報誌については、年1回発行する。 なお、現在石巻市のみで行われている独自の生涯学習情報提供システムについては、ホームページの活用等、そのあり方を、合併後、検討する。</p>

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
2 社会 教育 関係 事業 に関 する こと	(1)社会教育委員	[目的] 社会教育の向上を図るため [委員] ・委員数 12名 ・任期 2年 ・会議 定例会年4回	[目的] 社会教育の向上を図るため [委員] ・委員数 8名 ・任期 2年 ・会議 定例会年4回	[目的] 社会教育の向上を図るため [委員] ・委員数 5名 ・任期 2年 ・会議 定例会年3回
	(2)成人式	[実施日] 1月 第2日曜日 [平成14年度実績] ・該当者 男 888名 女 810名 計 1,698名 ・出席者 男 605名 女 622名 計 1,227名 ・会場 石巻市民会館	[実施日] 1月 第2日曜日 [平成14年度実績] ・該当者 男 104名 女 125名 計 229名 ・出席者 男 85名 女 102名 計 187名 ・会場 河北町総合センター(ビッグバン)	[実施日] 1月 第2日曜日 [平成14年度実績] ・該当者 男 34名 女 30名 計 64名 ・出席者 男 27名 女 18名 計 45名 ・会場 雄勝町公民館
	(3)主な社会教育関係認定団体	[主な社会教育関係認定団体] ・石巻市子ども会育成会連絡協議会 ・石巻市ジュニアリーダーサークル・げろっば ・石巻市兼任社会教育主事会 ・石巻市地域教育力・体験活動推進協議会 ・石巻市体験活動支援センター ・石巻市民憲章推進会議 ・石巻市経験を活かす会 ・石巻市文化協会 ・石巻市地域婦人団体連絡協議会 ・少年センター運営協議会 ・少年センター少年補導員会 ・石巻市青少年健全育成市民会議 ・石巻点字勉強会 ・石巻絵本とおはなしの会 ・石巻市父母教師会連合会 ・石巻市体育協会	[主な社会教育関係認定団体] ・河北町文化協会 ・河北町法印神楽保存会連絡協議会 ・河北町体育協会 ・河北町スポーツ少年団 ・河北町子ども会育成連合会 ・河北町むぎわらジュニアリーダー ・飯野川婦人会 ・二俣婦人会 ・河北町父母教師会連絡協議会	[主な社会教育関係認定団体] ・雄勝町子ども会育成会 ・雄勝町視聴覚連絡協議会 ・雄勝町文化協会 ・雄勝町連合婦人会 ・ジュニアリーダー「くれよん」 ・雄勝町体育協会 ・雄勝町スポーツ少年団本部 ・雄勝町父母教師会連合会

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
-------	------	------	-----------------

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>【目的】 社会教育の向上を図るため</p> <p>【委員】 ・委員数 7名 ・任期 2年 ・会議 定例会年4回</p>	<p>河北町と共同設置</p>	<p>【目的】 社会教育の向上を図るため</p> <p>【委員】 ・委員数 7名 ・任期 2年 ・会議 定例会年4回</p>	<p>現市町より1名以上の選出で概ね20名以内とし、合併時まで調整する。</p>
<p>【実施日】 1月5日</p> <p>【平成14年度実績】 ・該当者 男 51名 女 82名 計 133名 ・出席者 男 41名 女 68名 計 109名 ・会場 桃生文化交流会館</p>	<p>【実施日】 1月 第2日曜日</p> <p>【平成14年度実績】 ・該当者 男 40名 女 33名 計 73名 ・出席者 男 31名 女 28名 計 59名 ・会場 北上町中央公民館</p>	<p>【実施日】 1月 第2日曜日</p> <p>【平成14年度実績】 ・該当者 男 33名 女 47名 計 80名 ・出席者 男 24名 女 28名 計 52名 ・会場 牡鹿町民体育館</p>	
<p>【主な社会教育関係認定団体】 ・桃生町文化協会 ・桃生町体育協会 ・桃生町スポーツ少年団本部 ・地域ぐるみ青少年健全育成協議会 ・桃生町子ども会育成連合会 ・ジュニアリーダー ・桃生町婦人会 ・桃生町父母教師会連合会</p>	<p>【主な社会教育関係認定団体】 ・北上町体育協会 ・北上町文化協会 ・北上町子ども会育成会 ・北上町婦人学級 ・北上町ジュニアリーダー「いぬわし」 ・北上町にっこり少年野球親の会 ・北上町スポーツ少年団本部 ・にっこり国際交流友の会 ・北上町連合父母教師会</p>	<p>【主な社会教育関係認定団体】 ・牡鹿町青少年健全育成町民会議 ・牡鹿町婦人会連絡協議会 ・牡鹿町父母教師会連絡協議会 ・牡鹿町芸術文化協会 ・牡鹿町体育協会 ・牡鹿町子ども会育成連合会 ・牡鹿町ジュニアリーダーサークル「くじらーズ」</p>	<p>認定団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、認定基準については合併時まで調整する。 また、組織の改編については、合併後、調整に努める。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 公民館の運営に関すること	<p>【施設名】 ・石巻市中央公民館 ・渡波公民館 ・蛇田公民館 ・稲井公民館 ・荻浜公民館</p> <p>【分館等数】 ・9分館</p> <p>【休館日】 ・教育委員会が特に必要と認めるとき。 ・12月28日～翌年1月4日</p> <p>【開館時間】 ・午前9時～午後9時30分</p> <p>【運営審議組織】 ・社会教育委員の会議で審議</p> <p>【主な事業】 ・高齢者教室 ・女性教室 ・市民教養講座 ・子どもの教室 ・その他</p>	<p>【施設名】 ・河北町公民館</p> <p>【分館等数】 ・41地区館</p> <p>【休館日】 ・毎週月曜日(祝日を除く) ・年末年始(12月29日～1月3日) ・祝日の翌日(土・日を除く)</p> <p>【開館時間】 ・平日・土曜日 午前9時～午後9時 ・日曜日・祝日 午前9時～午後5時</p> <p>【運営審議組織】 ・公民館運営審議会 ・委員数 8名</p> <p>【主な事業】 ・長生大学 ・趣味の教室 ・青年交流・組織育成事業 ・その他</p>	<p>【施設名】 ・雄勝町公民館</p> <p>【分館等数】 ・6分館</p> <p>【休館日】 ・12月27日～翌年1月3日</p> <p>【開館時間】 ・午前8時30分～午後9時</p> <p>【運営審議組織】 ・社会教育委員会で審議</p> <p>【主な事業】 ・青少年教室 ・成人教室 ・芸術文化祭 ・子どもの教室 ・その他</p>	<p>【施設名】 ・河南町公民館 (施設名称は河南町農村環境改善センター)</p> <p>【分館等数】 ・5地区館 ・36分館</p> <p>【休館日】 ・12月29日～翌年1月3日</p> <p>【開館時間】 ・午前9時～午後10時まで</p> <p>【運営審議組織】 ・社会教育委員の会議で審議</p> <p>【主な事業】 ・青年教育 ・成人教育 ・婦人教育 ・高齢者教育 ・その他</p> <p style="text-align: center;">施設管理については農政部門の管轄である。 平成17年3月完成予定の河南町多目的ふれあい交流施設に公民館機能を移行する予定であり、その後の改善センター利活用については平成16年度中に決定予定である。</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
-------	------	------	-----------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【施設名】 ・桃生町公民館</p> <p>【分館等数】 ・10分館(施設3, 青空7)</p> <p>【休館日】 ・12月29日～翌年1月3日</p> <p>【開館時間】 ・午前9時～午後9時</p> <p>【運営審議組織】 ・社会教育委員の会議で審議している。</p> <p>【主な事業】 ・高齢者教室 ・教養講座 ・町民文化祭 ・町民芸能祭 ・その他</p>	<p>【施設名】 ・北上町中央公民館</p> <p>【分館等数】 ・1分館</p> <p>【休館日】 ・12月29日～翌年1月3日</p> <p>【開館時間】 ・午前8時30分～午後9時</p> <p>【運営審議組織】 ・公民館運営審議会 ・委員数 8名</p> <p>【主な事業】 ・歴史講座 ・IT教室 ・女性教室 ・趣味の教室 ・ふるさと子ども教室 ・山野草展 ・町民文化祭 ・成人式 ・青少年海外研修 ・高齢者教室 ・青少年教室</p>	<p>【施設名】 ・牡鹿町公民館</p> <p>【分館等数】 ・4分館</p> <p>【休館日】 ・12月29日～翌年1月3日まで</p> <p>【開館時間】 ・午前9時～午後9時</p> <p>【運営審議組織】 ・社会教育委員の会議で審議している。</p> <p>【主な事業】 ・成人式 ・青年教室 ・高齢者大学 ・婦人教室 ・趣味の教室</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ, 合併後も社会教育等の中心的役割を担う施設として事業を推進する。 なお, 類似事業等については, 合併後, 調整する。 また, 運営審議会については, 合併時に廃止し, 新たに各館単位の公民館運営委員会の設置を検討する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
4 図書館・図書室の運営に関すること	<p>【施設名】 ・石巻市図書館</p> <p>【休館日】 ・毎週月曜日 ・第2日曜日 ・祝日 ・12月28日～翌年1月4日 ・図書館資料特別整理期間 【開館時間】 ・火曜日～金曜日 9:00～16:45 ・第2日曜日の次の月曜日 9:00～16:45 ・水曜日 9:00～19:00 ・土,日曜日 9:00～16:00</p> <p>【貸出冊数】 1人 10冊 【貸出期間】 2週間以内 【蔵書数】(平成14年3月31日現在) 166,151冊 【個人貸出総数】(平成14年3月31日現在) 313,128冊 【主な事業】 ・障害者サービス ・読書会 ・紙芝居とおはなしの会 ・企画展 ・郷土史講座 【関係団体】 ・石巻絵本とお話の会 ・石巻点字勉強会</p> <p>【電算システム】 ・貸出・返却 ・資料・利用者登録 ・図書の入受・登録 ・図書,資料の検索・予約 ・蔵書管理</p>	<p>【施設名】 ・河北町公民館図書室</p> <p>【休館日】 ・毎週月曜日 ・12月27日～翌年1月4日 ・蔵書点検期間 ・臨時休館日 (公民館長が認めた日) 【開館時間】 ・火曜日～金曜日 12:00～19:00 ・土,日曜日・祝祭日 9:00～17:00</p> <p>【貸出冊数】 1人 3冊 【貸出期間】 15日以内 【蔵書数】(平成14年3月31日現在) 23,308冊 【個人貸出総数】(平成14年3月31日現在) 11,557冊 【主な事業】 ・おはなし会 ・手づくり絵本教室 ・手作り絵本展</p> <p>【電算システム】 ・貸出・返却 ・資料・利用者登録 ・図書の入受・登録 ・図書,資料の検索・予約 ・蔵書管理</p>	<p>【施設名】 ・雄勝町公民館図書室</p> <p>【休館日】 ・12月27日～翌年1月3日</p> <p>【開館時間】 ・月曜日～金曜日 9:00～17:00</p> <p>【貸出冊数】 1人 4冊 【貸出期間】 1ヶ月以内 【蔵書数】(平成14年3月31日現在) 9,602冊 【個人貸出総数】(平成14年3月31日現在) 426冊 【主な事業】 該当なし</p> <p>【電算システム】 該当なし</p>	<p>【施設名】 ・河南町公民館図書室 (改善センター内)</p> <p>【休館日】 ・毎週土・日曜日 ・12月29日～翌年1月3日</p> <p>【開館時間】 ・月曜日～金曜日 9:00～17:00 ・第1,第3水曜日 9:00～19:00</p> <p>【貸出冊数】 1人 5冊 【貸出期間】 2週間以内 【蔵書数】(平成14年3月31日現在) 14,543冊 【個人貸出総数】(平成14年3月31日現在) 1,165冊 【主な事業】 ・子どもの本移動展示会</p> <p>【電算システム】 該当なし</p> <p>平成17年3月完成予定の河南町多目的ふれあい交流施設に公民館図書室機能を移行する予定である。</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
-------	------	------	-----------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【施設名】 ・桃生町公民館図書室</p> <p>【休館日】 ・毎週土・日曜日及び 祝日 ・12月29日～翌年1月3 日</p> <p>【開館時間】 ・月曜日～金曜日 9:00～17:00</p> <p>【貸出冊数】 1人 2冊</p> <p>【貸出期間】 10日以内</p> <p>【蔵書数】(平成14年3 月31日現在) 7,456冊</p> <p>【個人貸出総数】(平成 14年3月31日現在) 3,355冊</p> <p>【主な事業】 該当なし</p> <p>【電算システム】 該当なし</p>	<p>【施設名】 ・北上町公民館図書室</p> <p>【休館日】 ・12月29日～翌年1月3 日</p> <p>【開館時間】 ・9:00～21:00</p> <p>【貸出冊数】 規定なし</p> <p>【貸出期間】 規定なし</p> <p>【蔵書数】(平成14年3 月31日現在) 3,977冊</p> <p>【個人貸出総数】(平成 14年3月31日現在) 124冊</p> <p>【主な事業】 該当なし</p> <p>【電算システム】 該当なし</p>	<p>【施設名】 ・牡鹿町公民館図書室</p> <p>【休館日】 ・12月29日～翌年1月3 日</p> <p>【開館時間】 ・月曜日～金曜日 9:00～21:00</p> <p>【貸出冊数】 1人 10冊</p> <p>【貸出期間】 2週間以内</p> <p>【蔵書数】(平成14年3 月31日現在) 4,063冊</p> <p>【個人貸出総数】(平成 14年3月31日現在) 670冊</p> <p>【主な事業】 該当なし</p> <p>【電算システム】 該当なし</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、貸出し等の図書業務については、石巻市の例により合併時に統一する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
5 青少年健全育成事業に関すること	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市青少年健全育成市民会議 ・石巻市青少年育成推進会議 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導に関すること ・少年相談に関すること ・少年補導員に関すること ・青少年健全育成団体に関すること ・少年センター運営協議会に関すること ・非行防止ネットワーク団体に関すること <p>【少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会 委員数 15名 任期 2年 ・補導員 補導員数 100名 任期 2年 	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河北町小中学校区健全育成協議会 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、学区内パトロール、少年の主張大会、広報活動、生活標語の募集、地区懇談会開催 <p>【少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雄勝町青少年問題協議会 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会 青少年をめぐる環境問題や非行の発生状況などを確認し、各団体が連携、青少年の健全育成に努める。(会議年1回) <p>【少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河南町青少年問題協議会 ・青少年のための河南町民会議 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会 青少年をめぐる環境問題や非行の発生状況などを確認し、各団体が連携、青少年の健全育成に努める。(会議年2回) ・青少年のための河南町民会議 既存の育成団体の活動の調整や町行政当局、県民会議との連携 <p>【少年センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	
6 体育振興事業に関すること	(1)体育協会に関すること	<p>【体育協会組織】</p> <p>目的</p> <p>市民の体育振興と体位の向上を図り、市の発展に寄与することを目的としている体育協会に対し、指導助言・連絡調整等を行い各種事業の推進を図る。</p> <p>概要</p> <p>登録団体数：35団体 (平成15年4月現在)</p>	<p>【体育協会組織】</p> <p>目的</p> <p>「スポーツを振興して、町民の体位の向上を図り、スポーツ精神を養い、明るい町づくりと町発展に寄与すること」を目的としている体育協会に対し、育成と活動奨励を行い体育の振興を図る。</p> <p>概要</p> <p>登録団体数：9団体 (平成15年4月現在)</p>	<p>【体育協会組織】</p> <p>目的</p> <p>町民のスポーツ振興と体位の向上を図り、スポーツ精神を養いもって明るい町づくりと町の発展に寄与することを目的としている。体育協会に対し、指導助言・連絡調整等を行い各種事業の推進を図る。</p> <p>概要</p> <p>登録団体数：9団体 (平成15年4月現在)</p>	<p>【体育協会組織】</p> <p>目的</p> <p>体育諸団体の連絡提携をはかり、体育スポーツの振興を期し、町民体位の向上とスポーツを通して町の発展に寄与することを目的としている。体育協会に対し、指導助言・連絡調整を行い各種事業の推進を図る。</p> <p>概要</p> <p>登録団体数：12団体 (平成15年4月現在)</p>
	(2)体育指導委員に関すること	<p>【目的】</p> <p>石巻市におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う。</p>	<p>【目的】</p> <p>河北町におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う。</p>	<p>【目的】</p> <p>雄勝町におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技指導・活動の促進その他スポーツに関する指導、助言を行う。</p>	<p>【目的】</p> <p>生涯スポーツの普及振興と生涯スポーツを通じた地域づくりを図るため。</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
-------	------	------	-----------------

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桃生町地域ぐるみ青少年健全育成推進協議会 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成推進大会 (意見発表・講演会) ・地区懇談会 ・巡視活動 ・クリーン活動 ・広報活動(広報誌年2回) ・その他地区組織の活動 <p>【少年センター】</p> <p>該当なし</p>	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北上町青少年健全育成協議会 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区巡回活動、青少年健全育成の啓発用看板作成、講演会、広報活動 <p>【少年センター】</p> <p>該当なし</p>	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牡鹿町青少年健全育成町民会議 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年の主張大会の開催 ・健全育成標語の募集 ・立志式の開催 ・会報の発行 ・その他 <p>【少年センター】</p> <p>該当なし</p>	<p>石巻市少年センターを拠点として事業を推進する。</p>
<p>【体育協会組織】</p> <p>目的</p> <p>住民の体育振興と体位の向上を図り、町の発展に寄与することを目的としている体育協会に対し、指導助言・連絡調整等を行い各種事業の推進を図る。</p> <p>概要</p> <p>登録団体数:10団体 (平成15年4月現在)</p>	<p>【体育協会組織】</p> <p>目的</p> <p>町民の体育振興と体位の向上を図り、町の発展に寄与することを目的としている体育協会に対し、指導助言・連絡調整等を行い各種事業の推進を図る。</p> <p>概要</p> <p>登録団体数:7団体 (平成15年4月現在)</p>	<p>【体育協会組織】</p> <p>目的</p> <p>町民の体育振興と体位の向上を図り、町の発展に寄与することを目的としている体育協会に対し、指導助言・連絡調整等を行い各種事業の推進を図る。</p> <p>概要</p> <p>登録団体数:7団体 (平成15年4月現在)</p>	<p>地域性を重視し、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市においても体育協会が主催、共催している各種スポーツ大会等の支援に努める。 また、組織の改編についても、合併後、調整に努める。</p>
<p>【目的】</p> <p>桃生町におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う。</p>	<p>【目的】</p> <p>北上町におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う。</p>	<p>【目的】</p> <p>牡鹿町におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、委員の選出方法及び定数などは、現在に至る市町の経緯等を尊重のうえ、合併後、調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
6 体育振興事業に関する事 こと	<p>〔委員〕 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行うにあたり、熱意と能力をもつ者で各機関からの推薦者を教育委員会が委嘱。委員は23名</p> <p>体育振興課推薦 8名 中央公民館推薦 4名 蛇田公民館推薦 3名 渡波公民館推薦 3名 稲井公民館推薦 3名 荻浜公民館推薦 2名</p>	<p>〔委員〕 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行うのに熱意と能力をもつ者の中から教育委員会が委嘱。委員は15名(選任にあたっては、担当地域・年齢・性別のバランスも考慮して行っている)</p>	<p>〔委員〕 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行うにあたり、熱意と能力をもつ者で各機関からの推薦者を教育委員会が委嘱。委員定数は8人以内・実員数7人 体育振興課・公民館推薦 7名</p>	<p>〔委員〕 スポーツ活動に貢献し、また、住民に対し指導・助言する能力を持つ者を委嘱。委員は10名。</p>
	<p>(2) 体育指導委員に関する事 (つづき)</p>	<p>大会名: 1) 石巻市民体育大会 2) 宮城県駅伝競走大会 3) 石巻市陸上競技選手権大会 4) つくも大学大運動会 5) 石巻市老人スポーツ大会 6) 市婦連・町内会婦人部合同軽スポーツ大会 7) 石巻地区陸上競技継走大会 8) 石巻室内陸上競技大会 9) 石巻小中学校水泳大会 10) 石巻市長杯軟式野球大会 11) 石巻市民ソフトボール大会 12) 石日旗争奪少年野球大会 13) 石日杯親善ゲートボール大会 14) 宮城県高等学校総合体育大会剣道大会</p>	<p>大会名: 1) 国体開催記念 宮城県近県選抜河北町長杯武山範士旗争奪少年剣道大会 2) 河北町健康まつり大会 3) 町民グラウンドゴルフ大会 4) 小学生キンボール大会 5) 町民ドンバーボール大会 6) フリーラン駅伝大会 7) 4地区スポーツフェスティバル</p>	<p>大会名: 1) B & G財会長杯争奪東日本フィッシングフェスティバル 2) 教育長杯争奪県内小学生バレーボール大会 3) 海の旬間海洋スポーツレクリエーション大会 4) B & G宮城マリンスポーツフェスティバル 5) B & G財会長杯争奪おがつ夏まつり海洋大会 6) 青少年海洋スポーツ外洋体験会 7) B & G財会長杯争奪小学生ミニバスケットボール大会 8) B & G財会長杯争奪管内少年剣道大会 9) B & G財会長杯争奪県内少年躰道大会</p>
<p>(3) 市民・町民体育祭、各種スポーツ大会等に関する事</p>				

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
-------	------	------	-----------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【委員】 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行うにあたり、熱意と能力をもつ者で各行政区長から分館単位に推薦者を教育委員会が委嘱。委員は10名。寺崎・中津山・城内・新田・給人町・神取・高須賀・永井・樫崎・太田、各分館から1名。</p>	<p>【委員】 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行うにあたり、熱意と能力をもつ者で各機関からの推薦者を教育委員会が委嘱。委員は23名</p>	<p>【委員】 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解を持ち、指導委員としての職務を行うのに必要な能力と熱意を有するもので、教育長からの推薦者を教育委員会が委嘱。委員は10名以内</p>	
<p>大会名： 1) 町民グラウンド開き野球大会 2) ソフトボール大会 3) バレーボール大会 4) マレットゴルフ大会 5) 卓球大会 6) ゲートボール大会 7) シニア老人スポーツ大会 8) 中学校バレーボール大会 9) アスレチック大会 10) 学区対抗球技大会 11) 少年少女野球・ソフトボール大会 12) 小学校陸上競技記録会 13) 少年少女剣道大会 14) 北上水系少女ソフトボール大会(祭り) 15) マレットゴルフ大会(祭り) 16) ゲートボール大会(祭り)</p>	<p>大会名： 1) 北上町グラウンドゴルフ大会 2) 北上町陸上競技大会 3) 北上町バレーボール大会 4) 北上町少年野球大会 5) 北上町ソフトボール大会 6) 北上町町杯野球大会 7) にっこり杯少年野球大会 8) 橋浦小学校・橋浦学区民合同運動会 9) 吉浜小学校・吉浜学区民合同運動会 10) 相川小学校・相川学区民合同運動会 11) 新古里ビニールバレーボールリーグ戦大会 12) にっこり杯剣道大会</p>	<p>大会名： 1) 各小中学校学区民運動会 2) 網地島島民運動会 3) 牡鹿町杯野球大会 4) 牡鹿町杯バレーボール大会 5) 教育長杯バレーボール大会 6) 町民バレーボール祭 7) 牡鹿町杯グラウンドゴルフ大会</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、類似の大会等の存続・統廃合について、合併後、調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
---------	---------	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
6 体育振興事業に関する こと	大会名: 石巻シーサイドマラソン 大会 【概要】 開催日: 平成15年10月26日 参加者: 1,004人	大会名: かほくマラソン大会 【概要】 開催日: 平成15年11月2日 参加者: 722人	【該当なし】	【該当なし】

協議事項調整内容総括表

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会・体育振興分科会
-------	------	------	-----------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
大会名： 桃次郎マラソン大会 【概要】 開催日： 平成15年10月19日 参加者： 484人	大会名： 北上町新古里にっこりマラソン大会 【概要】 開催日： 平成15年11月16日 参加者： 530人	【該当なし】	合併後，一本化し実施する。

社会教育事業の取扱いについて

1 提案理由

社会教育活動とは、学習者自身の自由な意志に基づいて、それぞれ個人に合った様々な方法で学習していくことであり、現在は生涯学習と一体化した学校以外での教育・学習を、より範囲を広げて捉えたものであります。

平成2年の生涯学習振興法の制定後、「生涯学習」という言葉も徐々に一般にも浸透してきています。

社会教育事業には、各種学級・セミナー、青少年健全育成事業等の生涯学習全般事業、各地域での学習活動の拠点となっている公民館関係事業、自主学習施設の拠点である図書館関係事業、スポーツイベント・行事の開催、社会体育の普及、体育環境の整備等の社会体育関係事業があり各市町独自の事業を行っています。

いずれも住民の自主的な学習、社会活動に密接に関わっており、住民参加なしでは事業の推進、目的の達成は難しいことから、合併に際しては、適切な学習機会、情報提供等に努めつつ、社会教育・生涯学習意識の啓蒙を図り、住民を巻き込んだ活動を推進していくなかで各種事業、組織等統合・再編することが適当であり合併時に統一が困難なものについては、地域特性などを考慮し、合併後、新市において調整を図ることとしています。

2 関連法抜粋

【生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律】(平成2年法律第71号)

(目的)

第1条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(市町村の連携協力体制)

第11条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

【社会教育法】(昭和24年法律第207号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- (1) 社会教育に必要な援助を行うこと。
- (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。
- (3) 公民館の設置及び管理に関すること。
- (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- (5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (9) 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (10) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (11) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- (12) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- (13) 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- (14) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- (15) 情報の交換及び調査研究に関すること。
- (16) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

(公民館の目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第34条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

(1) 定期講座を開設すること。

(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

(6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

第48条 略

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第1項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

【図書館法】(昭和25年法律第118号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治29年法律第89号)第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようすること。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること

【スポーツ振興法】(昭和36年法律第141号)

(目的)

第1条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあってはならない。

(定義)

第2条 この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

(施策の方針)

第3条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

(計画の策定)

第4条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。第23条において同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、第1項の基本的計画を参し

やくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

- 4 都道府県及び第18条第2項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第3項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第7条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行なうものとする。

(青少年スポーツの振興)

第8条 国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない。

(職場スポーツの奨励)

第9条 国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(野外活動の普及奨励)

第10条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導者の充実)

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

(学校施設の利用)

第13条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む。)の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(体育指導委員)

第19条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

- 2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うものとする。

3 先進事例

【静岡市】

社会教育については、学習機会・情報の提供に努めるなど、市民サービスの向上を図るよう調整するものとする。なお、公民館については、現行のとおりとする。

【西東京市】

生涯学習関係事業については、事務事業の一元化の基本的な考え方をもとに次のとおり調整するものとする。

- (1) 生涯学習推進計画に関することについては、新市において新たに策定する。
- (2) 青少年の健全育成に関することについては、新市において事業全般のあり方を調整する。
- (3) 地区会館及びアスタ市民ホールに関することについては、現行のまま新市へ引き継ぐ。
- (4) その他社会教育事業に関することについては、当面現行の内容を継続し新市においてそのあり方を検討する。
- (5) 文化財の保護に関することについては、現行のまま新市へ引き継ぐ。
- (6) 社会体育施設に関することについては、運営は当面現行のとおりとする。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- (7) 体育・スポーツ及びレクレーション事業に関することについては、当面現行のまま事業を実施する。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- (8) 学校施設開放に関することは、合併後も現行の内容を継続して実施する。
- (9) 公民館については、「地区館 分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く
- (10) 図書館については、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。
- (11) 菅平少年自然の家（田無山荘）に関することについては、現行のまま新市へ引き継ぐ。

【篠山市】

社会教育関係の取扱い

- (1) 社会教育関係審議会等については、新町において新たに設置する。
- (2) 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。
- (3) 視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。
- (4) 町指定文化財は、新町に引き継ぐ。

【東かがわ市】

- (1) 教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。

第11回 石巻地域合併協議会日程(案)

- 1 日 時 平成16年2月26日(木) 午前9時30分から
- 2 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
- 3 報告事項
報告第 号 石巻地域合併協議会第2小委員会(第 回)について
- 4 協議事項
協議第41号の1 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その2)
協議第42号の1 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について
協議第43号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について
協議第44号の1 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について
協議第45号の1 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について
協議第46号の1 文化振興事業の取扱い(協定項目25-28)について
協議第47号の1 社会教育事業の取扱い(協定項目25-30)について
- 5 提案事項
協議第48号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20)について
協議第49号 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10)について
協議第50号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その2)
協議第51号 保育事業の取扱い(協定項目25-14)について
- 6 その他